

第百六十二回国会 衆議院 国土交通委員会 議 録 第十五号

平成十七年四月二十七日(水曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 橋 康太郎君

理事 衛藤征士郎君 理事 萩山 教嚴君

理事 望月 義夫君 理事 山口 泰明君

理事 阿久津幸彦君 理事 金田 誠一君

理事 土肥 隆一君 理事 赤羽 一嘉君

岩屋 毅君 江崎 鐵磨君

木村 隆秀君 佐藤 勉君

坂本 哲志君 櫻田 義孝君

菅原 一秀君 高木 毅君

武田 良太君 谷 公一君

中馬 弘毅君 寺田 稔君

中野 正志君 二階 俊博君

葉梨 康弘君 林 幹雄君

古川 慎久君 保坂 武君

松野 博一君 森田 一君

菅 直人君 下条 みつ君

高木 義明君 玉置 一弥君

樽井 良和君 津村 啓介君

辻 惠君 中川 治君

長安 豊君 伴野 豊君

松崎 哲久君 三月大造君

室井 邦彦君 和田 隆志君

若井 康彦君 若泉 征三君

佐藤 茂樹君 谷口 隆義君

山名 靖英君 穀田 恵二君

国土交通大臣

国土交通副大臣

国土交通大臣政務官

政府参考人

(国土交通省総合政策局長)

政府参考人
(国土交通省土地・水資源局長)
小神 正志君

政府参考人
(国土交通省住宅局長)
山本繁太郎君

政府参考人
(国土交通省鉄道局長)
梅田 春実君

政府参考人
(住宅金融公庫理事)
吉井 一弥君

参考人
(独立行政法人都市再生機構理事)
伴 襄君

参考人
(独立行政法人都市再生機構理事)
田中 正昭君

参考人
(独立行政法人都市再生機構理事)
河崎 広一君

参考人
(独立行政法人都市再生機構理事)
岡田 隆臣君

参考人
(独立行政法人都市再生機構理事)
田中 久幸君

参考人
(国土交通委員会専門員)
亀井 為幸君

委員の異動
四月二十七日

辞任
江藤 拓君 谷 公一君

河本 三郎君 佐藤 勉君

武田 良太君 坂本 哲志君

中馬 弘毅君 岩屋 毅君

葉梨 康弘君 加藤 勝信君

長安 豊君 辻 恵君

和田 隆志君 津村 啓介君

谷口 隆義君 山名 靖英君

同日 辞任 補欠選任

岩屋 毅君 中馬 弘毅君

加藤 勝信君 葉梨 康弘君

佐藤 勉君 河本 三郎君

坂本 哲志君 武田 良太君

谷 公一君 江藤 拓君

津村 啓介君 和田 隆志君

辻 恵君 長安 豊君

山名 靖英君 石田 祝稔君

四月二十七日

国土交通省のタクシー運賃政策に関する請願
(小宮山洋子君紹介)(第一〇二二号)
同(末松義規君紹介)(第一〇六四号)
同(五島正規君紹介)(第一〇八八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備
のための公営住宅法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第二四号)

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅
等の整備等に関する特別措置法案(内閣提出第
二五号)

独立行政法人住宅金融支援機構法案(内閣提出
第二六号)

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

国土交通行政の基本施策に関する件

線における事故について御報告を申し上げます。
四月二十五日午前九時十八分ころ、西日本旅客
鉄道株式会社福知山線の尼崎駅一塚口駅間におい
て列車が脱線し、多数の死傷者が生じる事故が発
生いたしました。事故に遭いお亡くなりになられ
た方々の御冥福を心からお祈りし、御遺族の皆様
にお悔やみを申し上げる次第でございます。事故
で負傷された皆様の一刻も早い回復をお祈り申し
上げます。

この事故は、宝塚駅発同志社前駅行き七両編成
の快速列車のうち、前の五両が脱線し、そのうち
の前の二両がマンシヨンの一階部分に衝突したも
のでございます。約五百八十名の方が乗車されて
おりましたが、これまでに判明したところでは、
死者は九十名、負傷者は四百五十六名に上ってお
ります。

かねてより、安全は運輸サービスの基本であり、
安全性の確保が利用者に対する最大のサービスと
の認識のもと、安全対策に全力を挙げて取り組ん
でまいりましたが、今回のような多数の死傷者が
生じたことはまことに遺憾でございます。政府と
いたしましては、この重大な事故に対しまして懸
念を取り組みを行っており、現在も昼夜を問わず、
官邸対策室を中心に、国土交通省、消防庁、警察
庁、防衛庁、厚生労働省等の関係省庁が一丸となっ
て、被害を受けられた方々の救助を最優先とした
事故への対応を行っているところでございます。

国土交通省の対応といたしましては、私を本部
長とする福知山線事故対策本部を設置するととも
に、現地で、近畿運輸局に福知山線事故対策本部
を設置し、事故の対応に全力を挙げているところ
でございます。私自身も、事故当日、鉄道局長を
伴い事故現場に急行し、事故の実態を把握すると
ともに、西日本旅客鉄道株式会社の社長に対し、
事故の被害者に対して誠実かつ万全の対応を期す

ること、事故原因の究明について航空・鉄道事故調査委員会等関係機関に対し全面的に協力することを強く要請いたしました。また、その旨を鉄道局長名で改めて文書にて警告をしているところでございます。

国土交通省といたしましては、公共交通機関に係る安全対策の徹底を図る観点から、事故直後の二十五日に、国土交通大臣名で公共交通事業者あてに文書にて、改めて安全対策の徹底を図ること、その際、本社の安全担当の責任者が直接現場に赴き確認することについて強く要請をしたところでございます。加えて、今後の状況を踏まえつつ、できるだけ早い段階で、JRを含む主要な交通事業者に対し、私みずから赴きまして、輸送安全総点検の実施状況について現場での取り組み状況等を直接聴取し、確認する機会を設けることとしております。また、事故の調査については、航空・鉄道事故調査委員会において、事故当日、委員二名と調査官五名を派遣しており、翌日追加で委員二名を派遣し、さらに本日、専門委員一名を派遣しまして、総勢十名で全力を挙げてこの事故原因の解明に取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、まずは被害を受けた方々への対応を最優先するとともに、事故原因の究明、さらには今後の事故再発の防止に全力を挙げて取り組む所存でございます。

○橋委員長 以上で政府の報告は終わりました。

○橋委員長 次に、内閣提出、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省総合政策局長丸山博君、土地・水資源局長小神正志君、住宅局長山本繁太郎君、鉄道局長梅

田春実君及び住宅金融公庫理事吉井一弥君の出席を求め、説明を聴取したと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として独立行政法人都市再生機構理事長伴義君、独立行政法人都市再生機構理事河崎広二君、独立行政法人都市再生機構理事岡田隆臣君及び独立行政法人都市再生機構理事田中久幸君の出席を求め、意見を聴取したと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○橋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。室井邦彦君。

○室井委員 おはようございます。民主党の室井でございます。

質問に入る前に、一言、先日、二十五日に大きな事故が、脱線事故が発生いたしました。私は尼崎を地元選挙区としておりまして、本当に多くの方々がお亡くなりになりました。この場をおかり申し上げまして、お亡くなりになられた皆様方の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御家族、御遺族の方々には心からのお悔やみを申し上げ、また、多く負傷、おけがをされた方々の一日も早い御回復を心からお祈り申し上げますのであります。

また、この委員会におきましては住宅二法の質疑をするわけでありすけれども、皆様方のお許しを賜りまして、この福知山線の脱線事故は、国土交通省、直接の、直轄の省でもあり、緊急性を要するものであります。前半におきまして、この脱線事故に対しての私の思い、そして質問をさせていただきますことを御理解賜りますようにお願い

い申し上げます。

二十五日の朝、私は、月曜日でありますから、いつもどおり午前中に東京に上京する予定で、新幹線の切符を買ってまいりました。私の事務所は国道二号線に面しておりますので、いかに救急車、パトカー、消防が往来しております、何が起きたのか、そんなような程度で思っております。後援会の方から連絡があり、大きな事故があると。当初は福知山線と自動車の脱線だというような情報が入っておりまして、在来線、また時間が、いろいろとダイヤが乱れておると。これは早く行かなくちゃいけないなと思っておりました。

しかし、余りにも異常な状況で心配になりました。現場は久々知ということを知りました。そこまで行きますと、大惨事だということで、私も車から飛びおりまして現地に行きました。ちょうどその時点では線路上に幾つかのむしらがかけられておりまして、もう阪神・淡路大震災を思い出さうな状況でありまして、各道路には、うめき声、そして血だらけの人たちが横たわっておりまして、搬送するものがないということで大騒ぎをしておりまして、ただ私はそこに茫然と立っておった次第であります。

その中で、車両が一台ないという本場に信じられない現状で、消防団とか警察の方々が右往左往しておりまして、あの大きな車両が一台見当たらないという本場に理解のできない現状でありまして、一瞬我が耳を疑いました。そして、私も、国土交通、このような立場であるからということ、本来なら近くまで行くということではできないようでありましたけれども、強引に私も入りました。

そして、信じられない光景がこの目に映ったわけでありまして、列車というのは大体二十メートルというものを聞いておりますし、新聞にもいろいろとございますので、約二十メートルということでありすけれども、駐車場は六メートルから八メートルの小さな、ビルの下にげたを覆かせたようにマンシヨンの下にガレージがあるわけ

あります。何と、その二十メートルという列車がその駐車場の中に入らんと入り込んで、一つの鉄の塊になっておるんですね。それが、二十メートルの列車がもう約七、八メートルの鉄の塊になって、その周りには、理解のできない、車のタイヤとか車輪なんかがいびりついておるとい、へばりついておるとい状況でありました。

今、この新聞の記事を見まして、一号車といいますが先頭車に一番多くの乗客が乗っておるといことを耳にしておりますし、きょうの新聞を見まして、一体まどのくらいの方が先頭車に乗っておられたのか。また、この先頭車に乗るといことは、各駅におるときに、学生の方々が一番、停車したときに、階段とか出口に近いというところで、先頭車に殺到しているようでありす。

そういう現状を、二日間、二十五日は十時から夕方六時半まで茫然としておりましたけれども、その間私の前に通っていくものは、搬出された、うめき声を上げる方、ほとんど何もうめき声も上げない、そういう搬出される方が四十人ほど私の前に素通りをして行きましたけれども、本場にひどい事故を見てまいりまして、まだこの目を疑っておるような状況であります。

そういう中で御質問を申し上げたいわけでありすけれども、直接にこの事故で被害を受けた方々、また、間接的にいいますか、事故に巻き込まれて被害を受けた方々、どのような状況になっているのか、お聞かせください。

○梅田政府参考人 四月二十五日に発生いたしました西日本旅客鉄道福知山線における列車脱線事故に關しましては、事故に遭い、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたします。また、御遺族の皆様方に心よりお悔やみを申し上げますとともに、事故で負傷された方々の一刻も早い御回復を心からお祈り申し上げます。

お尋ねになりました被害でございます。

被害を受けた方々への対応を最優先として、いることから、現時点で判明していないものもございますけれども、午前八時時点でございますが、

かますます不信と疑問が起こってくるわけであり
ます。ぜひその点、深く御指導いただきまして、

またその指導の内容の資料があれば、ぜひこの際我々にもお届けいただきまして、また勉強、目を通させていただきたい、このように思っております。

すので、またその内容の資料の方をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、今後、いろいろなという諸問題

を抱えた中で、J R西日本としてのこれからの運営方針、また、これからJ R西日本に対して政府はどのように対応していくとしておられるの

か、お尋ねをしたいと思います。

○梅田政府参考人 先般、J・R西日本の垣内社長に對しまして、私どもの大臣の方から二点指示を

心誠意、万全の対応を行うこと、それからもう一つは、事故調を初め関係機関に全面的に協力をす

の文書を、私名で社長あてに発出して指導をしているところがございます。

また現場に被害に遭われた方々が残されている状況でございます。まずは、被害に遭われた方々の救出に万全の力を注ぎたいと、既に、

現場においては事故調査委員会の事故調査も始
まっております。警察の捜査等も始まっております。

す。関係機関に対して全面的な協力をして、この事故の原因の究明あるいは再発の防止にしっかりと取り組む必要があるというふうに考えておりまし

○室井委員　くだいようでありますけれども、特

にJR西日本と私鉄の運転士になるまでのいわゆる教育機関、これがJR西日本は異常なほど短いんですよ。私鉄では五年から十年かけて乗務員

また運輸士として採用していく。ＪＲ西日本は一年足らずで運輸士として乗務をさせる、このようなことについても、あわせて十分に御検討また御

指導をしていただかないといけない、このように
 思います。

続きまして、今の質問と多少重複しますけれども、五百八十人近い乗客を乗せているということではジャンボ飛行機と変わらないということでありまして、ただ下を走るか上を飛ぶかという違いでありまして、人の命のとうとさ、重さというものは、やはり私は同じだと思います。

また、飛行機を対象として考えた場合、パイロット、副操縦士というものがつくわけでありまして。こういう考え方に対して、今いろいろとお答えをいただきましたけれども、今後、このような教育体制に、これから見直ししながら、もっと養成時間をかける、余りにも短過ぎる、このようなことを感じておるわけでありまして。飛行機の場合は二人が操縦に当たっているということでありまして、けれども、そういう対応にしたときに、今のこの事故が起きました、そして二十三歳の運転士が対応しておる、五百八十人の乗客を責任を持って運行している。その飛行機との違いといえますか、向こうは副操縦士、私にとりましては五百八十人近い人は同じというふうに思うわけでありましてけれども、そういう副操縦士という問題について、ここはJRは一人でありましてけれども、比べられまして、政府としてのお考え、所見、また違いをお聞かせ願いたいと思います。

○梅田政府参考人 鉄道の場合、いわば運転士としての免許を取得するまでにこれは指定養成所、我々が指定した養成所がございます。通例、例えばJRの場合はJRの社内にある養成所を指定して行われているところでございますが、学科の講習に四百時間以上、技能の講習に四百時間以上の時間をかけて講習を行うというふうに指導しております。指定養成所では、これに従いまして各科目ごとに講習時間を定めて、十分な知識、能力を有する運転士の養成を行っているというところでございます。

この指定養成所を卒業いたしましたとしてもすぐ一人で運転させるということはありません。指導員がそばについて訓練を行ってからひとり立ちをさせるというふう聞いております。

私もどなたかしましては、安全に配慮し、時間をかけて運転士の養成を行っているということでございますので、この基準につきましては、JR西日本だけでなくほかの鉄道事業者も同じような基準でやっておりますから特段問題があるとは考えておりませんし、必要な経験が積まれているものとは考えております。

ただ、今回、こういう事故が発生したのも事実でございます。こういうような教育訓練のあり方についても、今後、私どもとしては検討してまいりたいと考えております。

○室井委員 事故原因にはいろいろと状況が異なっております。そういう中で、今後の補償問題がこれから出てくると思うわけでありまして、乗客、被害に巻き込まれた方々、そしてまた、その崩れた、壊れたマンションにお住まいの方、またその補償、今後どのようなことが考えられるのか、予測されるのか、今の段階でありますけれども、ぜひお聞かせを願いたいと思います。

○梅田政府参考人 先ほども申し上げましたが、事故直後、国土交通大臣からJR西日本の垣内社長に對しまして、事故の被害者に対し誠実かつ万全の対応を期すること等を強く要請しているところでございます。

被害につきましては、詳細はまだ明らかではございません。マンションあるいは自動車等に対する被害があることは事実でございますが、どの程度のものであるかも予測できない状況でございます。

いずれにいたしましても、被害に遭われた方々を初め、これに関連したさまざまな被害につきまして、その補償につきましては、JR西日本が私どもの指導に従い、適切な対応を行うものと認識しているところでございます。

○室井委員 今お答えいただきましたけれども、私は二日間、また、朝から夕方までずっと現場にいました。そういう中で、マンションに入内りしている方々、お住まいの方々が、きょうはどの

ホテルに泊まるのか、きょうはどうなるのか心配だ、何か聞いておられませんかというふうな私に尋ねてこられる方がいらつしやるわけでありまして。

やはりまだまだそういう意味では、そういう安心するようなお答えをいただいておりますけれども、現地で半日間おられますと、出入りされる方々が私にそのような質問とか、ことを聞かれるわけでありまして。きのう泊まった部屋でいいのかなとか、そういうことも言われてこられるということは、まだまだきめ細かくそういう意味では徹底されていかないのかな、御苦労は認めておりますけれども、まだまだそういう点では不十分な点が、マンションの方々に気配りが足らないんじゃないのかな、このようなことを現場にありまして痛切に感じました。

ぜひその点も、十分に後のフォローといえますか、していただきたく、また、まだまだ数日、この現場はかかると思いますが、そういう点を十分に御配慮いただきたいと思いますし、今後、そういう面を把握して、どのように考え、どのように対応されようとしているのか、もう一度その点をお聞かせください。

○梅田政府参考人 先生御指摘の脱線車両が衝突したマンション、ここにお住みの方々あるいはその御近所にお住みの方々に對しまして大変な不安を与えているというのは承知しております。私も、今は被害者の救出に全力を尽くしているところでございますが、やはりそうした方々に対する不安を除くことも大事だというふうに思っております。

JR西日本に對しましては、今そういうことで、被害者の救出で頭がいっぱいだと思いますが、そういう面についても十分配慮をするように指導をしていきたいというふうに考えております。

○室井委員 北側大臣にも現場に、多忙のところおいでをいただきました。そして、短い時間でありましても、現場をしつかりと見ていただきました。その大臣の所感をぜひお聞かせをいただきます。

きたいと思えます。

○北側国務大臣 今は、まだ先頭車両に残された方々がいらつしやいます。現場では、消防の方々の初め関係機関の方々が昼夜を徹して今もその救出作業に全力で取り組んでいるところでございます。今はまず被害者の方々の救出、そして救援、この被害者の方々への対応に万全を期すことが政府の務めでありまして、またJR西日本の最大の務めであるというふうには私は思っています。その旨、JR西日本の社長にも会長にも事故当日強く要請をしているところでございます。

また、当日より鉄道事故調査委員会の専門家の方々が、事故原因の調査のために現場に入らせていただいております。先ほど御報告をさせていただきましたように、きょうさらに追加で一名に入らせていただきました。総勢十名で現在事故原因について調査をしているところでございます。

この事故が、一体なぜこのような事故になったのか。私も当日事故現場に参りましたが、これまでも日本も、日本の鉄道事故というのはあるわけがございますけれども、あのような、脱線をして列車がマンションに衝突をするというふうなことはかつてございません。なぜこのようなことになったのか、この事故原因については徹底して究明する必要がある。ただ、予断を持つてはならないと思っております。徹底して客観的に専門家の方々に究明していただく必要があるというふうに思っております。

この事故原因につきましては、これを明らかにすることが再発防止につながっていくわけでございますので、徹底して事故原因の究明はさせていただきます。また、調査委員会の調査というのは少し時間がかかってしまいます。この事故調査委員会の調査の中で判明した事実関係につきましては、適宜国民の皆様にも、また国会に御報告をさせていただきます。思っているところでございます。

また、きょうも委員から幾つか御指摘をちょうだいしておりますが、調査の結果を待たずして検

討をしなければならぬ課題も出てきております。そのことについても今国土交通省の中で論議を既にさせていただいているところでございますが、再発防止に向けて、先ほど委員の御指摘ございました運転士の育成の問題、教育の問題等なんかも含めまして、今後のあり方につきまして、しっかりと議論を取りまとめをしたいというふうに思っているところでございます。

二度とこのような事故が起こらないように、全力を挙げて事故原因の解明、そして再発防止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○室井委員　ありがとうございます。大臣の強力な指導力をぜひ発揮いただきまして、お願いを申し上げます。

そういう中で、教育だけでなく、技術的な事故防止の対策もいろいろとあるようであります。ATSを新しいものに取りかえとか、いろいろと技術的にあるようでありますので、その点も十分に含んでいただきまして、お力添えまた御指導をお願い申し上げます。

我が市村浩一郎代議士も、最後の方が救出されるまで現場に残っておられるということで、今も三日間続けて現場におります。そういう非常なことで我々の仲間も現地で頑張っておられることをまた御報告申し上げたいと思います。

この部分で今いろいろとお答えを政府の方からもいただきましたけれども、JR西日本、過去におきまして、事故、そういうものがかなり多く発生しております。

そういう中で、このような記事がございました。「あつてはならない事故が再び起きた。またか、という印象だ」、過去の教訓は全く生かされていなかった、このようなことをおっしゃっていただける。また、「JR西日本は口では安全管理を徹底していると言ってきたが、実際にはやっていたいなかった」、そう指摘する、信楽事故で被害に遭われた一人がこのようなことも言っております。

本当にこの教訓を十分に生かし、今後このような惨事が二度と起こらないように、くどいよう

ありますけれども、ぜひ御指導をお願い申し上げます。

それでは、私の方はまだいろいろと御質問したいこともございますけれども、まだ現場では必死に自衛隊また消防団、レスキュー隊が頑張っておられます。また私も地元に戻る予定でありますけれども、この件につきましてはこの程度で御質問を終了させていただきます。本来の住宅二法案の質問に、十五分程度しか残っておりますが、質問をさせていただきます。

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部の改正、また公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案についての質問でありますけれども、質問内容も多少変わりますし、一部質問を取りやめさせていただきますと思います。御理解のほどお願い申し上げます。

まず、賃貸住宅の政策に入りますけれども、二、三質問をいたします。

賃貸住宅の総数、約一千七百万戸と聞いております。公的賃貸住宅の占める割合はその中の約二割。公的賃貸住宅であるという状態という観点では、この二割について政府はどのようなお考えをされておられるのか、お聞かせください。

〔委員長退席、山口(泰)委員長代理着席〕
○山本政府参考人　御指摘いただきましたように、我が国の賃貸住宅一千七百万戸の中で、公的賃貸住宅の管理戸数は約二割に当たる三百四十万戸となっております。

二割という数字が、この割合が適切かどうかという御質問でございますけれども、過去を振り返りますと、昭和三十年代には賃貸住宅全体に占める公的住宅の割合は二〇％程度でございました。少しづつ高まってきているわけでございます。

これは、民間ではなかなか供給が進みにくいファミリー向けの賃貸住宅を中心に、居住水準の高い住宅の供給を進めてきた結果の数字だというふうに受けとめているわけでございます。また、居住水準の面でも、例えば民間賃貸住宅ストック

の戸当たり平均床面積、これは四十四平米でございますけれども、公的賃貸住宅は平均で五十一平米となっております。借家全体の質を高めるためにも、公的賃貸住宅が一定の役割を果たしてきたものと考えております。

現在、社会資本整備審議会におきまして、新たな住宅政策の方向を示す制度の枠組みにつきまして御審議いただいているところでございまして、今後の公的賃貸住宅のあり方につきましてその中で議論を進めていくべき課題と考えているわけでございます。今後の人口減少社会が本格的に到来するということを踏まえ、従来に比べまして、これまで蓄積してきた既存のストックを建てかえとかあるいは住戸の改善といったような方向で有効に活用していくことを中心としまして、あわせて民間賃貸住宅ストックを活用すること、そういったことを通じて住宅セーフティネットの機能を向上させていくということが大事なことでございまして認識しております。

このような認識のもとに、今回お願いしております法案においても、地域住宅計画によりまして、地方公共団体が地域の住宅需要を一元的に掌握しまして、各事業主体と連携して、既存の公的ストックや民間ストックを活用しながら、必要な住宅政策を総合的に展開できるように措置しているところでございます。

○室井委員　公的賃貸住宅の駐車場のトラブルというのを関西でもよく聞くわけでありまして、けれども、特に車を必要とする郊外の住宅が多いように見受けるわけでありますけれども、その点はどういうふうにお考えされておられるのか、お聞かせください。

○山本政府参考人　公的賃貸住宅におきまして駐車場が不足する、したがって団地内の通路に路上駐車が行われるといったような問題が生じている事例があることは承知しております。良好な居住環境を形成する上で立地条件に合った駐車場を適切に確保するということは、大事な問題であると認識しております。

公営住宅につきましては、公営住宅は二十六年

から始まってまいっておりますけれども、駐車場の整備を補助対象とするというのは比較的最近でございます。平成三年からこれを補助対象にしています。それまでは、今のような課題については事業主体であります地方公共団体が自主的に必要に応じて整備してきたということなのでございますが、今回お願いしております地域住宅交付金におきましては、公共団体の提案に基づきまして、敷地内、敷地外といったような区別なく、設置個数につきましては、公共団体の判断に基づいて、地域住宅計画に位置づければこれを交付金による支援の対象にできることとしております。

したがって、今後は、公共団体において公的賃貸住宅を整備する場合に、地域の状況に応じた駐車場整備を計画に位置づけていただくことによりまして、国としても支援をしていくことが可能となるわけでございます。

○室井委員　では、要するに交付金の対象になるということでありませう。(山本政府参考人「はい」と呼ぶ)

私も、さきの本会議において大臣にお尋ねいたしました。住宅ストックの質の向上、またそのために、具体的には、中古住宅の流通の拡大、または住宅のリフォーム、高齢者の持ち家の賃貸等であるということをお聞きしたわけでありますけれども、実際にこれらのメニューを積極的に普及させていかなくてはいけないということであるわけであります。手だてとして具体的にどのようなことを考えておられるのか、ぜひお聞かせください。

○蓮実副大臣　お尋ねの賃貸住宅ストックについてでありますけれども、ファミリー世帯に適した広い住宅が不足をしております。一戸当たりの平均床面積では、持ち家が百二十四平方メートルに對しまして、賃貸住宅は四十六平方メートルにとどまっております。また、高齢化が急速に進展しておりますので住宅のバリアフリー化が喫緊の課題であります。持ち家の場合に全体の四・三％の住宅が、俗に言う三点セット、手すりの設置、

段差の解消、広い廊下幅を備えているのに対し、賃貸住宅ではこれらを備える住宅は全体のわずかに一・五%にとどまっております。

国土交通省といたしましては、ファミリー向けのゆとりある賃貸住宅をふやすために、地域住宅交付金や住宅金融公庫を活用しまして、民間事業者等が中堅所得者向けの優良な賃貸住宅を建設する場合に、助成や融資を行うこととしております。都市再生機構が整備した敷地を活用して民間事業者が優良な賃貸住宅を建設できるように支援すること、高齢者が所有する広い持ち家を賃貸住宅として活用するために、定期借家の普及を推進すること等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域住宅交付金や住宅金融公庫を活用しまして、民間事業者等が高齢者向けの優良な賃貸住宅を建設する場合、助成や融資を行いまして、公営住宅のバリアフリー化を進めるなど、賃貸住宅の質の向上を図ってまいりたいと思っております。

〔山口(泰)委員長代理退席、委員長着席〕
○室井委員 続きまして、公営賃貸住宅の豊かさの実現ということでありますけれども、面積について何か目安を持っておられるのかということがお聞きしたいことと、また、豊かさを演出するためには、それに併設するものを何か考えておられるのか、いろいろと計画もあろうかと思いますが、その点について少し具体的にお聞かせください。

○山本政府参考人 住宅の床面積の目標でございますが、住宅建設五カ年計画の中で、世帯人数に応じた床面積規模の目標を定めております。誘導居住水準という形で定めておりまして、具体的には、例えば三人世帯ですと、都心部のマンションなどの場合は七十五平米、郊外部の戸建て住宅の場合は九十八平米という目標を掲げております。これは持ち家も借家も一緒でございます。日本の世帯がこういう水準に住んでいただきたいという誘導居住水準を求めています。

現在の五カ年計画では、この誘導居住水準を満

たす世帯の割合を、十年後でございますが、平成二十七年年度までに全国で三分の二以上にするというのが目標でございます。この誘導居住水準の現在の達成率でございますけれども、平成十五年現在で、全体で五二%に達しておりますけれども、これは、持ち家の場合は六五%に達しているのに対して、借家は三四%ということになっております。借家に課題がある、ファミリー世帯に適した規模の賃貸住宅を整備するといったような課題があるということでございます。

次に、居住環境の目標でございますけれども、五カ年計画の中で、住宅市街地の改善等の指針、これは住環境の水準の目標でございますけれども、としまして、これも持ち家、借家共通で、住宅地の安全性、利便性、快適性などについて考慮しなければいかぬ項目を示しております。この中で今御質問にありました件に関連しましては、例えば、教育、医療、福祉、それから購買ですね、いろいろのものを買っていたり、などの生活関連施設があるかどうか、きちんとあるかどうか、それから、健康・文化施設、それから交流余暇施設などの利用が容易にできるかどうかといったような項目を掲げております。

こういったことは、地域によりまして公共交通機関とか道路網の状況が異なりますので、施設の立地について一律の基準を設けるのはなかなか難しいということがありますので、具体的な目標は、各地域において地域の状況に応じて定められるべきものと考えております。

○室井委員 ありがとうございます。
続いて公営住宅法の一部改正案についてお尋ねをいたします。

住宅積立郵便貯金の預金、また、預金者及び住宅地債権を引き受けた者のうち一定のものに対する公庫の貸し付けに係る特例を廃止するところがありますが、これは、これにより不都合が生じることがないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○山本政府参考人 住宅金融公庫法では、計画的な住宅取得を促進する観点から、住宅積立郵便貯

金それから住宅地債権の積み立てを行っている者に対しまして、融資限度額を引き上げるといったような優遇措置を講じているところでございます。

このような制度は、個人向けの直接融資を前提としております。住宅金融公庫が直接融資をするということをお前提としておりますけれども、今回お願いしております法律によりまして公庫を承継する新法人におきましては、民間の銀行ができる直接融資は原則として廃止するという予定にしておりますから、継続的な積み立てが必要なこれらの制度については、新法人の設立に先立ちまして、今回の法案で公庫法を改正し、廃止することをお願いしているものでございます。

これまで公庫の優遇措置を期待して実際に公庫と契約を結んで住宅積立郵便貯金それから住宅地債権の積み立てを行ってきた方々に対しましては、今回の廃止に伴う経過措置としまして、新法人へ移行した場合も含めまして、これまで同様、引き続き融資限度額の引き上げなどの優遇措置を講ずることによりまして、不利益を生じないように配慮しているところでございます。

○室井委員 さらに、全部事務組合を市町村とみなすという部分の削除するということがなされた理由はどうだったのか、お聞かせいただきたい。それと、事業主体となる、そのことによつてのメリットというものはどうなのか、その点もあわせてお願いします。

○山本政府参考人 若干細かくなつて恐縮でございますが、現在の公営住宅法の第五十一条におきましては、公営住宅の事業主体となり得る公共団体として、普通地方公共団体のほか、その権能や組織形態が普通地方公共団体と何ら異ならないということを配慮して、全部事務組合が事業主体となり得るということを決めております。

しかしながら、公営住宅の管理をめぐりましては、社会経済情勢の変化によつて、住宅困窮者が増加し、かつ多様化してきておりますので、これらの者の居住の安定をより適切に確保するために

は、地域の公営住宅ストックを一層有効に活用していく必要があると考えているわけでございます。

このために、今回の法律改正で管理主体の拡大を柔軟に認めたということと、お願いしております法律の中で、管理代行制度を導入することとあわせて、事業主体となり得る地方公共団体の範囲を拡大して、全部事務組合のほか、地方自治法に定められております組合すべて、具体的には一部事務組合、広域連合、それから町村の役場事務組合についても公営住宅の管理ができるように措置するものでございます。

そういう目的で法律改正をお願いしておりますので、この五十一条を削るという改正をお願いしているわけでございますが、これによりまして、地方自治法第二百九十二条で地方公共団体の組合については普通地方公共団体に関する規定を準用するという規定が一般的に規定されておまして、この適用があることを明確にするということでございます。

これによりましてどういうことができるかといえますと、例えば、隣接する市町村が専ら公営住宅の管理を目的とする一部事務組合を設置しまして、共同して公営住宅を整備し、管理することが可能になりますし、これによつて行財政運営の効率化を図る、あるいは公営住宅の一体的な募集といった住民サービスの向上などのメリットが期待されるところでございます。

○室井委員 時間も参ったようであります。あと四問ほどございますけれども、また後の機会にいただきます。最後の質問をさせていただきます。さきの本会議で私も質問をさせていただきました。いわゆる公営賃貸住宅のストックの有効活用ということでありますけれども、そういう観点に立てば、公営住宅とその他公営賃貸住宅の一体管理が必要ではないか、このようにお尋ねをしたわけであります。施策対象や役割の違い、適当でないというようなお答えをいただいたわけであります。

しかし、果たしてそうであるか。住宅を探している入居希望者側からしてみれば、公営住宅も公的賃貸住宅も同じとらえ方をしているような感があります。確かに入居条件等、多少異なるところがありますけれども、ストックの有効活用という観点と利用者の利便性といった観点に立てば、やはり一体的管理が望ましいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○山本政府参考人 今般の公営住宅の管理主体の拡大でございますけれども、これは入居者の決定など、公営住宅法に規定する事業主体の権限を他の地方公共団体あるいは地方住宅供給公社が代行できるようにすることとするものでございます。

このような法律上の権限を代行する制度を公営住宅以外の公的賃貸住宅に拡大するという御指摘でございますけれども、これは、公的賃貸住宅の種別によりまして施策の対象とか役割が異なっておりまして、いずれかの主体が種別を超えて一体的に行うということは難しいというふうに考えているわけでございます。

しかしながら、例えば清掃とか修繕とか、維持管理業務の事実行為について、権限の行使を伴わないものは委託することが可能でございますので、例えば地方都市の都市再生機構の賃貸住宅に係るこういう業務を供給公社に委託している例もございます。

また、今回お願いしております特別措置法案の中で、地域の住宅政策を円滑に進めるために、地方公共団体それから都市再生機構、地方住宅供給公社などの事業主体が中心となって地域住宅協議会を設けることができることとされておりまして、地域の居住ニーズ、今の居住者の利便ということでございますが、これに的確に対応した管理方策を協議していただく中で、住宅管理に係る事実行為の委託、それから入居募集情報の一元的な提供といったようなサービスも適切に供給されるものと考えております。

○室井委員 どうもありがとうございます。これで質問を終わらせていただきますけれども

も、冒頭、福知山線の脱線事故で質問をさせていただきます。今もなお、自衛隊また消防団、消防局の方、警察の方、レスキュー隊の方々が命がけで救助に当たっております。一人でも多くの生存者がおられるよう、また救出していただけるように心から念じまして、質問を終わらせていただきます。

○橋委員長 松野博一君。

○松野(博)委員 自由民主党の松野博一でございます。

質問に先立ちまして、四月二十五日に発生いたしましたJR福知山線の列車事故でお亡くなりになりました皆様にお悔やみを申し上げます。すとともに、おけがをされた皆様や御家族の方々に心からのお見舞いを申し上げます。

現在も救出作業が続いておりますが、北側国土交通大臣を初め、現場で救助に当たっている方々、昼夜を問わない懸命な御努力を続けていただいておりますけれども、引き続き、人命を第一に、最善の取り組みをお願いしたいというふうに思います。また、私も交通運輸の安全を主管する国土交通委員会の一員として、橋委員長を初め委員各位とともに、この深刻な事態にしっかりと対応していきたい、そういうふうにお誓いを申し上げ、本題に入らせていただきます。

それでは、議題に上がっております住宅関連の二法案に関して質問をさせていただきます。

既に政府に対する質疑や参考人質疑におきまして広範囲な議論が進められておりますので、重複する点もあるかと思っておりますけれども、今までの議論を踏まえ質問をさせていただきますというふうに思います。

これまでの各委員からの質問と政府側からの答弁を通して、全員が一つの共通の見解に立っていることは、三百四十万戸に上る公的賃貸住宅のストックを良好な状態で維持管理をして有効活用を図っていくという点であろうかと思っております。私と同様の立場でありますし、多くの現在入居されている方々や国民の皆様も、最大のポイントはそこ

に集約されるのではないかとというふうに考えております。

その中で、今までの質疑を聞いておりまして、素朴な疑問といえますが、一方で深刻な問題でもあるかと思っておりますけれども、果たして三百四十万戸のストック、これを維持していくことができるのか、どう維持をしていくのかということであり

ます。

公的賃貸住宅における問題はいろいろとありますが、やはり最も重要であるのは、いかに良好なストックを保全していくかということであり、改修も、一方で、築後三十年以上たち、改修または建てかえが必要な公営住宅が九十四万戸、全体の四三%に上るわけであり

ます。

そして、経済の状況というのは、これまでの右肩上がりの経済状況というのはなかなか今後期待をしていくことは難しいというふうに思います。主たる事業の主体であります地方公共団体、公社等の財政、財務、予算の状況も極めて厳しい中、主にこの財務の面、予算の面を考えたときに、将来にわたって建てかえ、改修による良好なストックの維持が可能かどうか、お伺いをしたいと思います。その折、どう民間の力を活用していくのか、民間の活力の推進をどうしていくかについてもあわせてお伺いをしたいと思います。

○蓮実副大臣 老朽化した公営住宅などを建てかえたり改修することによりまして良好なストックとして維持し活用することは、松野先生言われるとおり、極めて重要であると考えております。国土交通省としては、地方公共団体が地域住宅計画に基づき既存の公営住宅などを良好なストックとして維持活用する取り組みに対し、地域住宅交付金を活用しまして積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、公営住宅を管理している地方公共団体では、民間活力を活用して、老朽化した公営住宅の建てかえに取り組んでいる事例もあるわけであり、例えば広島県では、県営の上安住宅団地をPFIで建てかえております。老朽化した公営住宅を民間事業者が建てかえて、その住宅を広島県が買い取るもので、デイスサービスセンターあるいは託児所などを一体的に整備して、民間事業者が運営することとしております。

このように民間活力を活用することによりまして、地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、良好なストックを維持し活用するために極めて有効な方策であると考えております。

○松野(博)委員 蓮実副大臣からの答えをいただきました。PFI等の民間の活力を積極的に取り入れながら、良好な公的賃貸住宅のストックの維持を図りたいという御趣旨のお答えでありました。

改修とまた民間活力の導入をあわせて、あと一世代、二十年から三十年というのは、現状の考え方、方法で維持をしていくのかというふうに思います。これまでの議論にありましたとおり、公営賃貸住宅を中心とした公的賃貸住宅といえますのは、道路や上下水道と同様の国民生活に不可欠なインフラでありますし、国民共通の資産と言ってもいいかと思っております。五十年とか百年の期間にわたってしっかりと良好なストックが維持できるように、今後もさまざまな施策を研究していただきたいというふうに思います。

同様の質問を、公的賃貸住宅の重要な要素であります都市再生機構管理の賃貸住宅についてお伺いをしたいと思います。

都市再生機構におきましては、ニュータウンの造成等の分譲事業から撤退をして、都市再生事業と賃貸住宅事業を柱として今後運営をされていくわけでありまして、賃貸住宅のストックの維持について、今後の方針についてお伺いをしたいと思います。

加えて、先ほどの公営賃貸住宅と同じ質問でありまして、財務や予算上の問題から見て、賃貸住宅ストックの建てかえ、改修を通して現状の良好なストックの維持が可能であるかどうか、お伺いをしたいと思います。

また、賃貸住宅事業を維持していくために、他

の事業や民間の事業体との協力関係、コラボレーションといいますが、そういったものを考えかどうかにしてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○河崎参考人 お答えをいたします。

私どもの都市再生機構の建てかえ事業からまずお話しさせていただきます。

現在、三十年代に供給された二百七団地十六万戸を対象に、昭和六十一年から初めて着手をいたしまして、順次進めているところでございます。今日までに十一万戸の建てかえに着手いたしましたので、既に六万四千戸の賃貸住宅を供給しております。

この建てかえ事業でございますが、建てかえを始めてしばらくの間は、この建てかえを通じて広く国民の皆様の住宅事情にこたえるということと、従前に住んでおられた方々の賃貸住宅のみならず、幅広く需要にこたえるための新規の賃貸住宅も含め、また、あるいは分譲住宅にお住みになりたいという方の要望にもこたえるというふうな形で、従前の土地を有効高度利用して、みずから住宅を建設するという形で進めてきたところでございます。

その後、御承知のとおり、特殊法人改革の過程におきまして、民間にできることは民間にゆだねるという基本方針から、私どもの組織の業務につきまして、分譲住宅供給からの撤退、さらには、今回の都市再生機構に移行するに際しまして、新規に土地を取得しての賃貸住宅建設からの撤退という方針が出されました。

これを受けまして、これからの機構の建てかえ事業でございますが、みずから建設する住宅は、原則として、従前に住んでおられた方が新しい建てかえの住宅に入られる、そういう場合、いわゆる戻り入居というふうに申しておりますが、戻り入居用の賃貸住宅に原則として限定をするということでございます。

それで、建てかえ団地全体をこれからの二十一世紀の都市にふさわしい町に再生していくため

に、私どもがみずから建設しない用地を積極的に活用する。

一つは、地方公共団体との連携による公共施設整備あるいは公営住宅の整備あるいは社会福祉施設の導入といったことに努める。さらには、民間事業者の方々にも幅広く参画をしていただくというところで、具体的に言いますと、生活利便施設の整備あるいは多様な住宅供給を推進するという形で、建てかえ団地全体を良好な居住環境を備えた住宅市街地に形成していく、いわば、良好な都市としてのストックをそういう形で維持していくという考え方で進めていくことにしております。

このように、これからの建てかえ事業、大団地の建てかえということになりますと、大変大きなプロジェクトになるわけでございますが、このプロジェクトを、地方公共団体や民間事業者と連携を図りまして、すなわち、多様な資金がそこに投入されるという格好になるわけでございます。

その中で、私どもの方は、みずから建設する部分の事業量が従来に比べてかなり縮小いたします。そういったような形で、いろいろな方々の御支援を得ながら建てかえ団地全体を新しい都市に再生していくということでありますので、私どもとして必要な資金は十分確保できるのではないかと、そういった形で確保できるのではないかと、うふうに考えております。また、そのように努めていくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

○松野(博)委員 冒頭申し上げましたとおり、この公営賃貸住宅の問題で一番重要なのは、現在入居されている方々も、またこれから利用される世代も含めて、安定的に良好なストックを享受できるということでございますので、ぜひ努力を続けていただきたいと思います。

次に、地域住宅交付金について伺いをさせていただきます。地域住宅政策を総合的かつ計画的に推進するために地域住宅交付金を創設するとありますけれども、地域の自由度を高める

ことを目的とした同種の手法で、既にまちづくり交付金が実施をされております。地域住宅交付金を効果的に利用していくためにも、まちづくり交付金のこれまでの利用、計画の状況、使い勝手に対する意見が地方からあれば、ぜひ参考にしていくべきだということに思いますので、伺いをしたいというふうに思います。

また、この種の交付金のあり方につきまして、昨日の参考人の方からも、本質的には新たな方法も含めて検討していくべきではないかという指摘もございました。今後どう進められるべきかについて、国の立場や地方への要望があれば、あわせて伺いをさせていただきます。

○山本政府参考人 平成十六年度に創設されましたまちづくり交付金でございます。初年度は、全国二百九十市町村、三百五十五地区に対して交付されております。各地区の都市再生整備計画の目標の中に、中心市街地の活性化、あるいは観光振興、防災、そういった地区の特性に合わせたさまざまなテーマが掲げられておりまして、事業内容といたしましては、道路、公園などの公共施設整備、これが事業費ベースで三八％、それから市町村の提案による事業などの割合も一四％となっております。

まちづくり交付金の中における提案事業の具体的内容でございますけれども、まちづくりに関する地域住民の活動あるいはワークショップの開催といったようなソフトの事業のほか、地域資源を生かしたまちづくりとあわせて、地域の文化を継承する後継者の育成や新たな地域資源を活用した新産業の創出、福祉のまちづくりを進めるための幼保一体化施設、幼稚園と保育所の一体化施設、それから高齢者の生活支援施設の整備など、公共施設などの整備と連携し、地域の創意工夫を生かした取り組みが全国二百八十八地区において進められております。

また、まちづくり交付金に對しましては、多くの市町村から、従来の補助金と比べて手続が非常に簡素化されていると。それから、従来、個別の

補助事業の場合は事業のメニューが確定しているわけでございますけれども、そういったものにとらわれず支援が受けられると。それから、毎年度のそれぞれの事業の進捗の管理ですね。用地交渉がなかなか難しかったということで、ほかの事業に金を回すとか、そういった意味でございしますが、そういう事業の進捗管理が自治体の裁量で自由でできる。

それから、自治体内部でも、この制度ができたことによりまして、組織横断的にまちづくりを考えるきっかけとなったと。実は、この部分につきましては、まちづくり交付金は、国土交通省の中で、都市・地域整備局と住宅局が協力して運用しております。本省についても言えるわけでございまして、自治体の内部でそういう組織横断的にまちづくりを考えるきっかけとなったといったような声を聞いております。全体として、プラスの評価を受けているというふうに受けとめております。

このような交付金の制度は、一言で言えば、地域の使い勝手を大幅に向上させているということとございまして、制度の趣旨が生かされるためには、公共団体におかれて、創意工夫、それから自主的、主体的に取り組んでいただくということが非常に大事だと考えております。

今度、地域住宅交付金の導入をお願いしているわけでございますけれども、国といたしましては、公共団体の積極的な取り組みを期待しますとともに、必要な助言や情報提供、いろいろなところでこういうことをやっておられるというような情報提供を行うなど、国と地方の協力のもとでの確かな事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○松野(博)委員 お話にありましたとおり、まちづくり交付金、また今回の地域住宅交付金、この種の、地域の自由度を高める交付金の運用に関しては、国から地方に移管し、予算も含め、予算が主体でありますけれども、情報、企画等々も含めて、総合的にサポートしていただきたいというふ

うに思います。

次は、住宅金融公庫法の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

私は、これまでの住宅金融公庫の目的、実績につきましても高く評価をしているものであります。委員会におきますこれまでの議論におきまして、財投資金を用いた住宅金融公庫のシステムは、国民全般、金融全般の公平性に欠く部分もあったのではないかとような指摘もあったかと思ひますけれども、これは、各種補助金や優遇税制と同様に、政府が政策推進のために一定の範囲内で集中的に資源を投入するということは認められるものであり、今回の住宅金融公庫は十分その目的をこれまで果たしてきたのではないかとこのように思ひます。しかし、その目的、手法を国民にわかりやすく説明するべきだということとは、同様に考えるわけであります。

今回、住宅金融公庫法の一部の改正で、既往債権の管理勘定の設置と、財政融資資金の補償金なしの繰り上げ償還が可能となるわけでありますけれども、住宅金融公庫が新組織に移行するに当たりまして、私は、今回のこの改正というのは意義があるものだと思いますが、これまでの議論の経緯、経過を踏まえて、改めて御説明をいただきましたというふうに思ひます。

○山本政府参考人 住宅金融公庫の改革につきましては、民間にできることは民間にという特殊法人改革の基本的な考え方のもとに、十三年の十二月に閣議決定いたしました特殊法人等整理合理化計画にのっとりましてこれを進めているところでございます。

しかしながら、公庫は、過去の融資についてのローン利用者からの任意繰り上げ返済に起因する逆ざやなどによりまして財務の改善が必要となっておりまして、今回の改革を機としまして、透明な形で、先送りすることなく、早期に処理しようとしているものでございます。

まず、金融公庫を廃止して新法人に移行するというところでございまして、この際の新たな業務、

証券化支援業務は、基本的に補給金に頼らないという大原則で仕事を進めてまいります。そのほか、公庫の財務面での課題となっておりまして既往債権に係る、過去の直接融資に係る問題につきましましては、既往債権管理特別勘定という形で法律で明定した勘定を設けて、民間で取り組んでいる直接融資は廃止ということを原則として、業務を抜本的に見直す。それから、組織、業務の効率化など最大限の自助努力をした上で、財投資金の繰り上げ償還を実施する。これによりまして、補給金所要額を圧縮しまして、早期処理を進めたいということでございます。

具体的には、平成十九年度から独立行政法人として発足するわけでございますけれども、最初の第一期中期計画期間中に所要額をすべて措置して、補給金に頼らないで独立行政法人が運営できるようにしていきたいと考えております。

こうした措置は、公庫廃止後に設立される独立行政法人の自立的経営の確保につながるわけでございます。また、新法人の本来の役割でございます証券化支援を中心、国民の住宅取得の支援をするという目的に集中的に取り組むことができるようになることを考えているわけでございます。

○松野博委員 次に、独立行政法人都市再生機構法の一部改正についてお伺いをさせていただきます。

この改正におきまして、ニュータウン事業等の早期終了、財政融資資金の繰り上げ償還が可能になるわけでありまして、機構のニュータウン計画といひますのは、地方の都市計画において非常に重要な構成要素でありまして、また一方で、計画の変更から受ける影響も大きいものがあります。

私が居住する千葉市、市原市のエリア、特に市原市において、計画変更というものが地域の計画に大きな影響を与えて、まちづくり計画の変更を余儀なくされているわけでありまして、地元にとりましては、ここに数万人単位の大きな町ができて、それに付随するさまざまな都市機能が充実をしていくんだと夢があったわけでありまして、

も、現在、意気消沈をして、新たな地域計画のあり方を模索しているような状況であります。

用地の早期処分を進めるに当たっては、十分に再生機構と地域、地方公共団体の間でコミュニケーションをとっていただきたいというふうに思ひますし、特に、取得されたまま未造成で計画が中止をされ、処分ができない素地や、千二百ヘクタールに上ると言われております、いわゆる塩漬けの土地に関して、これらの土地の今後の利用についてどう機構の方で考えになっているのかについてお伺いをしたいというふうに思ひますし、また、地域からこういった土地に対する提言等を受け入れる体制というものに関してもしっかりとくつていただきたというふうに思ひますが、その点に関してお伺いしたいというふうに思ひます。

○田中久参考人 お答えいたします。

先生御存じのように、ニュータウンの用地の処分に当たりましては、私ども、手がけてまいりました良好なまちづくりの観点から、土地利用計画等につきまして関係地方公共団体と十分協議をして進めているところでございます。

そういうことでございますので、先生今御指摘の、事業を中止して素地として処分を行うことになりました土地につきましても、用地を買収する事業の着手の段階から地方公共団体のまちづくりと連携して進めてまいりましたこと、あるいは、開発計画を見直し、現況で処分することにした場合、このことが地域のまちづくりに大変大きな影響を与える、こういうふうにご考慮をいただいております。

このように土地をどういうふうに使っていくかというところにつきましては、当然ながら地方公共団体と調整をいたしまして、地域からの利用に対する提言があれば積極的に検討してまいりたいというふうにご考慮をいただいております。

なお、このような考え方のもとで、既に地方公共団体等と幅広く調整を進めているところでございまして、幾つかの地区につきましては、公共団体の必要とされます道路や公園等について譲渡を

するという話も進んでおります。今後とも、こういう姿勢で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松野(博)委員 ぜひ地域とのコミュニケーションを一層図っていただきたいというふうに思ひます。

最後に、地方住宅供給公社の現在置かれている状況についてお伺いをさせていただきます。

現在までに地方住宅供給公社の特定調停が三件ありまして、地方公社の経営の悪化が指摘をされているわけでありまして。私の地元の千葉県の住宅供給公社もその一つでありますけれども、特定調停の結果、地元経済に悪影響を及ぼしますし、都市計画の変更も迫られますし、何よりも県民に多大な負担を生み出している状況であります。

全国の地方住宅供給公社の現状をどう把握されているのか、また指導する体制にあるのかについてお伺いさせていただきますというふうに思ひますし、また、今回の法律案で、設立団体の判断によつて地方公社を解散できることとするとありますけれども、このことが今後の地方公社の業務見直しや破綻の回避等どのような効果を上げると期待されているのかについてお伺いをさせていただきます。

○山本政府参考人 地方住宅供給公社につきましては、地域の住宅事情に対応した分譲住宅あるいは賃貸住宅の供給を通じて、地方公共団体の住宅政策の一翼を担ってきたところと理解しております。

最近の地価の下落を初めとする社会経済情勢の変化に伴いまして、平成十五年度の決算におきましては、全国で七つの公社が債務超過の状況となっております。これまで、北海道、長崎県、千葉県等の三つの公社におきまして特定調停に至っているところでございます。

このような状況の中で、公社の会計におきましては、平成十四年度決算より企業会計原則に準拠

するということ、それから、企業会計における動向を踏まえまして、平成十七年度決算より減損会計を導入すること、そういった形で透明性の高い業務運営を図ることとしておりまして、国としても、設立団体であります公共団体が公社の経営状況等の確かな把握、それから適切な指導監督を行うよう要請しているところでございます。

今後は、経済社会情勢の変化に対応いたしました業務を適切に見直して、社会的ニーズの薄れたものからは撤退する、そういうこととあわせて、中心市街地の活性化といったまちづくりとか、あるいは高齢者、ファミリー向け賃貸住宅の供給といった、地域において真に求められている住宅政策上の分野に重点的に取り組むことが重要であると考えております。

今回の法律案におきまして、公社の運営の自由度を向上させるために、設立団体である地方公共団体の意向により公社を解散できることとする規定を導入することとしたけれども、これは、解散の選択肢も含めまして、設立団体である地方公共団体が公社の役割を一層的確に判断して運営していくことに役立つと期待しておるわけでございます。

○松野(博)委員 以上で質問を終わります。

○橋委員 山名靖英君。

○山名委員 公明党の山名靖英でございます。

きょうは国土交通委員会での質問の機会を与えていただきました。何点かの質問をさせていただきたいと思いますが、私の方からも、最初に、さきの西日本旅客鉄道福知山線での大惨事になった事故について申し上げたいと思います。

お亡くなりになった方が九十名と聞いております。負傷の方が四百五十六名、JRになってから本当に過去最大規模のこういった惨事があったわけでございます。お亡くなりになった皆様、御遺族の皆様から追悼の意を表しますとともに、負傷された皆様の一日も早い全快を祈念するところでございます。今なお救出作業が続けられているわけですが、一日も早い救出と、そ

して復旧に向けて一段の御努力をお願いしたい、このように思っております。

今回の事故原因については、当然、事故究明委員会等で今後精力的にその原因究明がなされる、このようには聞いておりますけれども、事故というのはやはり、これが原因でこういう事故を誘発したと、単発的なものは恐らくないのではないかと。いろいろな要素が複合的にかみ合って、そして事故となるわけでありまして。

例えば、今回取りざたされているのは、一つはスピードの出し過ぎ、物すごいスピード、違和感を感じるぐらいのスピードだったというこの問題。それから、言われているのは運転士の経験不足、わずかに十一カ月の経験しかなかったという点。あるいは、旧来のATS、いわゆる自動制御装置といいますが、こういったものが旧国鉄時代のものであって、六月にかえよう、こういう寸前であったという問題。これは、信号には反応するけれどもスピードに反応しないという極めて前近代的な旧装置がこの路線には使われていたわけであり

ます。それから、いわゆるカーブのところは脱線防止ガードという二重の線路で補強する、こういうことが定例になっておりますけれども、ここにはなかったということ。それから、車両そのものも、マンシオンに食いつ込んでいたわけでありまして、スピードを優先するがゆえに、軽量ステンレス、こういった車両を使っている。そういう意味では衝撃に極めて弱い、こういうことも言われておりますし、また、いわゆる曲線緩和、カーブの手前からはずっと曲線を緩和するための措置、こういったものがなされていないとか等々、今盛んにいろいろな原因といいますが要因が言われております。

ともかく複合的なものでありますし、この一つ一つをやはりきちんと総点検をし、事故再発をしつかり防止する。一方、ここだけに限らず、これを大きな参考にして、全国の公共交通等、鉄道も航空も、いま一度国民の安心、安全のための総

点検をやるべきではないか、このように思っている次第でございます。

大臣がいらっしゃったら、その辺の御決意について聞こうと思つたんですが、蓮実副大臣、簡単にその辺の御決意をお述べいただきたいと思ひます。

○蓮実副大臣 国土交通省といたしましては、事故発生後直ちに、北側大臣を先頭に、万全の対応をしております。今後とも精いっぱい努力してまいりたいと思っております。

○山名委員 よろしく申し上げます。

それでは本題に入りたいと思ひますが、きょう、私は、公営住宅法改正等に関連いたしました、まづマンシオン問題について若干質問をしたいと思ひます。

議員の皆さん、あるいはきょう傍聴にお見えになる皆さんを含めて、マンシオン居住の人たちは非常に多いわけでございます。特に大都市を中心にしてマンシオンが急増いたしております、今や全国で、これは平成十六年度のデータですが、マンシオン約四百五十万戸、そこに住む人たちは千二百万人とも言われているわけでありまして、およそ日本の人口の一割を占める、こういう居住空間でもございます。

最近では特に、年二十万戸ペースで東京を中心にマンシオンがふえています。一方で、築三十年、四十年という老朽化したマンシオンストックも一方でふえ続けている。ここに、いろいろな意味で大きな問題も内在しているわけでございます。

日本の人口の約一割を占めるマンシオン、そして、地域にとつて、マンシオンを抜きにしてその地域のコミュニティは語れない、こういう状況の中で多くの課題を抱えているわけでありまして。特に分譲マンシオンにつきましては、私たち公明党も、マンシオン問題の議員懇話会を設立させまして、この重要な課題について取り組みをしているところでございますが、区分所有者といいますが居住者の意識というものが極めて多様化しているわけでありまして、その中で、自分の住むマン

シヨンのいろいろな修繕にしても運営にしても、合意形成というものがなかなか難しいということでもございます。多様な価値観の中で、どう区分所有者の皆さんの合意を取りつけるか、難しいわけですね。

それから、そこに店舗と住居が混在している、こういう場合の権利関係、利用関係の複雑性というのでもございますし、建物の構造上の技術的な判断の難しさ、極めて専門的な知識を必要とするわけでもあります。

そもそも、マンシオンを買うときは、そのマンシヨンのまず値段、それから間取り、つくり、そういうものに心が移りがちであつて、むしろ、そのマンシオンがどういう管理規約のもとに管理がされようとしているのか、修繕積立金がどういうふうになっているのか、こういったことについては余り関心がないわけでありまして、そういうところからいろいろな問題の複雑さを露呈していると思ひます。

そこで、三年前にマンシヨンの管理適正化法という法律を議員立法で私たちはつくりました。マンシヨンの区分所有者あるいは管理組合の皆さんの側に立つて、そういったいろいろなトラブル、課題に対する相談役になろうということでもマンシオン管理士というものをつくったり、いろいろな形で管理の適正化法というものをつくったわけでありまして、この附則第八条では、施行から三年後に見直しをしようということにしております。

そこで、これは議員立法でつくった法律でありますけれども、今年を過ぎまして、今後より一層快適なマンシオン、ついの住みかとしてのマンシオンづくりのためにも、こういった見直しの時期に来ている以上、大いに検討しなきゃならないと思ひますが、その後の進捗状況はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 マンシヨンの管理につきましては、今お話しいただきましたような問題意識に立ちまして、三年前にマンシオン管理適正化法を

制定していただきました。これに基づきまして、国、地方公共団体等によるマンション管理組合への支援体制の強化、それからマンション管理士制度、マンション管理業者の登録制度といったようなものができまして、これを適切に運用すること、この法律に基づき、施策が着実に進んでいると認識しております。

同法が制定されました際に、附則第八条で、施行三年後に見直しを行うようにということが求められておりますので、昨年の八月から、国土交通省の中に有識者によるマンション管理に関する懇談会を開催しまして、ことしの三月にマンション管理の課題と対応策について取りまとめをいただきました。十一項目にわたる御指摘をいただいております。

これらの提言につきましては、可能なものから具体化するという考えでおりますけれども、各項目ごとに、必要に応じ、実情の把握それから検討といったようなものを加えてまいりまして、マンション管理の一層の適正化を図るために施策を充実させていきたいと考えております。

こういった調査検討の結果を踏まえまして、必要があればマンション管理適正化法の改正もお願いすることになろうと思っております。

○山名委員 適正化法の見直しについても、私たち、これからいろいろな形で提言をしたいと思いますが、きょうは、その中で何点かちよつと取り上げたいと思います。

その一つが、この委員会でも当然問題になっております住宅金融公庫、これが今度は独法に移行するわけでございますが、マンションの修繕積立金、これをいわゆるすまい・る債という形で引き受け、証券化支援事業等も含めて、従来からやってきたわけでございます。口数が大体九万件に対して応募数が八万八千ですから、ほぼ口数に近い申し込みがあるわけでございます。

一方で、こういう経済状況の中で、この四月にもペイオフ解禁ということもございました。あるマンションでは、修繕積立金はもう億を超える、

こういう莫大な資金を修繕積立金としてプールをしておるわけであります。

そこで、住宅金融公庫の持つすまい・る債、これは、元本保証ということでは、いわゆる一千万を超えてもちゃんと保証されるわけですから、極めて有効なものであります。今度の独法移行に伴って、こういった制度、これは当然承継されるものと私は思っておりますし、当然いわゆる証券化の支援事業についても承継される、このように思っておりますが、その辺の基本的な、承継に対する取り組み。

さらには、このマンションすまい・る債というのは管理組合にとつては極めて有効な施策であるとは思っているんですが、一方でなかなか使い勝手が悪いわけであります。

それは何かといいますと、条件的に、二十年以上の修繕計画があるということ、これが条件になっている。それから、修繕積立金の月額が大体六千円から一万円なきゃならない、あるいは、この募集期間が年一回しかない、あるいは、いつでも解約はできませんけれども途中の変更ができませんで、途中で口数変更する場合は新規申し込みをしなきゃならぬ。こういうある意味での手続的な煩雑さというものがあって、なかなか管理組合がここに応募しないという原因もあるわけでございます。全国八万近くある管理組合、このうち約一割ぐらいしかこのすまい・る債に応募していない。

本当に、ペイオフ後の資金管理として極めて有効なこの制度をもっと広く活用していただくためにも、しっかりとしたPR、広報、こういったものも含めた取り組みが必要ではないか、そして、条件についていまだ少し検討し緩和していく必要があるんじゃないか、このように考えておりますが、いかがでしょうか。

〔委員長退席、山口(泰)委員長代理着席〕
○山本政府参考人 住宅金融公庫のマンションすまい・る債についてのお尋ねでございます。

まず、今回の住宅金融公庫の改革のポイントは、

民間にできることは民間にやっていただく、公庫ではやらないということでございます。

ところで、マンションすまい・る債の対象としている管理組合、これは、比較的信用力が弱い、マンション管理組合でございます。借り手でございますので、実際の民間の銀行などの融資の状況を見てみますと、なかなかこういう管理組合に対しての融資に民間の銀行は積極的でないという実態がございますので、このマンションすまい・る債につきましては、特殊法人改革の考え方にのっとりまして、新法人においても引き続きこれを続行するという考え方で今回の法律はお願いしております。

それで、なかなか使い勝手が悪い、普及しないじゃないかという御指摘でございます。

このマンションすまい・る債は、管理組合が、マンションの共用部分の修繕工事に必要な修繕積立金の運用先として、公庫の債券を定期的に購入する、これによって修繕積立金を計画的に、安全に積み立てるということを支援するものでございます。

公庫におきましては、この制度がきちんと活用されるように、管理組合に対していろいろなPR活動も行っております。それから、マンション管理組合からのいろいろな御要望、今御指摘がありましたけれども、これについてもできるだけ対応したいという態度で努めてまいっておりますけれども、これからのその努力は進めてまいります。

平成十五年年度には、以前委員からも御指摘をいただきましたけれども、小規模なマンションにおいても積み立てがしやすいように、一口当たりの積立額を百万円から五十万円に引き下げたといったような対応もしております。

こういった努力の結果、マンションすまい・る債に対する応募でございますけれども、平成十二年度の制度の創設以降、ほぼ年々増加してきておりまして、マンションの計画的な修繕を支援する観点から、独立行政法人への移行後も引き続きこれを実施していきたいと考えているわけでございます。

今後の取り組みでございますが、新聞への掲載、説明会の開催といったような従来のPRの努力に加えて、マンション管理組合それから管理会社に対する個別訪問の実施、マンション管理士やNPO法人と連携した積極的なPRを行うといったようなこととあわせて、マンション管理組合のいろいろな要望に耳を傾けて、きちんと活用されるように努めてまいりたいと思います。

○山名委員 次に、最近もあつたことですが、マンションというのは、管理組合が委託して、大体マンション管理会社、業者が委託を受けて管理等をやっているわけですが、このマンション管理業者の倒産、これによりまして管理組合の財産がどうなるのかというような、大変深刻な事件もあつたわけでございます。

マンションの財産保全については、従来から、一定の期間マンションの管理業者の名義の口座に修繕積立金等を入れて、いわゆる収納代行方式、こういう形をとり、そして保証契約を締結しなきゃならないということをこの法律で義務づけてきているわけであります。しかし一方で、業者による使途不明金、こういった問題もあつたし、いろいろな意味で修繕積立金が安全に管理運営される、運用される、こういうためにも、分別管理方式、そしてあるいは保証制度の見直しというものが当然必要ではないか、このように私は考えておりますが、いかがですか。

○丸山政府参考人 先生御指摘のように、法令におきましては、自己の、管理業者の財産とそれから組合の財産を分別して管理する、一応そういう原則になっておりまして、収納代行方式による場合でも保証をやるということになっておるわけでございます。

ただ、これも御指摘いただいたところでございますが、管理業者が使途不明金があつたということもありまして、焦げつきといいますが、管理組合の財産に多大の被害を生じせしめたという事例もございます。

このようなこともございまして、私どもといたしまして、管理組合の財産の保全についてより一層気を配るべきではないかというふうに思っております。特に、これは管理業界とも連携しながら、また、実態どうなっているのかということも行いながら、保証制度のあり方も含めまして分別管理方式の見直しについて検討をしていきたい。具体的に申し上げますと、この二十日に高層住宅管理業協会の中に設置いたしました財産の分別管理に係る検討会というものを設置いたしました。この中には私どもも参加いたしまして、財産の分別管理につきまして検討を開始したところでございます。

○山名委員 今お話の出ました高層住宅管理業協会、高層協といいますが、ここが協会独自の施策として保証機構というのをつくりまして、いわゆる基金ですね、九億円を積み立てて、こういったいざというときのための保証金、こういう制度をつくっております。

しかし、実際、いわゆるマンション管理業として登録、大臣登録ですが、登録してある数は、およそ全国で二千六百社。しかし、この二千六百社のうち、高層協というこの唯一指定された法人に登録しているのがおよそ四百五十社なんです。

すると、二千六百ある会社のうち、保証を前提とした管理業協会に登録してあるのが四百五十社ですから、あとある残りの千六百、七百社近いところは、そういう意味では何も保証がない、いざというときにどうするかという手だても明確ではない。したがって、これはやはり、管理組合としても非常に不安なわけでありまして。

しかし、実際、管理組合にとっては、どこの管理会社がいいのか、どこが悪いのか、そういうことをききと知するための情報というものは全くない。ですから、これはやはり、大臣登録である以上は、その登録した会社の実態、いろいろなことについて情報を公開し、管理組合の皆さんがそういった情報を知って、本当に信頼できる管理業者

に、管理会社に委託できる、こういうシステムをもう少し強化していかなきゃならない、私はそういうふうに思います。

したがって、この保証機構についても、わずか九億円ですよ。大型のマンション業者が倒産すれば、もう一発でそんなものは吹っ飛んでしまう。これは国挙げて、政府挙げて、こういった基金制度をいまだ一度考えていかなきゃならないんじゃないかというふうに私は思います。

そこで、関連しまして、私は、マンション管理の適正化のためには、管理組合の参考となるような、そういう標準的な管理の方法、状況を示すガイドライン、これが今必要ではないかと。あるマンションでは、長期修繕計画、これすらないところもあるし、あっても、その長期修繕計画の積算根拠が明らかにならない。もうばくつと、アバウトで金額が出ているわけです。どういう積算根拠でなったのかということも明確でない。こういったところも現実には存在するわけですね。したがって、やはりある程度、一定のそういう積算根拠等を含めた、あるいは運営管理、こういうものをいろいろとリードできるガイドライン、これを早急に策定しなきゃならない、こういうふうに思いますが、これについてはぜひ大臣から御決意を含めてお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

〔山口(泰)委員長代理退席、委員長着席〕
○北側国務大臣 済みません、ちよつと参議院の本会議の方に出席をしておりましたので、退席をしておりました。最初から御質問を聞いておりませんので、ちよつと違うところがあつたらまた御指摘いただければと思います。

マンション管理の適正化につきましては、マンション管理の適正化の推進に関する法律の施行を契機にいたしまして、マンション管理士制度の創設、また、管理者の登録制度のほか、管理組合に対する相談体制等の充実を図っているところでございます。

管理組合が自主的、主体的にマンション管理を行っていくためには、こうした制度の推進はもと

よりでございますが、今委員の御指摘がございましたように、みずからのマンションの客観的な管理状況の把握が不可欠であるというふうに考えます。

築後年数、建築様式等の各マンションの状況につきまして、管理費、修繕積立金の額、管理規約の内容等につきまして標準的な水準が示されれば、管理組合のみならずマンションの管理の適否を判断することができるようになるわけでございます。御提案の標準的な管理のあり方を示すガイドラインとしてそのようなものが策定をされましたならば、管理組合のニーズにも適合すると思えます。

したがって、国交省といたしましては、御提案の趣旨を踏まえまして、管理組合による管理の適正化、活性化といった観点から、こうしたガイドラインの策定に取り組み、できれば年内を目途に取りまとめたいと考えております。

○山名委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

マンション問題の最後の質問ですが、マンション管理の適正化、これをさらに推進するためには、マンションの具体的に住む住民の人たち、管理組合を含めたそういう人たちの意識、これがやはり大事になるわけでございます。自分だけ住めばいいというのではなくて、集合住宅ですから、やはりマンション全体のことを意識づけを持つていろうとと考えていく、そういう意味での住民のレベルアップといいますが、こういったものも必要ではないかと思っております。

そういう点で、今後さらに、マンション管理士の制度ができたわけですから、私たちが提案してできたわけですから、しかし、実際はそれがなかなか有効に活用されていないという面もございまして、こういった、マンションに住む皆さんの意識高揚を図るための施策というものも一方で必要ではないかというふうに思っておりますが、今後、そういった取り組みをどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○山本政府参考人 一言で御答弁申し上げますと、御指摘のとおりだと考えております。管理組合を構成するマンションの区分所有者の方々が、管理組合の一員としての役割を十分に認識していただいて、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加するといったような形で役割を適切に果たしていただく、そういうふうに努力していただくことが大事であると認識しております。

このように、マンションの住民の方々が管理意識を持つて主体的にマンション管理にかかわるようにするためには、マンション管理に関する情報が適切に整理され、マンション住民が容易にその情報にアクセスできる環境を整備するということが必要であると考えておりまして、今年度から、修繕の履歴情報などのマンションの管理情報を登録し、閲覧することができるようマンション履歴システムを構築して、管理情報のデータベースを整備したいと考えております。

このほかにも、先ほど御説明しましたマンション管理に関する懇談会の御提案の中で、分譲時における購入者の管理意識醸成のため、購入予定者を対象としたマンション管理に関するリーフレットの作成、配布などによりまして意識啓発を行うことといったような提言が行われております。マンションは管理を賢くということでございますので、こうした提言を着実に推進すること、マンション住民の管理意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

○山名委員 では、最後になりましたけれども、今委員会テーマになっております法案の問題ですが、特にこの中で、機構賃貸住宅、これにつきましてお伺いしたいと思います。

当然、少子高齢社会の進展の中で、こういった公団ですね、いわゆる機構賃貸住宅につきましても、その対応等が従来から図られているところでありまして、今後さらに力点を置いて対応していただきたいと思います。

さらに、今回、ニュータウン用地の早期処理、これがやはり家賃値上げに結びつかないか。別勘

定にするといえども、そういった不良債権処理が
家賃値上げにつながるのではないか、こういう心
配もございます。

それから、地域住宅計画にこの機構賃貸住宅が
組み込まれるということは、今後、地方公共団体
任せになってしまうのではないかと。やはり、公共
性のある公団というステータス、これでもって公
団に入居されている方が多いわけでありまされ
ども、そういった心配事、そういう意味でも、今
後とも入居者の皆さんが引き続き安心して住み続
けられるための、これは最後に、決意を含めて、
大臣の所見をお聞きしたいと思います。

○北側国務大臣 旧公団、都市再生機構には、約
七十七万戸の賃貸住宅がございます。これまでも、
少子高齢化へ対応するために、リニューアル、ま
たバリアフリー化を推進してきたところでござい
ますが、建てかえに際しまして、例えば、子育て
支援施設とか高齢者支援施設の併設に取り組む
など、住宅政策上の課題を解決するための重要な
役割をこの都市再生機構の住宅についても担っ
ていただいているところでございます。

今回の経営改善の取り組みにつきましては、今
委員の御指摘のとおりでございますが、財投への
繰り上げ償還の対象となるニュータウン事業等経
過措置業務につきましては、特別勘定を設けます。
特別勘定を設けては、他の業務と明確に区分する
ことによりまして、財投への繰り上げ償還の対象
となるニュータウン事業等の経過措置業務につ
いては早期に処理をすることとしておりますので、
このことが入居者の皆様の家賃の値上げにつな
がったり、また、維持修繕が適切に進まないとい
うような影響は生じないというふうに考えてお
るところでございます。

また、地域においては多様な住宅ニーズがござ
います。それに対応していくためには、県、
市町村、都市再生機構、地方の住宅供給公社等が
実施する公的賃貸住宅等の整備や管理につつま
し、それぞれの施策対象や役割は違いますから、
その違いは踏まえつつ、一層の連携を図っていく

必要があると考えているところでございます。

このため、地域住宅協議会の協議において機構
賃貸住宅の役割が十分認識をされまして、地域住
宅計画において適切な位置づけがなされるように
努めてまいりたいと考えているところでございま
す。

いずれにいたしましても、今後とも、機構賃貸
住宅が、居住者が安心して住み続けられること
地域住宅政策上の役割を果たしていけるように努
めてまいりる決意でございます。

○山名委員 終わります。ありがとうございます。

○橋委員長 松崎哲久君。

○松崎(哲)委員 民主党の松崎哲久でございます。

まず質問に先立ちまして、一昨日起きましたJ
R西日本の福知山線事故につきまして、亡くなら
れた方の御冥福をお祈り申し上げるとともに、現
在なお救出やけがの回復に渾身の努力をされている
関係御各位の御労苦に敬意を表させていただきます
と思います。

まず最初に、この鉄道事故関係の質問をさせて
いただきます。事故は起きない方がいいに越した
ことはございませんが、起きてしまった以上は、
救出、復旧、それから原因究明に全力を注がなけ
ればならないというのは当然のことでございます
が、テレビの映像等を見ておきますと、救出のた
めに車両を切断して、ガソリンに引火するといけ
ないからバーナーは使えないとかいろいろなこと
がありますが、切断して救出を優先する、これは
もう当然のことだと思っております。

一方、平成三年、一九九一年に信楽高原鉄道の
事故が起きました。その際に、十カ月後にその
事故が起きました車両を解体してしまつたという
事実があるわけですね。そして、その事故につ
いての原因の究明、報告、これは当時の運輸省の調
査報告があるわけですが、それが事故から
一年七カ月かかっている。つまり、運輸省からの
報告が出る一年近くも前にその事故の証拠とい
いますか、車両が解体されていた、こういう事実が

あるわけでございます。それについてその事故の
報告書が十二ページ、たつた十二ページのもので
あつたということで、被害者の方々から大変御不
満がございまして、結果としては、その後、事故
調査委員会、今あります航空・鉄道事故調査委員
会というのが設置された。それも、実はすぐに設
置されたのではなくて、平成十二年、二〇〇〇年
の地下鉄日比谷線の事故の後設置されたというこ
とでございました。もちろん、事故調査委員会自
体は昭和四十八年に設置されておるわけです。こ
れは航空事故調査委員会だつたわけですが、鉄道
の事故についても調査委員会を扱うということが、
平成十二年になつて設置されたということでござ
います。

その過去の反省に立てば、当然、そのようなこ
とはないとは思いますが、事故の究明が完了しな
いの、事故の報告書が出る以前に、移動はやむ
を得ないかとは思いますが、事故の証拠とな
る車両を解体してしまうというようなことがな
いかどうかということを、鉄道局長、念を押さ
せていただきたいと思います。

○梅田政府参考人 信楽高原鉄道のいわゆる事故
でございます。平成三年の五月十四日に発生した
事故でございます。車両は平成三年の八月五日か
ら移動をしました。事故の報告書が出たのは平成
四年の十二月でございますから、一年七カ月後で
ございます。当時は、先生御指摘のとおり、航空
事故調査委員会がございせんでした。信楽高原
鉄道の信号保安システムに関する調査検討会、こ
れは東京大学の教授を委員長とする委員会を設
けて、その検討結果を受けてまして運輸省で取
りまとめるというようなやり方をとつたわけでご
ざいます。

車両の扱い等につきましては、ちよつと今先生
の御指摘もあるんですが、私ども、聞いている事
実とは若干異なるものはございます。しかしなが
ら、当時問題になりましたのは、遺族の方々がこ
の事故の調査の結果、あるいはその過程も含めて
でございますが、やはり非常に御不満が強かつた、

その調査そのものが独立して公正に行われている
のかどうか非常に不満が強かつたというふうに聞
いております。御承知のとおり、鉄道事故調査委
員会は公正かつ独立して権限を行使する委員会
でございますので、当時とは若干事情が異なつて
おります。当時は、そういうことで、車体をいわば
解体してしまえば証拠物がなくなる、被害者の
方々から言うところの主張の根拠がなくなる
というような意向が強かつたのではないかと
いうふうに思います。

今回の事故でございますが、車体は、御指摘の
とおり、救出のために現場で解体せざるを得ない
車両もございます。今後、この車体の扱いにつ
いてどういった扱いをするのか、これは所有者でござ
いますJR西日本が判断すべきことだと思いま
す。先生の御指摘、こういう議論があつたとい
うことは、当然JR西日本に私どもお伝えいたしま
して、この車両の扱い等、被害者の方々とこれか
らいろいろ御調整、御議論があらうかと思いま
すが、どういった処理をされるのか、私どもとして
見守っていきたいというふうに考えております。

○松崎(哲)委員 御答弁の中に、鉄道調査の部分
を航空と言われたように私の耳には聞こえたく
すけれども、もしそうであつたら後で訂正してお
いていただければと思います。

今の御答弁で、JR西日本のことなんだとおつ
しやつた部分があるんですが、これは、どうす
るかは西日本の自主判断ということよりも、まずそ
の原因究明が優先されるべきだと思ひますので、
事故調査委員会の方の判断ということも当然ある
と思ひますので、そのことも含めまして要望とい
う形でさせていただきたいと思ひます。

何はともあれ、再発防止のためには原因究明が
重要なわけでございますから、原因究明がしつ
かり行われれば、被害者の御不満とか、信楽高
原鉄道のときのようなことが繰り返されないう
に、それは、航空・鉄道事故調査委員会が今は
きていますから、そちらの方で公正に究明
をしていただければというふうに考えておりま

す。

それでは、鉄道局長、鉄道局関係の方は御退席
 いただきて結構でございます。

次に、本題の住宅政策関連法の方に移らせてい
 ただきたいと思いますが、そのさらに前になりま
 すのですが、四月十九日の、通訳案内業法、いわ
 ゆる外客誘致法の審議の際に、私の質問に対して
 政府参考人の方から事前に伺っていた内容とは違
 う御答弁がありました。そのことについて、私は
 この委員会の席上抗議をさせていただいておりま
 して、そのことについては議事録にも明記されて
 おるはずでございます。

私たちは、野党ではありません。私たちは、自分
 では政権準備と称しておりますが、与党の方々
 あるいは政府から見れば野党ではございますが、
 野党とはいっても、これは国民の皆さんの声を代
 表して質問させていただいているわけですから、
 そのためにこの国会審議というのがある。国会審
 議について立ちます委員の質問は、どういうこと
 を質問してもいいと思えますし、また質問内容は
 自由に質問できるというふうに理解しております。
 しかしながら、国民の声を代表しているとい
 う意味で、審議の質を高める、質疑、答弁の深さ
 を深めなければいけないという観点で事前に政府
 の方とお話をさせていただくこともあるわけです
 から、その点、政府の方では十分御留意をいた
 したい、このように考えております。

与党である自民党が国会を軽視する、あるいは
 委員会を軽視するということはある程度仕方がな
 いのかもしれませんが、その公言される方もあるわ
 けです。しかしながら、政府がそうであつては
 いけないと私は考えておりますので、ぜひ御留意
 をいただきたいというふうに思います。
 それから、なかなか質問に入れないんですが、
 大臣の御予定が変わりまして、途中御退席され
 るという事です。当然今必要なことをなさつて
 いただくべきだというふうに考えておりますので、
 政府側の御要請によりそういうことでございま
 すので、質問の通告と順番を逆にしていたします

で、なるべく早く御退席をいただけるように、答
 弁を終了していただけるように私も努力させてい
 だきたい、このように考えております。

四月二十二日の本委員会、この法案の審議の際
 に、大臣と私どもの和田委員との質疑、答弁を聞
 いておりました。その結果、この改革案の、私が
 考えるには最大の問題点と言われるところが明確
 に浮かび上がったように感じております。任意繰
 り上げ返済について、補償金を求めるべきか、求
 める必要がないのかということでございます。
 この任意繰り上げ返済の問題はいつごろから大
 きな問題になったかということ、まず政府参考
 人の方から事実関係を幾つか質問させていただ
 いた上で、大臣の御見解なりを後で伺いたいと思
 いますので、まず、いつごろから大きな問題にな
 っているかということについて承りたいと思いま
 す。

○山本政府参考人 任意繰り上げが、本格的にと
 いいますか、年度当初の貸付債権残高に対して一
 割を超えるようなピッチで行われるようになりま
 したのは、平成七年度以降でございます。

○松崎(哲)委員 平成七年度以降ということだ
 が、私の理解によれば、これは、金利が非常に低
 くなってきたということが背景にある、背景とい
 うか、原因としてあるのではないかとこのように
 思います。

実際に金利は、私の理解によれば、平成六年に
 五割を割っているというふうに思いますが、七年
 から住宅ローンの借りかえということを民間の金
 融機関は非常に積極的に、セールスといいますか、
 営業をした。例えば新聞を見ても、広告を見ても、
 いろいろな記事があつたというふうに理解をして
 いるわけでございますが、平成七年以降でもいい
 です、その前からでもいいんですが、公庫に対
 しての任意繰り上げ返済がふえた額というのはい
 かがでございましょうか。単年度の額、それから
 総額、いろいろなつかみ方があると思えますけれ
 ども、御説明いただきたいと思えます。

○吉井政府参考人 お答え申し上げます。
 先生御指摘のとおり、平成七年度に入りまして、
 市中金利の急激な低下とか民間金融機関の積極的
 な住宅ローンへの取り組み等によりまして、それ
 以前に比べて任意繰り上げ償還の額が非常に
 増大しております。
 具体的な数字を申し上げますと、平成六年度は三兆
 三千億円でございます。これは、その年度の金融
 公庫の貸付残高に比します比率で申し上げますと六
 一・五％でございますが、これが、平成七年度には
 九兆七千億、同じく貸付残高に比します割合で
 言いますと一五・二七％ということで、急増して
 おるわけでございます。それ以降も、平成七年度
 以降、五兆円から七兆円というふうな高い水準で
 継続しておるところでございます。

○松崎(哲)委員 大臣の御退席の時間を気にしま
 すので、私が手計算で、先ほど電卓でそこで計算
 していたんですが、平成七年、一九九五年から平
 成十五年、二〇〇三年までの、今理事がおっしゃ
 った、急激にふえた平成七年度以降を計算いたしま
 すと、私の計算では合計五十九・八兆円というよ
 うな数字になっております。
 その総額について、補償金を取ったとすれば幾
 らぐらいの、実際にはこれは取っていないわけ
 ですけれども、取ったとすれば幾らぐらいの補償金
 額になったのであろうかという数字を承りたいと
 思います。

○吉井政府参考人 平成七年度以降、先ほども申
 しましたように、任意繰り上げ償還の額が大変ふ
 えたわけでございますが、これまでもお話があり
 ましたとおり、公庫に対する繰り上げ償還とい
 うのは平常でもあるわけでございます。そういうも
 のを前提といたしまして、仮に、先ほど申しまし
 た平成六年度、三・三兆円、六・一五％ござい
 ますが、これが平常の繰り上げ償還の水準と仮定
 いたしまして、これを超える額、先ほど申しまし
 た平成七年度でいえば一五・二七％でございます
 が、これと六・一五％の差をとって計算してみま
 すと、平成七年度以降平成十五年までの、いわ
 ばそういうふうな仮定を置いた上での異常な任意

繰り上げ額というのは、約二十兆円以上、二十一
 兆七千億程度と私どもとしては試算してござい
 ます。

これについての補償金はお尋ねござい
 ますが、補償金に關しましては、個別の繰り上げ
 返済ごとに、残存年数でございまして、そのと
 きに貸付利息等を個別に計算しなければならま
 せんので、先ほど申しましたとおり、平成七年度以
 降返済されたものの個別のデータというのはな
 かなかフォローするのは難しいところございまして、た
 だいまのところ、補償金を取っていただかない
 になったかというこの計算は非常に困難である
 ところでございます。

○松崎(哲)委員 私、試算を今お話しさせていた
 だきたいと思うんですが、その前提として、今回
 の改正によつて、公庫は財政会計への返済をする
 ことになるわけですね。繰り上げ償還をして補償
 金が免除されるという法改正をするわけですが、
 一応、国土交通省の方から出ている資料によりま
 すと、十兆円である。その十兆円に、これに相
 当する補償金免除額は一兆円前後になるであ
 ろう、こういう数字と承っておりますが、これはも
 し違えば後で御答弁いただければと思いますが、
 私はそう理解しております。

それから、先ほど理事のおっしゃった平成六年
 の三・三兆円をベースにする計算、これは私は違
 うと思えます。先ほど申しました平成七年から平
 成十五年までを単純に足しますと、五十九・八兆
 円なんです。そのうち、借りがかえにやらないもの
 がある、ですから差し引かなければいけないとい
 うのはわかるんですが、そのベースをこの平成六
 年の三・三兆円というのが私は違うと。この六年
 は、先ほど既に申し上げましたように、金利が既
 に五割を切っているわけですね。ですから、ここ
 から、銀行は大々的にキャンペーンをしなかつた
 けれども、目ざといいうか、その方たちは借
 りかえを既に行っているだろう。ですから、この三
 兆円というのは、もう既にふえている額だと思
 うんですね。

それで、実は昭和六十一年から平成六年まで、これはやはり九十年間なんですが、九十年間の任意繰り上げ額の平均をいいますと、その前九年が十三・八兆円になるんですね。ですから、その十三・八兆円を五十九・八兆円から引きますと約四十六兆円。四十六兆円が借りかえによる任意一括返済だというふうに推計できると思います。

そして、先ほどの今改正による補償金の免除額は十兆円に対して約一兆円前後ということですから一割ぐらいだと思えば、この過去、平成十五年まで、実は十六年、十七年があるわけですから、それを除いたとしても四十六兆円に対して四・六兆円。四十六兆円ぐらい、補償金を取らないでいた。要するに、住宅金融公庫のそれが、俗な言葉で言えば赤字といいますが、負担をしょうい込んだ形になっているというふうに私は考えます。

御反論があれば後でいただければ結構です。では、そこまで、あります。よろしいですか。

○吉井政府参考人 先生がおっしゃいましたように、平常の任意繰り上げ額というのがどのぐらいの水準かというのはなかなか難しい問題だろうと思います。先生おっしゃいました六十一一年ぐらいから平成六年までは、まだまだ民間の金融機関が住宅ローンに、言ってみれば本格的に取り組んでいなかったというふうなことで、住宅金融公庫に対する繰り上げ償還というのは非常に少なかった時期が大分続いていたわけでございます。

そういう意味では、ただ、六・一五でいいのかというところはいろいろ議論あるところだろうと思いますが、その後、先生おっしゃいました全体の額、平成七年から平成十五年までの約五十九兆とおっしゃいましたが、六十兆程度の中での借りかえ額というものは、私も、アンケートとかいろいろ統計資料等をとりながら、民間の金融機関で借りかえられているのがどのぐらいかということやいろいろ調べたりしているんですが、毎年の借りかえ率等も違ったり、それから、お客様にそこまでお伺いすることもなかなかできない

かったりというふうなことで、なかなか推計できないでおりますが、それにしても、先生のおっしゃいました四十六兆円が借りかえというのは、ちよつと、私どもの感じよりはかなり多いかなという感じはいたしております。

○松崎(哲)委員 御見解が違いますのでこれはしようがないと思いますので、一応私の試算ではそのぐらいと見込めるということだと御理解いただきたいと思ひます。

実は、この四十六兆と仮にした場合に、四十六兆千億円というふうな非常に大きな金額を結局チャラにしてしまうというこの法改正ですから、これは、何兆円という金額を銀行に対してかつて公的資金を投入してきたと同規模の国庫の負担になる大きな大きな話なんです。それは結局は国民がツケを負うわけですから、こういう話をするときのベースに、やはりその数字がどういふものであるか、四十六兆も多いなら、では、それは三十兆兆なんですよ、二十兆兆なんですよ、正確な数字が試算をされて初めてこの法改正の議論というのが行われなければならぬと基本的に私は考えておりますので、四十六兆が絶対正しいとか四・六兆が正しいとかと申し上げるわけじゃありませんが、三兆円とか二兆円とかという兆の数字であること自体は間違いのないわけですので、質問を次に進めたいと思ひます。

その大きな何兆円という話になると、実はなかなか庶民の感覚ではわからないところがありますので、これは公庫にお願いをいたしまして、個人ベースではどういふ話になるのかということをお試しにいただきたいと思います。

実際に、仮に二十年前に三十五年ローンで住宅金融公庫から二千万円をお借りした。これは普通のケースだと思ひます。多過ぎもなく、まあ多少多いかなとは思ひますが、千何百万というよりも、千とか二千とか区切りのいい数字でやった方がわかりやすいので、仮に二千万円借りた人が二十年間営々としてきちんと元利を払ってきた、そういう方が今現在で民間の大銀行に借りかえをする

ると月々の返済額は幾らになるだろうか。

要するに、きのういろいろな数字を申しましたけれども、ややこしくなるので二十年だけのことで結構ですが、今まで毎月の返済額が幾らであったものが、民間の低金利に借りかえするとそれが幾らに下がるのかということをお答えいただきたいと思ひます。

○吉井政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のケースで計算してみます。今から二十年前、昭和六十一年の四月でございますが、住宅金融公庫から二千万円を返済期間三十五年の元利均等でお借りいただきます。貸付金の金利はその当時、当初十年間五・五％、十一年目以降七・二％ということになってございまして、月々の返済額は十二万五千八百五十五円ということになります。これを民間の銀行に借りかえたらということでございますが、現在、比較的民間ローンでよく利用されておられると思われております三年固定の金利、これは金利二・二五％でございますが、これに現在残っている分を繰り上げ償還して残りの期間十五年で返済すべく借りかえいたしますと、月々の返済額は九万五千九百九十四円ということになります。

○松崎(哲)委員 大臣の御退席の時間がありますので、すつと数字だけで結構です。

それに対して、仮に補償金を求めたとすると、その補償金の総額というのは幾らと計算されますでしょうか。

○吉井政府参考人 お答え申し上げます。

一定の前提のもとで補償金を計算いたしますと、この場合、約六百八十七万円となります。先生のお尋ねにありましたとおり、これを借りかえの額に上乗せいたしますと月々の返済額十三万五千円ほどと、当初の、私どもに返済、十二万五千円より約九千七百円ほどふえるような計算になります。

○松崎(哲)委員 和田委員の質問に対して望月参考人の御答弁にありましたように、転勤したとか退職した際に退職金でまとめて一括返済をしたというお話がございました。私は、それは当然もつとめだというふうに思ひます。

とか、そういう事情が住宅ローンにはあるんだというお話がございました。私は、それは当然もつとめだというふうに思ひます。

特に住宅というのは一生に一度に近い買い物になるわけで、非常に高額でございます。その中には、転勤、余儀なくされたり、あるいは、将来の不安があるから退職金をいただいたときに一括して返しておこう、そのときに補償金を求めるののいいいかどうかというのは、大臣の御答弁の中にも、求めない方がいんじゃないですかというふうなお言葉がありました。私は、それは大臣の御答弁に賛成いたします。

しかしながら、この借りかえ、公庫から民間への借りかえというのは、いわゆる財テクの手段、財テクというのはふやす方もすけれども、節約をする、そのための手段として行われるケースが多いわけですから、その場合に、今理事のおっしゃった、本来補償金を払ったとすれば十三万五千五百六十九円になる、それが補償金を取らなければ九万五千九百九十四円。差し引き一人当たり四万四千九百七十五円、月々ですよ、一月四万四千円も一人一人を優遇するような、そういう政策であつて本当にいいんだらうか。その赤字をしい込むのは公庫なわけですから。今回それが国に移つて、結局は国民がしい込むわけですから、それで本当にいいんでしょうか。

○山本政府参考人 住宅金融公庫は、設立当初から、法律に基づきまして、任意繰り上げ返済を自由に行うことができると定めて運用してきております。

これは逆に言いますと、公庫は、国民の皆様から任意繰り上げに際して補償金を徴求してはならないというのが立法意思であるというふうな私どもも解釈しております。そのもとで、要するに法律を改正してもペナルティーを取るべきであるという御指摘であろうと思ひますけれども、それについては、従来、大臣からも答弁したような理由で政策上の判断をしてまいつたということでございます。

○松崎哲委員 和田委員への御答弁で、大臣は住宅政策のあり方、社会政策のあり方ということをしきりに繰り返しておられます。それならば、今の話は、借りかえできる中層の人々を優遇する今度の改正案なんですよ。

社会政策、住宅政策ということを考えるならば、借りかえがむしろできない人、残りの、さっきの数字で十二万五千八百五十五円に放置されてしまつて、これからずっとやはり十二万五千八百五十五円を払っていかなくやならない人を、むしろその人たちに對して金利を政策的に下げて、もう少し、せめて十二万幾らを十万円にする。

何も中層の比較的恵まれた、銀行で借りかえできる人を優遇するよりは、本当に必要な、十二万五千円を払うのがきつという人を十万円に下げることの方が、社会政策上、住宅政策上は必要なんじゃないかということをお大臣に御答弁いただきたい。

○北側国務大臣 前回も同じ議論をさせていたいたわけですが、もうちょっと私なりに頭の中で整理してお答えしたいと思つてます。

この住宅金融公庫の任意繰り上げ返済というのは、制度発足当初から認められていたんです。それは法律上、住宅金融公庫法の第二十一条の四、これは昭和二十五年の法律です。昭和二十五年ですよ。第二十一条の四で「公庫から貸付けを受けた者は、貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部又は一部の償還をすることができ」という規定があるんです。この規定に基づいて、制度発足当初から任意繰り上げ返済というのを認めてきたんです。そういう運用をずっとしてきたんです。

前回の御質問では、補償金を取つてはならないとは書いていないじゃないかというお話があったんですが、補償金を払って任意繰り上げ返済を認めるのは当たり前の話なんです。私、一応法律家ですからね。私は一応法律家ですから。当たり前のことを法律に書いてもしょうがないわけですよ。わかりますか。法律にこういう規定を書いた

というのは、この住宅金融公庫の融資については、補償金を支払わなくても任意繰り上げ返済ができますよと、それを認めたのがこの法文なんです。補償金を払って任意繰り上げ返済を認めるというのは、民間の金融機関でもどこでもやっていることであつて、それは当たり前の話なんです。そういう当たり前でないことをやっているのが、やっていると根拠が、この住宅金融公庫法の規定なんです。実際に、昭和二十五年からそうした運用をやつてきていることは、これは御理解いただいていますよね。だから、まずそういうことだということを御理解ください。

そして、先ほどの例で、昭和六十年に契約された方の例をおっしゃいましたから、例えばその例を挙げて言ひましょう。昭和六十年に住宅金融公庫から融資を受けた方々はどういう契約内容をしてるのかといつたら、任意の繰り上げ返済をできるんですと、補償金を払わなくても任意繰り上げ返済はできるという前提のもとで契約をしているわけなんです。今になつて、そんな契約状況が変わつたから、金利が大幅に低下したから、任意繰り上げ返済は補償金を払わなくていいんです、こういうことは、当然そんなことはできるわけがないわけじゃないです。

さらに、私、時間がないので、言いたいことを全部言つてから帰りますけれども、住宅金融公庫というのは、御承知のとおり、これは民間の金融機関と違つて、住宅事情が悪い中から長期で固定で低金利の金融をして、国民の方々に住宅取得を応援して、こういう制度で昭和二十五年から始まつて、さまざま実績を積んできたわけですよ。そういう住宅金融公庫の性格を考えれば、そういう運用をするのも、私は住宅政策上、おかしい話じゃ全然ないと思ひます。

結局、その昭和六十年の方が、まさかこんな超低金利になるなんて、我々も思つていなかったわけですよ。その金利リスクを、金利のこの降下リスクを、住宅を取得する、融資を受ける側の方々に課すんですかと。先般の御質問を聞いている

と、何か、補償金を取らないことが間違つていたというふうには聞こえるんですが、もし間違つていたら、おっしゃつていただければ結構でございますけれども。

そういうことをずっとやってきているわけでございます。そして、毎年毎年の予算案の中に、その月々、ことしの十七年度予算でも、昨年の十六年度予算でも補給金として予算案に計上しているわけですよ。予算として。今始まつた話じゃないんです。そういうことをぜひ御理解をお願いしたい。

そして今回、独立行政法人になるわけでございますので、そして新たな業務になるわけでございますので、そういう中で、これまでのこの財務面の課題というものをきちんと解消をして、住宅金融公庫がきちんと新しい役割を果たしていただくように、問題を先送りしないで透明な形で早期に処理しようというのが、今回の法案の趣旨でございます。

ぜひ御理解をお願いしたいと思ひます。

○松崎哲委員 自民党と与党を組んで大臣になられているお立場はわかりますけれども、この問題は、公明党が野党だつたときの自民党と政府の責任なんですよ。

ですから、昭和二十五年の時点で、この制度が、金利は民間の金利が高く、それより安い金利を設定したわけですよ。民間の金利の方が安くなるというところは想定されていなかったわけですよ。そうなる時点の平成七年に何らかの措置を政府・自民党がするべきだつたわけですよ。それをしない、それで今になつてしまつたわけですから、結局、国民にツケを回す。

民主党と同じように、公明党は庶民の味方だといふふうには思つておりましたが、庶民の味方じゃないんでしょうか。

○北側国務大臣 松崎委員はまだ若い議員でいらっしゃる……（発言する者あり）若くないか。失礼いたしました。大変失礼いたしました。

まだ国会に來られてそんなに期間たつておりませんので、もし、あの平成七年、八年、この中に先輩の議員もたくさんいらつていますが、平成七年、八年のバブルの崩壊の状況の中で、大変な経済情勢ですよ、そして金利が、あのばか高い金利から超低金利があつたといつていいわけですね。そういう中で、政策を変更して、補償金を取らないと、補償金を払わないと、一括の任意返済でまかせようなんて、そんなことを当時の野党の我々は、当時私野党でございましたが、野党の私もだけじゃなくて、ほかの政党だって、そんなこと絶対言うわけありません。そういうことはあり得ない話でございます。

○松崎哲委員 当時民主党はございませんでしたので……（発言する者あり）

○橋委員長 御静粛に願ひます。

○松崎哲委員 民主党の責任はないんですが……（発言する者あり）

○橋委員長 御静粛に願ひます。御静粛に願ひます。

○松崎哲委員 御退席いただいても結構でございますよ。あのバブルを起こしたこと自体が政府と自民党の責任であつたということ、これは声を大にして言わなければいけないわけです。（発言する者あり）

○橋委員長 御静粛に願ひます。

○松崎哲委員 ですから、バブルが崩壊したときに政策変更がしづらかつた、それはもちろんわかりますけれども、そのときの北側代議士のお立場もわかりますけれども、もともとは、公明党が野党時代の自民党と政府の責任を今負わなければならないお立場の北側大臣に御同情申し上げて、御退席いただいても結構でございます。

○北側国務大臣 では、ちよつと一言だけ答弁させていただきます、恐縮ですが、ちよつと退室をさせていただきますと思ひます。

今の委員の御趣旨というのは、バブルをつくつ

たのはだれで、崩壊させたのはだれに責任があったかという問題と、この問題とは余りにも次元が違ふ話で、それをひっくり返すおっしゃっているのは違います、違ふと思ひますよ。

やはり大事なことは、住宅金融公庫から融資を受けていられる利用者の立場にとつて、どうすることがいいのかということなんです。平成七年、八年前に、金利がたかさん、ばあつとえらい上がつてしまつた、だれも予想していなかつた。そういうことを前提にして、あなた方、これから補償金払わないと一括繰り上げ返済できませんよ、こういうことができるわけありません。これは、ぜひ御理解をお願いしたいと思うわけでございます。

○松崎(哲)委員 お約束ですから御退席いただきたい結構でございます。

今、大臣言われた中で、あとは副大臣がお答えいただくんですか、局長になるのか、どちらでも結構なんですけれども、金利が上がつたとおっしゃったけれども、上がったときの話じゃなく、下がったときにこの借りが起きているわけですから、今大臣の御答弁の根拠は失われていると私は思つております。

それで、今回の改正のやり方というのは、機構や公庫の失敗というものを、結局、財投特別会計に負担させる、その財投特別会計というのは、回り回つて国民にツケ回しをすることになるということですから、一方、本当に必要な部分、十二万五千五百円払い続けなければいけない方は、むしろ政策的に金利を下げてあげて、民間はそういうときに金利を下げることをやるわけですから、下げてあげて十二万の負担を十万円にしてあげる方が、はるかに住宅金融公庫から借りていただいた方々たちの、利用者のためになる。大臣は、ためを考えなければいけないとおっしゃったけれども、その方が利用者のためになるんだということをおし上げたと思ひます。

低廉で良質な住宅を供給するという国の住宅政策、これがかつての住宅公団であり、または住宅

金融公庫であつたわけですから、その使命というのを考えたときに、やはり個人一人に対してきめの細かい制度、一人一人の利用者、一人一人の賃貸入居者に対して、きめの細かい制度を常に見直ししていくということが必要であると同時に、他方、不要な出費を避けるというのは当然ですね。

都市再生機構が三兆円を今回繰り上げ償還して、免除される補償金相当額が約七千億円、そして金融公庫が本来、私が考える本来、負担する必要のない補償金相当額が二兆ないし三兆円になるということですから、さらにそれに、先ほど私が申し上げた四兆六千億円があるわけですから、十兆円に近い八、九兆円の金額があるわけですから、これは結局だれの責任なのかという話なんです。これも責任をとらないまま、この法を改正することによって責任をうやむやにする、チャラにしてしまつていいんでしょうか。

これは、大臣に御答弁いただきましたかたつたんですけれども、御退席になりましたので、どなたかお願いいたします。

○山本政府参考人 今いろいろな委員の御試算を積み上げていつて十兆円というところまでおっしゃいましたけれども、それぞれの負担がどういふふうになるのかというのを正確に、推計可能なものは正確に論議をして、委員会審議いただくのが大事かと思ひます。

そういう意味で、住宅金融公庫が、今般法律でお願いしております措置によりまして、十兆円程度の財投への繰り上げ償還をした場合の、本来財投に任意繰り上げた場合に支払わなければならぬ補償金の額というのは、私どもは一兆円前後というふうに推計しております、そういう意味では、財政融資の特別会計の懐の中でございまして、けれども、今回の措置で一兆円前後を免除していただいたというふうには理解するのが正確かと思ひます。

○松崎(哲)委員 私は、いづれにしても、数字をきちんと計算して委員会審議をすべきだという局長の御答弁にまさに同感なんです。先ほど金融

公庫の方から御答弁いただいたときには、推計できないという、数字が出ないということですが、むしろ一生懸命推計していただいて、こういう数字になるんですよというのを前提にやはりこの委員会の審議というのはなければならなかつた。それが、数字が調わないまま審議が行われたということに私はむしろ不満に思つてゐるわけですから、それは局長がおっしゃつてゐることに賛成なんです。

いづれにしても、さっきの十兆というのは、私は自分の数字、暗算を間違えたので、八兆ぐらいですね。自分の言つた数字を合計すれば八兆ぐらいですが、八兆なのか、政府の出している三兆円にプラス七千億を足して四兆前後なのかということとはともかくとして、いづれにしても膨大な数字であることは事実ですから、その膨大な数字を、今回こういう法改正をすることに伴ひまして明らかにするというのが趣旨は、もちろん大賛成ですね。わからなかつたものが明らかになるというのはいいことだと思ひます。

しかしながら、それについてはどこかで責任があるのではないか。こういうふうにおし上げて、できれば大臣に御答弁をいただきましたかたつたんですけれども、その御答弁はさつき局長からなかつたので、いかがでしょうか。(発言する者あり) 副大臣、よろしければお答えいただきたい。

○山本政府参考人 正確にと申し上げましたのは、先ほど住宅金融公庫の理事から答弁いたしました。その中で推計できないと答えましたその意味は、大臣答弁とも関係するんですが、そもそも住宅金融公庫の融資の制度が、法律の定めるところに従つて任意繰り上げは自由であると。したがつて、その理由を問はず、退職金が手に入ったから任意繰り上げするのか、引越すからするののかという理由を問はず、国民の皆様の都合によつて自由にできますという制度でやつてゐるために、委員が指摘された、財テクのために、利益を得るために任意繰り上げたのがどれだけかということをおし上げることは困難でございます、その

いう運用をしていないからということをおし上げたわけでございます。

そういう意味では、今の数字を、そういう運用をしていないから、そういう数字を出せと言われても難しいということをおし上げたわけでございます。そのところを御理解いただきたいと思ひます。

○松崎(哲)委員 先ほど、責任問題について、副大臣、よろしいですか。

○蓮実副大臣 今回の措置は、特殊法人の改革の一環として、公庫が業務を抜本的に見直し、人員を削減するなど、最大限、自助努力することを前提に、財投資金の繰り上げ償還を行うことによりまして、損失などを先送りせず、透明な形で早期に処理するということにしたものであります。

○松崎(哲)委員 ですから、そうなんですけれども、それはわかつてゐるんですけれども、だからそこに責任はないのかということをおし上げたんですけれども、それは御答弁なかつたということ、結構でございます。

私たち民主党も、この法案に賛成するのか反対するのか、まだ私は指示がないのでわかりませんけれども、基本的には私は、この事ゆえに、庶民の立場に立つ民主党としては当然容認できない、このように考えておりますが、私も政党人でありまして、午後の採決に際してはこれは党の指示に従ひます。

角度を変えて質問させていただきたいと思ひます。

先ほど室井委員から公営住宅の駐車場についての質問がございました。私は、余り地元のことをこの委員会では取り上げたくないと思つてゐるんですが、しかしながら、地元でいろいろな実例つきで意見を伺つてくるというのは、一般的な政策を考える上で大変有用だと思つておりますので、実際に、一般論として伺ひますが、その背景には具体的な例があるということをおし上げていただいて御答弁いただければというふうと思ひます。

例えば、三十年以上前に建築された県営住宅があります。駐車場が全くありません。今まで隣地の民間の駐車場を借りて何とかしていたんですが、その民間の駐車場もほかに利用が決まって、返還を求められたという事で、何とか駐車場を確保しなければいけない。三十年前には必要でなかったものが今は必要な、時代環境の変化というのがありわけですね。

検討したところ、幼児、子供の遊び場がある、そこをつぶせば駐車場にできるのではないかと。ところが、その幼児の遊び場を駐車場に転用するときに、その工事に国の補助金が入っていた。正確には遊び場じゃなくて、その遊び場の周りの植栽の部分に国の補助金が入っている、これをつぶすことは、転用することは、補助金を返還しなければならぬ、だからできないんだというふうな県の方から言われているという話を聞くんですが、こういう場合、補助金の返還を求めらるることになるんじゃないかと。

○山本政府参考人 一般論ですけれども、国の補助金が入っている施設を、耐用年数を勘案して大臣が決めた期限というのがございまして、例えば耐火の公営住宅、コンクリートの公営住宅なんかの場合七十年というふうに期限を定めておりますけれども、その期限を過ぎたものについては全く問題ありませんけれども、その内側で、期限が到来しないときにはほかの用途に変えていくという場合は、大臣の承認を得た場合、特別な事情があつてそういう必要があるということで事業主体から申請があつて、結構です、問題ありませんという承認を得た場合は、補助金の返還をする必要はないという制度となっております。

○松崎(哲)委員 ちなみに伺いますが、植栽の耐用年数、それから幼児の遊び場というのはどのぐらいなんですか。

○山本政府参考人 公営住宅建設費補助を受けまして、公営住宅と一体としてできました共同施設でありましたら、公営住宅団地と一緒に、同じものの、附属物として扱われますので、もしその公営

住宅が木造でしたら三十年、コンクリートでしたら七十年ということになります。

○松崎(哲)委員 いずれにしても、三十数年ではその目的変更ができないということのように今承りましたが、県営住宅でも機構住宅でも、年数がたてば住民の年齢構成は当然変わるわけですが、例えば、一つの団地をとってみて、三十年前、二十年前、十年前、あるいは現在、どういふように居住者の年齢構成が変わったか、そういうふうなデータというものはあるんじゃないかと。

○山本政府参考人 各公的賃貸住宅の管理主体がどういふふうなデータを掌握しているかというのは、私どものところではつまびらかではありませんけれども、私どものところでは、まずマクロに住宅統計調査とか需要実態調査なんかを使つて、全体の動向がどうなっているかというのを把握するようにしております。

それから、公団、再生機構の賃貸住宅については、機構において、サンプリング調査ですけれども調査をして、それぞれの団地の世帯構成がどういふふうになっているかということ調べて、管理に役立てるようにしているというふうに理解しております。

○松崎(哲)委員 私が事前にいただいた年齢構成のはあるんですけども、それは二十歳未満になつていふんですよ、一つのブロックが。二十歳未満じゃなくて、やはり十八歳になつたら幼児の遊び場は使いませんか、幼児の遊び場を使いそうですね、五、六歳なのか七、八歳なのか、もう少し細かいデータがなければいふんじゃないかと思うんですね。

いずれにしても、三十年前に幼児のために必要だった施設が、今は必要ではあるはずがないんですね。むしろそういうように、今、三十年前に三十三歳だった人は当然六十歳になります、五歳だった人は三十五歳になります。その三十五歳の方が住み続ける、五歳、六歳でまた住み続けていただければいい、それはそれで一つの目的だと思ひますので、目的を達成していくことにならざるを得ない

いんですが、そうでないならば、不要な施設は、むしろ駐車場のよう、今現在に必要とされているわけですから、転用していくことを積極的に認めていっていいと思うんですね。

今現在、例えば埼玉県の例では、三十年前につくった県営住宅では駐車場は確保してありませんでした。しかしながら、現在整備していく県営住宅については、住宅の戸数に対して七〇%までの台数の駐車場を確保するのをガイドラインにしている、こういう話があるわけですよ。これは当然、時代環境の変化に対応した策だと思ひますね。

一方、国土交通省さんの方でも、地域によって三割あるいは五割までは、駐車場の整備をするために補助金を出しているということも伺います。

例えば、私の想定している埼玉県内の県営住宅ですと五割までは可能なんだそうですが、そうしますと、国の政策としても、県営住宅にも、あるいは機構住宅にも同じだと思ひますけれども、駐車場をある程度の台数整備していくのが必要だという認識を持たれているわけですから、そうすると、幼児遊び場に昔出した補助金が、耐用年数七十年たつていないわけですから、返還できないんだというように、一方でそこで縛るというのはちょっと政策的に矛盾しているんじゃないかなというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○山本政府参考人 私の先ほどの答弁が否足らずでちょっと誤解を招いたかと思ひますが、七十年たつていなければ常に補助金を返還してもらふということをお願いしたわけではあります。補助金適法化の手続上、大臣の承認が必要になりますというのを申し上げたわけですよ。

したがって、公営住宅の事業主体において、住んでおられる方々とよく話し合った上で、その要望にこたえて共同施設の中身を変えていくということであれば、当然それは承認の対象になると思ひます。だから、その手続をやつていただければ駐車場に変えることはできますよということでございます。

それからもう一つは、実はこれはまた委員のお

怒りを買つかもしれませんけれども、公営住宅について駐車場整備の補助を導入したのは、実は平成三年からなんです。ごく最近からです。普通の国民の生活に自動車は不可欠なものだということで補助対象にしたということでございませうけれども、それでも大都市なんかでは設置台数に制限があるとか、あるいは駐車場を設置する場所について制限があるとか、縛つた形で補助対象にしていたわけがございませうけれども、今度の法律でお願いしております地域住宅交付金によりまして、提案事業でありますけれども、地方公共団体がおつくりになりたいと判断されれば、これは自由に交付金の対象になるという世界に入つていくわけでございます。

○松崎(哲)委員 私は別にそのことで怒るわけでもなくて、むしろ平成三年という段階でそういう政策転換をしていただいているということは、状況変化に合わせて政策を変えていくと思ひますので、むしろ三年にやつていただいているという、私が質問した段階で、もう十四年前にはそういう制度に転換しているということを知りました、大変心強く思つております。

もう一つだけなんですけれども、そうすると、その補助金は、これから既にでき上がつていふ県営住宅に駐車場を設置する、それはもちろんその県営住宅の方からの要望があることを前提としてですが、そうすると、その県営住宅の一部分を、今ある幼児遊び場を駐車場に転用するというものについて、まず、前の補助金の返還は必要ない。さらに、新たに補助金を五割まで、地域によりまして、五割まで出すことができるというふうに今の御答弁は理解してよろしいんですね。

○山本政府参考人 大臣の承認手続を経た上で、地域住宅交付金の対象になるということでございます。交付率は四五%でございます。

○松崎(哲)委員 ちょっと確認です。五割と聞きました。四五%なんですか。

○山本政府参考人 地域住宅交付金は、地域住宅

計画に盛り込まれた事業費に対して四五%の交付率であります。

○松崎(哲)委員 いや、私、三割、五割と言っていたんですが、台数の話で、ちょっと私が誤解をしまして、四五%と承知しております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

午後零時十分休憩

午後一時一分開議

○橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。阿久津幸彦君。

○阿久津委員 民主党の阿久津幸彦でございます。事故の関係で、北側大臣、大変お疲れだと思ひますが、どうかよろしく願ひいたします。

四月の二十二日に行いました質疑に続きまして、住宅二法について質問をさせていただきます。

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案について、先日ちよつと質問を残しましたので、そこから入りたいと思ひますけれども、本法案の第四条一項には、「国土交通大臣は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本的な方針を定めなければならない。」とされております。この基本方針の延長線上には、平成十八年度に予定されております、新たな住宅政策の方向性を示す制度的枠組みの整備が存在していると思ひますが、その新たな住宅政策の基本的理念の中核をなすものは何か、大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○北側国務大臣 今委員のおっしゃっておられますように、現在、社会資本整備審議会において、新たな住宅政策のあり方につきまして論議を引き続きさせていただいている最中でございます。住宅が持つ意味というものは、私は変わらない

と思っております。住宅というのは、私ども国民生活のまさしく基盤、基本、基礎になるものでございまして、また地域社会にとつても、住宅というものが非常に重要な要素であり、財産である。その住宅の持つ重要性ということは何ら変わっておらないと思ひます。

ただ、環境といえますか条件といえますか、その辺が大きく変化をしている。

一つは、住宅事情そのものの変化でございます。住宅につきましましては、御承知のとおり、量的には、ストック面におきましてはほぼ充足をしつつあるという状況でございます。ただ、もちろん、質的な面においてまだまだ大きな課題があるわけでございますが、住宅の量という面におきましては、一昔前に比べますと、やはりかなり充足をしておりますということがございます。一方で、今申し上げましたように、住宅の質そのものについては大きな課題が残っております。

さらに、経済社会情勢がやはり大きく変化をしてきていると思ひます。一番大きいことは、やはり人口減少時代にこれから突入をしていく。これまでは、戦後、ずっと人口はふえてくる、都市化がどんどん進んでくる、特に都市部を中心に住宅不足が大きな課題にあったわけでございますが、今は、これからはよい人口減少時代、そして少子高齢社会、特に高齢社会につきましましては、これから本格的な高齢社会が到来をする、こういう大きな経済社会情勢の変化があるわけでございます。

また、特に地球環境問題が深刻化する中で、環境面でのニーズ、対応というものももろつきかりしていかねばならないというふうな要請もございまして、三つ目に、先ほども御議論いただきました、住宅金融公庫だとか、かつての都市基盤整備公団、今の機構でございますが、機構の方は既に独立化いたしました。住宅金融公庫につきましても、この国会で独立化に向けての法案を提案させていただいております。そういう中で、市場をできる

だけ重視していこうというふうな政策の変化もあるわけでございます。

そうした大きな環境の変化の中で、今後の住宅政策のあるべき姿といえますか、そこを、今専門家の先生方にも入っていただきまして議論している最中でございます。おっしゃってられますように、できれば来年の通常国会に新たな住宅の基本法制のようなものを提案させていただければありがたい、また、それを目指して今論議をしている最中でございます。

一方で、住宅のセーフティーネット、これはやはりこれからの重要であると考えております。一方で市場を重視しながら、住宅の持つ本質的な役割、機能ということを考えますと、やはり住宅のセーフティーネットについてはしっかりと確保をしていく必要がある。住宅に困窮をされる方々も、低所得の方々ももちろんでございますが、それだけではなくて、多様な方々がさまざまな事情で住宅に困窮をするという事象も非常にあらわれてきている中で、そういう方々も含めまして、住宅のセーフティーネット、安心して住宅を確保できるというようにすることが、これはやはり政府の大きな務めであるというふうな考えておるところでございます。

○阿久津委員 大臣から住宅セーフティーネットというキーワードがなかなか出ないので心配していただんですが、市場重視一辺倒でいつてしまつてはいけなくて、市場重視は図りつつ、一方で、その対立として、住宅のセーフティーネットが非常に大切だということだと思ひますが、今の御答弁を私なりに解釈いたしますと、社会経済情勢の変化に伴って、中広域に及ぶ良好な地域コミュニティをどのようにつくっていくのかなという問題に最終的には行き着くのかなというふうに私には思ひます。

そんな中で、ちよつと私なりの期待と不安が実は地方公共団体にあるんですね。いずれにしても、かき握るのは地方公共団体だと私は思っているんですけれども、地方公共団体に、期待する部分

と、ちよつと不安を抱く部分があるんです。

それで、ちよつと伺いたんですが、地方公共団体によって作成された地域住宅計画の審査は、国土交通省によって個別になされることになるのか。また、審査の結果、交付金の額はどのような基準、方法で決定されるのか。それから、交付金の交付決定に至る過程で、いわゆる族議員の口ききや役人による恣意的な裁量等を排除する仕組みはどのように構築されているのか、伺いたいと思ひます。

○山本政府参考人 今回の法律案でお願いしております地域住宅計画の制度の趣旨でございますけれども、これは、地域における住宅に対する多様な需要に的確に対応するために、地方公共団体の自主性と創意工夫を生かして住宅政策を総合的に展開できるようにする、このことが重要でありますので、公共団体が地域住宅計画を作成し、国は、この計画に基づく事業等に要する経費に充てるための地域住宅交付金を交付して包括的に支援するというものでございます。

このような趣旨から、交付金の交付に当たりましては、地域住宅計画に記載されました個別の事業ごとに詳細に審査するということはいたしません。そういうことは審査は行わずに、計画全体を客観的な基準に基づき評価した上で、計画の内容に基づき交付限度額を算定いたしまして、予算の範囲内で交付金を交付するという流れになるわけでございます。

その場合の計画全体を評価する客観的な基準でございますけれども、例えば、入り口は、国土交通大臣が定めます基本方針に適合しているか、それから、地域の住宅政策上の課題に適切に対応した目標が設定されているか、さらには、当該目標を達成するために必要な事業が位置づけられているか、それから、事業について熱度といえますか実現可能性があるかといったようなことを、国としてこれを支援すべき計画の基本的な項目を設定しまして、あらかじめ公表したいと考えております。

この評価基準に従いまして、計画作成主体が評価したものをもとに交付金を交付いたします。また、事業を行いました後、事業の実施後、地域住宅計画に掲げられました目標、客観的な指標をもとに事業主体が事後評価することによりまして、それをまた公表を義務づけることによりまして、客観性、透明性が確保されるものと理解しております。

○阿久津委員 そうしますと、私の質問の後段の部分なんですけれども、族議員の口ききや役人による恣意的な裁量等を排除する仕組みというのは、事後評価とその公表ということで、特に排除される仕組み、排除する仕組みというのはないということですか。

○山本政府参考人 繰り返しになりますけれども、あらかじめ事前に公表された客観的な基準に基づいて地域計画が作成されます。それを、計画作成主体、つまり地方公共団体ですけれども、自身が評価したものをもとに交付金を算定し交付決定します。そのような中で客観性が確保できるといふふうに理解しているということでございます。

○阿久津委員 私はそれでは、不正というか、その部分は排除されるのかという不安があるんです。

というのは、これは初年度で五百八十億円予算をつけるわけですね。ちよつと、私、地方分権という部分で、何か地方に任せる以上は地方に余り口出ししちやいないんだみたいに考えていらつしやるのかなというふうに思ふんです。私はそうは思っていないで、何でも地方に任せてしまふのが地方分権とは思っていないで、役割分担の話で、最小限のチェックの仕組みは、これは五百八十億円もお金を割り振るわけですから、それは必要なことだと思ふんです。

もし、それをせずに責任も何もすべて地方にというのであれば、それこそ一括交付金で、何でも自由にお金で地方にばんと渡してしまえばいい話であつて、一応基本方針を出してそれに

のつとつてということ国が目光らせる中で、この住宅周りのまちづくり交付金みたいな位置づけでやるのであれば、その使われ方をチェックする必要がありますかと思ふんですけれども、いかがですか。

○山本政府参考人 これも先ほどの流れで説明しましたことの繰り返しになりますけれども、国は、要するに言いなりに交付金を渡すということではありません。基本方針を定めた上で、客観的な基準に従つて計画全体を評価いたします。評価した上で、この計画の内容に基づいて交付限度額を算定するというところでございます。

○阿久津委員 私が言っているのは、今は、何でもかんでも渡すのではなくて、ちゃんと金額も含めて、その地方の計画に基づいて、それが基本方針になつていくかどうかということで見ると、そうじゃなくて、全部終わつて、終わつた後に、その使われ方が正しかつたかどうかをチェックする必要がありますのかということなんです。

ちよつと質問を変えたいと思ふのですけれども、何年か後に、地方公共団体が本法をどのように使ひこなしているのか検証する、そのような予定はありますか。

○山本政府参考人 今初めてお願いする制度でございますので、地域住宅計画の計画期間も、一応五年間ぐらいを目途につくつていただくということとを想定して制度を構築しておりますので、それぞれ、十七年度に発足しました地域住宅計画が、計画期間終了後に、どういふふうな形で仕事が行われ、地方公共団体がみずから事後評価としてどのような評価をしているかということはモニターしながら制度の改善に努める、そういう方針でございます。

○阿久津委員 私もちよつと後で失敗したなと思つたのは、修正なりして附則で五年後の見直し規定を入れておけばよかつたなとちよつと思つたのですけれども、今、でも局長が前向きな答弁をいただいたので、ぜひ五年後のチェックというか、

五年じゃなくてもいいのですけれども、後である年月を置いて、地方公共団体がいかにこの法律を生かして、それが良好なまちづくりに向けて反映されたのかどうか、そのチェックはぜひ、お金も国のお金が大分行く話ですから、そのところをよろしく願ひいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。思うのですけれども、新聞にも大きく報道された八王子市内の旧公団時代に分譲されたマンションの瑕疵問題についてちよつと伺いたいと思うのです。

きょうは都市再生機構の理事長にもお越しいただいておりますけれども、まず初めに、ちよつと細かい部分で、新聞にも報道された八王子市内の旧公団時代に分譲されたマンションにおける瑕疵問題の概要及びその原因について伺いたいと思うのです。

○岡田参考人 お答えいたします。

まず、問題の概要でございますが、八王子市内におきまして、ちよつとバブル期に、私どもの前身でございます当時の住宅・都市整備公団が分譲いたしました複数の団地におきまして、分譲後約十年経過した段階で大規模な瑕疵が判明した事実でございます。

問題となつておりますマンションは、八王子市内におきまして平成元年八月から平成二年三月にかけてまして分譲したマンションでございます。ただし、一部は二年後の平成四年三月にずれて供給したものでございますが、ちよつと平成十二年に管理組合さんの方で大規模修繕を行うわけでございますが、その際に、一部の団地におきまして多くの施工不良が判明した、これが発端でございます。

その後、同じエリアのほぼ同時期に分譲しました他の団地におきましても施工不良が次々と判明しました。それぞれの団地によつて瑕疵の程度は、簡単に補修で済んだものから、相当程度、改築まで必要とするぐらいの大規模な瑕疵、それはそれぞれによつてかなり異なるわけでございますが、

おおむね地区全体としてそういう瑕疵が集中的に発生したというものでございます。

現在の状況でございますが、施工不良が判明いたしました以降、住宅購入者の方々で構成されます団地管理組合と協議をさせていただきまして、合意をいただいた団地から調査及び補修を実施してきていますところでございます。これまでのところ、大部分の団地におきまして管理組合さんとの間で具体的な補修方法について合意をさせていただいております。逐次完了してきておるという状況が現段階でございます。

私どもといたしましては、お住まいの方々にも一日も早くもとの住宅で安心してお住まいいただけますよう、全力を挙げているところでございます。なお、もう一つの御質問の、その原因についてでございます。

これだけの大規模な重大な瑕疵が発生いたしましたのは、私ども、昭和三十年、日本住宅公団発足以来、約半世紀近く住宅を建ててきておりますが、全く過去に例のない瑕疵が発生したわけでございまして、その原因でございますが、一義的には、その工事を請け負いました施工業者の施工及び施工管理が著しく不適切であつたということがまず一義的な原因でございます。

さらに、このエリアに集中的に大量に瑕疵が発生したというこの背景的要因でございますが、以下に述べます幾つかの要因が複合的に、重層的に重なつたことの結果というふうに考えておるところでございます。

まずその一つは、特にこの団地の一つの大きな特徴でございますが、いわゆる景観に配慮したという団地づくりをするということで、従来では、普通、集合住宅は直方体の、よく悪く言われるのは、ようかんが並んだような、並んだ並んだの住宅だということなんですが、本件につきましましては、景観に配慮ということで、各棟に例外なくいわゆる大きな屋根を、しかも外から見ると屋根面がわかるような、大きな勾配と大きな屋根を各住棟につ

けるというような設計でありますとか……（阿久津委員「もうちょっと簡単に結構です」と呼ぶ）済みません。

つまり、景観に配慮した結果、極めて設計が複雑になっている、これがこの団地の特徴でございます。もう一つの特徴は、丘陵地なものですから、斜面における工事だったということで、その二つの面から極めて施工難度が高かったということがこの団地の特徴でございます。

それからもう一つは、地域の学校開校時に入居を合やす必要があるということで、当初の設計期間及び工事の期間が十分にとれなかったということがそこに発生した一つの要因になっている。さらに、この工事の時期がまさにバブル真つ盛りの時期だったものでございますから、資材あるいは技能職の不足等によりまして、さらに施工不良が重大化したというふうに思っております。

ただ、このようにさまざまな要因が重なった結果ではございますが、このような重大な瑕疵の発生を防げなかったことにつきましては、私ども、マンションの売り主として品質管理体制が十分でなかったのではないかとこのように反省しております。

○阿久津委員 私、最終的には責任は公団にもちろんあるというふうに当然考えています。

ちよつと、国民の皆さんにもわかるように、簡単にどのような状況だったかお話しすると、最初そこに住んだ方々は、雨漏りがするということで、おかしいな、おかしいなという程度直しても雨漏りが直らない。これはおかしいぞということ、ちよつとはがして調べてみると、壁のコンクリートがジャンカになっていたり、鉄筋が途中で曲がっていたり切れているところが多数ある。果ては、コンクリートの壁の中に何かごみみたいなものも、空き缶なんかも詰まっていたりして、これはひどいぞという話になって、最終的には十年後の大規模修繕で初めて本格的にわかったということなんです。

これは、私は最終責任は公団にある。私が考えるその原因は、やはり検査監督の不十分さだと思ふんです。理事長もいらしているので理事長にも聞いていただいたいですけれども、昔の公団だったら、恐らく職人かたぎのうるさい頑固おやじみたいな職人が、この難しい、初めてやるような南欧風の建物ですから、自分でそこに行つて、ああだこうだ、ああだこうだ指図しながら口やましく言つて、未熟な業者、職人がいたつて、こ

うやるんだ、セメントはこう入れるんだぞと言つて全部細かく指導したと思ふんです。それが、やはりバブル期ということもあつたんだと思ふますよ、でも、忙しにかまけて、あるいはおごりもあつたのかもしれない、それで行われなかつた。これは中間検査をみずからやつていないです。ちよつと確認だけお願いします。一言だけで。

○岡田参考人 工事監督要領に基づきまして、先生のおっしゃっている中間検査は当然やっております。それは、中間検査をすることによつて、そこまでの出来高を逆に請負業者の方に支払うというシステムになっていきますので、途中で全く検査をやつていないということはございません。

ただ、相当工期が切迫する中で設計変更処理等があつたために、十分な監督ができたかどうかというところについては反省しているところでございます。

○阿久津委員 私は、やはりその姿勢に一番問題があつたのかなというふうに思っているんです。せっかく理事長に来ていただいたので、今回の瑕疵問題を早期に解決するために都市再生機構としてどのように対応していくのか、また、今後の都市再生機構の信頼回復に向けての決意をいただければと思ふんです。

○伴参考人 本来、良質な住宅を供給すべき立場でありながら、瑕疵のある住宅を提供したことになつてしまひまして、分譲住宅購入者の皆様には多大な御不便と御迷惑をおかけしていることに對しまして、まことに申しわけなく、深くおわび申し上げます。

現在、私どもが何をしておるべきことは、居住者の皆様に対して誠意を持った対応を行うとともに、適切かつ迅速な補修工事等を実施いたしまして、一日も早く安心してお住まいいただけるような状態にすることに思つておりまして、現在の体制も引き続きしっかりとしながら、誠心誠意、事に当たつてまいりたいと思つております。

今回の件で、当時公団住宅でございましたけれども、公団住宅に寄せていただきました信頼を裏切ることになったわけでございます。私どもも信頼回復のためにはいろいろな努力をしなければならぬと思つておりますが、やはりこのような事態を二度と招かないように防止策を講じることが信頼の回復には不可欠と考えております。

そこで、具体的には、今回種々苦しい経験をしておりますので、例えば工事内容や施工難度に応じて適切な工期を設定するというようなこととか、あるいは技術力の高い施工業者に発注するような業者選定方法へいろいろな見直しをするとか、それから、施工瑕疵を未然防止する観点から、特に躯体の施工時におきます機構みずからの監督検査回数の増加、あるいは監督体制の強化をするとか、今、住宅性能表示制度というのがございますので、それを導入いたしまして、第三者機関である住宅性能評価機関による厳格な検査を受ける、そういった措置を講じてきておりますけれども、今後とも、これらの措置を徹底することによりまして、再発防止に万全を期してまいりたいというふうに思つております。

いづれにいたしましても、昨年七月から独立行政法人都市再生機構になりましたけれども、新たに与えられた役割も含めて、何とか信頼の回復、構築に全力を挙げて心がけ、努力したいと思つておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○阿久津委員 理事長、しつかり願ひますね。最後にちよつと大臣に見解だけ伺いたいと思うんですが、大臣にどうしても聞いてもらいたい文章というか、私、この問題で地元からたくさん御

意見をいただいたんです。

一人の方は、小学校、中学校の子供三人と奥様、妻の五人家族だったんですけれども、自分の生涯の中で一番楽しいであろう十年を夢見て、公団の住宅だからということで思い切つて分譲マンションを買つた、しかし、一番楽しいはずの十年は日々瑕疵問題との闘いに費やされてしまった、こういう意見をいただきました。それから、もう一人の方は、この瑕疵問題を通じて地域コミュニティが崩壊してしまつた。仲のよかつた居住者同士がいつしか猜疑心が募つて、あの家だけ優遇されているのではないか、そういうような疑いを持つようになつてしまつた。この方の場合、近隣住民の嫉妬心というか冷たい視線に耐え切れなくなつて、建てかえが決まつた後に結局退去することを決めたそうです。

大臣に、今回の瑕疵問題に対する見解を伺いたいと思ひます。

○北側国務大臣 私、昨年九月に大臣に就任してから、理事長の方からこの件については何度か御報告を受けております。

極めて遺憾な、瑕疵に基づく問題でございます。今、委員のお話にもあるとおり、住宅の取得というものは、普通の人にとっては一生に一回あるかないか、そういう重大な事柄でございます。また、住宅というのは、毎日毎日そこで家族が生活をする場でございます。また、今委員のおっしゃつたように、その住宅というものを要素として地域のコミュニティというものが形成をされていくわけでございます。そういう意味で、私は、こうした重大な瑕疵があつたということは極めて遺憾であるというふうに言わざるを得ないわけなんです。

特に、旧公団というのは、先ほど理事長も言つていましたけれども、良質な住宅を提供するというのが公団の大きな役割でございます。国民の側からすれば、公団のつくつた、公団の分譲する住宅なんだからという信頼感が当然そこにはあるわけでございます。それを大きく裏切るような今回のこの事件であるというふうに言わざるを得ないと思ひます。

いと私は思っているところでございます。

ともかく、私は今機構の方に言っておりますのは、住宅の購入者の方々、また居住されている方々、その方々の立場に立つて、早急に、早期の全面解決に向けて最大限の努力をするように言っているところでございます。また、二度とこうしたことがないように、こうしたたぐいのことがないように、再発防止に向けまして万全を期すように指示をしておるところでございます。

○阿久津委員 大臣の力強い言葉に感謝申し上げます、終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○橋委員長 金田誠一君。

○金田(誠)委員 民主党の金田誠一でございます。まず、このたびのJRR西日本の事故でございますが、犠牲になられました方々に御冥福をお祈り申し上げ次第でございます。また、負傷された方々の一日も早い御回復を御祈念申し上げますところでございます。

本題に入りまして、まず初めに、公営住宅法の一部改正について質問をいたします。

今回の改正案は、第四十七条に「管理の特例」ということで、事業主体以外の地方公共団体または地方住宅公社は、事業主体の同意を得て、公営住宅の管理をかわって行うことができるとするものでございます。この制度は一般に管理代行制度と呼ばれ、管理主体の拡大が目的とされている、こう理解をいたしております。

ところで、今日、住宅をめぐる状況は、住宅の需給など住宅事情そのものの変化、少子高齢化など社会経済情勢の変化、特殊法人改革や三位一体改革などの中にあつて、新たな住宅政策の確立が求められているわけでございます。そうした中で、公営住宅については、住宅セーフティネットの機能向上、すなわち、市場において自力で適正な居住水準の住宅を確保できない者に対しては公営主体の関与により適切な住宅供給を行うという観点から、ストックの有効活用と入居における公平の確保、これが重要な課題となっているわけでござ

いたします。

このような状況下で、このたび管理代行制度が打ち出されてきたということは、一つは、管理主体の拡大によってストックの有効活用を資する、いま一つは、地方公共団体または地方住宅供給公社という公営団体を活用することで、入居における公平の確保に伴うプライバシーや個人情報保護、こういうことに資するという考え方であると理解をしております。

そこで質問をいたしますが、私なりにこのように管理代行制度を理解しているところでございますけれども、提出者としてはどのようなお考えなのか、基本的な認識をまず大臣にお伺いをいたします。

○北側国務大臣 今委員のおっしゃった認識と同様でございます。

公営住宅の管理には、今委員もおっしゃったように、中立公平な立場から判断をしていくことが求められるわけでございます。入居者等の決定の重要な管理行為について、公営住宅法上は、事業主体であるところの地方公共団体のみとその権限を行使し得るといふふうになっております。

しかしながら、公営住宅の管理をめぐりましては、一つは、住宅困窮者が増加、多様化している状況がある、これらの者の居住の安定をより適切に確保するためには、地域の公営住宅ストックを一体的に管理することによって、有効にさらに活用していこうという必要性があるわけでございます。

こうした観点から、公営住宅管理の一層の効率化を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細かな入居者の募集、決定等を一体的に行うことができるよう、今回、管理代行制度を導入しようという趣旨でございます。

○金田(誠)委員 ありがとうございます。基本的な認識については一致をすることができたと思うわけでございます。

次に、この管理代行制度に対応して、言葉として似通っているわけでございますけれども、指定

管理者制度というものがございまして。この点について質問をさせていただきますが、こちらの方は地方自治法に基づく制度ということでございまして、けれども、名前も似通っており、その違いはわかりにくい、こう思うわけでございます。

しかし、今回の改正による管理代行の場合は、例えば、入居者に対し明け渡しを請求すること、明け渡しの請求に関し入居者の収入の状況について報告を求めることなど、公権力の行使、プライバシーに深くかわる権限まで含まれるわけでございまして。そうであれば、この管理代行制度の性格は、いわば行政の代理人ということで、イギリスのエージェンシー、我が国の独立行政法人に近いものとなり、地方自治法上の指定管理者制度の趣旨を超えるものではないか、こう理解するわけでございます。

そこで質問をいたしますが、公営住宅の管理にかかわって、管理代行制度と指定管理者制度の違いは何か、どのような運用を行うとされていくのか、まずこの点について御説明をいただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 指定管理者制度でございますが、これは地方自治法に基づきまして、地方自治法上の公の施設の管理につきまして、従来、規定がありまして管理委託制度を拡充いたしました、広く民間事業者が行い得るようになったものでございます。指定管理者の行い得る業務の範囲は、各施設の目的や態様でさまざまでございます。したがって、条例でこれを定めることとしております。

その観点からの公営住宅の性格でございますけれども、これは住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るということを目的とする住宅でございますので、管理につきましましては、公営住宅法に基づいて、中立公平な立場で適切にこれを行うということが必要でございます。このため、公営住宅法におきましては、法律に基づく管理権限の行使を事業主体たる地方公共団体に限定しているところでございまして、このような法律の趣旨を踏まえますと、地方自治法上の指定管理者が公営住

宅に関して行い得る業務の範囲は、改正前の地方自治法の管理委託制度と同じように、清掃とか修繕などの維持管理業務、こういった、法律上の権限を伴わない、いわゆる事実行為に限られるものと考えているわけでございます。

こうした中で、公共団体が地域の実情に応じて、公営住宅管理の効率化を図るとともに、多様化する住民の方々の居住ニーズに対して細かな対応を可能とするためには、管理主体が異なる公営住宅であってもこれを一体的に管理していくということが必要でございますので、権限そのものの代行が必要になるわけでございます。こうした管理権限そのものの代行につきましては、指定管理者制度では対応できませんので、今回、公営住宅法の改正によりまして、代行者を地方公共団体と地方住宅供給公社に限った上で、公営住宅の管理代行制度を設けようとするものでございます。

指定管理者制度の管理代行と、今般の、お願いしております管理代行の制度の違いを踏まえまして、地域の実情に応じて、事業主体において適切な制度を選択して管理運用していけるものと考えております。

○金田(誠)委員 ただいま御説明をいただきました、よく理解をしたところでございますが、この両制度の違いについて、国から通知等を出して地方自治体に明確にする必要があるのではないかと、こう考えるところでございますが、その用意はございますでしょうか。

○山本政府参考人 今回の法律でお願いしております管理代行制度につきましては、先行して制度化されました地方自治法上の指定管理者制度との違いを各事業主体が十分に、きちんと理解した上で仕事をしていくことが重要でございます。御指摘のとおりだと思っております。

このために、既に、法律を国会にお願いいたします閣議決定をいたしました後、具体的には三月の上旬でございまして、各ブロックごとに担当者を集まっております、指定管理者制度との違いを含め、法案の趣旨等について説明会を開催した

今回の法改正の目的であるところの住宅セー
ティーネットの機能向上という観点から、都道府
県営住宅と市町村営住宅を管理代行制度によつて
一体的に管理しようとした場合、その目的達成の
ための管理の主体としては、都道府県と市町村を
比較すれば、地域住民に密着した市町村の方が一

と密着をしている、あるいは、これからは福祉との連携あるいは年齢によった住みかえとか、さまざまなそういう問題が出てくるわけで、そういうことからすれば住民に密着した市町村が優位にある、こう考えるところです。だとすれば、都道府県営住宅と市町村営住宅を一体的に管理するに

○金田(誠)委員　そういうことになるわけですが、基本的には住民に密着した市町村、それが、今の時代ですから直営というのはなかなか

ところで、こういうふうな事実に管理行為を委託している公益法人に、今回のような法律上の

管理代行の主体としての位置づけを与えてはどうかというのが二点目でございます。

今回、事業主体である公共団体のほかに、他の公共団体あるいは地方住宅供給公社に限って公営住宅の管理権限の代行を認めることにいたしましたのは、地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法という特別の法律に基づきまして設立された公法人でございます。法律に定められた業務規定に基づきまして、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する住宅等の供給事業を実施するという目的で存在する公法人でございます。

そういう公社の性格上、公社法では、設立団体による出資、役員任免、事業計画の承認、それから監督命令が規定されております。設立団体の適正な監督と責任のもとに仕事を実施するということが規定されているわけでございまして、そのほかに、役員員につきまして、刑罰の適用上、公務員とみなすという、お金をもらって悪いことをしたら刑罰に処すということでございまして、そういうみなし規定も設けられております。ということで、公営住宅の管理について、中立公平な立場に立つて適切な判断を行うことができると考えたことによるものでございます。

それで、公益法人は民法上の普通の法人でございますので、そういうふうな規定はございませんので、これらまでに代行権限を拡大することは難しいと考えている次第でございます。

〔委員長退席、望月委員長代理着席〕

○金田(誠)委員 法律によって設立をされているという形式は確かに理解をいたします。そして、前段やりとりをさせていただいたように、指定管理者制度とは違う、かなり公的の性格、公権力の行使、あるいはプライバシー等に踏み込むということも十分理解しているつもりでございます。

しかし、にもかかわらず、住宅供給公社以外には全くその拡大の余地はないんだという結論を今の時点で早々と出しているものかということでございます。実態としてそれではどうその制度が運用されていくんだろうということについて危惧を

持ち、その上で質問をさせていただいているということでございます。

もう少しそういう立場で質問を続けさせていただきたいと思っておりますけれども、今まで指摘をした考え方に基きまして、これをきちんとまとめて改めて提案を申し上げ、大臣の御見解を伺いたい、こう思うわけでございます。

管理代行の受け皿を、地方公共団体と地方住宅供給公社に加えて、地方公共団体が設立した公益法人等のうち一定の要件を備えた者にまで拡大をする、全部とは言いません、局長おっしゃるようにさまざまな制約、規制等も必要だというふうに思いますが、それらを勘案して、ここまでクリアしていればやれるだろうというものをつくって、拡大をしていくということがぜひとも必要だと考えるわけでございます。

この措置を講ずることによって、市町村が管理代行の受け皿となつて都道府県営住宅と市町村営住宅を一体的に管理することが容易になる。このことは、住宅セーフティネットの機能向上、これは本来目的です、その本来目的の達成に有効である、これは論をまたないと思うわけでございます。また、この措置を講ずることは、都道府県による一体的管理、あるいは地方住宅供給公社による一体的管理を否定するものでは全くありません。そのことはもう十分に可能であります。それはそれとして、一方で選択の幅を広げるという提案でございます。

さらに一点つけ加えさせていただければ、後で質問をいたしますけれども、住宅供給公社法の改正によって、自主解散というのが今度はお出されるわけですね。実際、解散するところもあるかもしれない。そういうところはもう受け皿がなくなっちゃうわけですよ、解散してしまえば。

そういうことも踏まえれば、今私が提案したことについて実施をしたとしても、何のマイナスも生じないのではないかと。選択の幅を広げる、市町村が主体になり得るということでプラスになるのではないかと。ましてや、地方住宅供給公社が解散

してしまつたなんということになったら、まさにこういう方法をとるしかないんじゃないですかというところで御提案を申し上げるわけでございますが、局長の方はかなり否定的にずつとお答えいただいているんですが、大臣、少し希望の持てるような、ちよつと展望のある御答弁をちょうだいしたいと思うわけで。

○北側国務大臣 なぜ地方公共団体のほかは地方住宅供給公社に限っておられるのか、この理由は、先ほど来住宅局長が答弁しているとおりでございますが、住宅に困窮する低所得者の居住安定のため、公営住宅というのにはございまして。その管理の問題でございますが、やはり中立公平な立場に立つた判断をしてもらう必要があるわけでございます。

この管理代行制度は、もうこれは委員もよく御承知のとおりなんですけれども、入居者の募集、決定、そういう権限を持つわけですね。さらに、入居の際に同居した親族以外の者の同居を承認するかどうかがどうか、それから、入居者の死亡時、退去時等に同居していた者の入居継承を承認するかどうかとか等々、入居にかかわること、また退去にかかわるようなことも含めて、かなり広範な権限を有しているわけでございます。だから、公平中立にその権限を行使してもらわないといけない。

公社の場合は、先ほど局長が答弁したように、一つの例では、役員は、刑罰適用の公務員みなし規定を設けて、例えば収賄罪なんかでも罰せられるわけですね。そういうふうな規定をしているわけでございまして、そういう意味で、これを他の公益法人に、現時点で、スタートの時点から拡大しようというのはなかなか困難だというのは、住宅局長が答弁しているとおりでございます。

ただ、先ほど委員の方がお話しいただきました指定管理者制度、これは当然あるわけでございまして、清掃、修繕といった維持管理業務などの事実行為については、公益法人が受託をしているところというのは現在でもあるわけでございまして、

で、そうした業務の効率化等の観点から、事業主体がこうした公益法人を事実行為の委託というところで推進することは十分考えられると思っております。

委員のおっしゃった代行についてまで、委員は一定の要件のもとでおっしゃいましたが、ここまで現時点で広げていくというのはなかなか容易ではない、できれば将来の、今後の課題ということで御理解いただければありがたいと思っております。

〔望月委員長代理退席、委員長着席〕

○金田(誠)委員 大臣の御答弁は、指定管理者制度がなぜだめかという質問に対しては、明快な、十分な答弁であるというふうにいるわけでございまして、私は、この管理代行の主体を、地方住宅供給公社に加えて、ある一定の者にまで拡大できないかという立場で質問をしているわけでございまして、それに対してはもう少し柔軟に御検討いただいてもいいのではないかなという印象を持ちます。持ちますけれども、今後の課題というお話もございましたから、そういう観点から、最後にお尋ねをしたいと思います。

今回の管理代行制度は、せっかくの改正でありながら、今まで指摘してきたとおり不十分だということが言えると思えます。とりわけ市町村にとつてはメリットは少ない、あるいはメリットは何もないという市町村もあります。住宅セーフティネットの機能向上という本来の目的にもそぐわないということは指摘せざるを得ません。

であるから、全国の自治体の中には、既に指定管理者制度に基づき条例改正を準備しているところもあるというふう聞いております。また、今回の管理代行制度か、あるいは指定管理者制度かで選択に迷っているところもあるということも聞いています。こうした状況はいずれも、提出者にとつても不本意な事態ということになるのではないのでしょうか。

そうであれば、今回の改正は改正としても、次の段階に向かって提出者としての姿勢をお示しい

ただければありがたいと思うわけでございます。そのために、次の二点について御要請を申し上げます。

一つは、地方公共団体が市町村管住宅の管理委託、今はこれしかできませんから、管理委託のために設立した公益法人等について、その実態調査を行っていただけないか、とりわけ管理代行に移行できるものかどうかという観点から実態を調査していただけないか、これが一つ。二つ目は、そのような調査検討を行う旨を、前段に申し上げた通知、指定管理者が管理代行かという通知にあわせてできれば、あわせて地方公共団体に周知をしていただけないか。この二点について御要請を申し上げますが、いかがでございますでしょうか。

○山本政府参考人 公共団体が委託のために、委託のためにといいますか、管理の業務を効率化するために、公益法人を設けて事実上の管理行為を委託しているという実態がどうなっているかということにつきましては、これを掌握する必要があると考えております。

今回法律を認めていただいて管理代行を実施することになりましたら、その実施の状況も含めまして、的確に管理の実態を調査した上で、これを公共団体の方々にもきちんと情報提供して、仕事の効率化に役立てていただけるようにしたいと思います。

○金田(誠)委員 ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

そういう調査がなされて、これからそういう道も開けるのかなということになれば、今の段階で慌てて、指定管理者でしようがないということをしなくてもいいわけでございますから、ひとつその辺もわかるように、ぜひ、周知をしていただくことも含めて積極的に取り組んでいただきたいと御要請を申し上げます。

公営住宅法の改正については以上でとりあえず終わります。次に、二点目の地方住宅供給公社法の一部改正、これについて質問をいたします。

今回の法改正では、管理代行制度に係る設立団体の認可ということが改正の一つ、さらに加えて、設立団体の判断による自主的な解散規定の整備、これが提案をされているわけでございます。

地方住宅供給公社については以前から経営悪化が指摘をされ、既に、北海道、長崎県、千葉県にあつては特定調停が成立をしております。また、平成十五年度決算においては、全国五十七公社中七公社が債務超過の状況、このように聞いております。

そこで質問をいたしますが、今改正による自主的な解散の対象として想定される公社はどの程度存在するか、また、その固有名称がもし明らかにできれば、あわせてお示しをいただきたいな、こう思います。

○山本政府参考人 地方住宅供給公社の運営は非常に課題が多いということで、今年度の当初、年度の頭に、全五十七供給公社に対して調査をいたしました。その結果、期限を明示して地方住宅供給公社の解散を決めている公共団体、設立団体は、青森県、岩手県、福島県の三団体でございます。いずれも平成二十年度に解散するということを予定しております。

○金田(誠)委員 仄聞しますと、このほかにもまだ検討中というところもあるようでございますね。大変残念な事態だというふうに思うわけでございますが、先ほどの公営住宅法の方にも関連すれば、こういうところで住宅供給公社がなくなっちゃう、そこで一体的管理を管理代行でやるということになれば、私の提案したような方法をとるしか実際はないんじゃないかなということも思いますので、今の答弁とあわせて、この点、また御指摘もさせていただきたいと思うわけでございます。

次の質問に入りますが、地方住宅供給公社がこうした事態に陥った原因は、バブル崩壊として片づけるわけにはいかないと思うわけでございます。法体系そのものにも目を向ける必要があるのではないかと、こう思うわけでございます。先ほど

来、公社の方はみなし公務員ということで厳格な法適用ということなども御答弁ございましたが、それだけではまだ十分ではなかったのではないかと、こうも思うわけでございます。

例えば、公社の運営に当たって、設立団体である都道府県と地方住宅供給公社はどこまでのように責任を分担しているのか明確でないではないか。その結果、例えば特定調停に当たっても、知事がとった責任は報酬の一定期間の減額、一割カットの三カ月とか、そういうことがされているようにございまして、かなり形式的なものにとどまっております。また、公社役員の責任もあいまいで、退職金の返還というようなことさえ行われておらないようございまして、個人の財産などはもう全く手もつけないという状態だと思います。

つまり、だれも責任を負わないというスキームの中で、数百億円単位の公的負担に結果的になっている、いわば国民負担ということになっているわけでございます。公社法第四十一条には国土交通大臣の監督命令という規定もありますけれども、これも十分機能してこなかったようでございます。

このように見てくると、法改正に当たって自主的な解散規定を追加する、これはこれでやむを得ないと思いますが、これだけでは不十分であると言わざるを得ないわけでございます。

必要なことは私は二つあると思うわけでございます。その一つは、二度と経営破綻という事態を招かないという観点から、この間の経過を検証し、結果を公表し、抜本的な法改正を行う。経営破綻を招かない、責任の所在等を含めてどうなのかという法改正が一つ。いま一つは、住宅の戸数が世帯数を上回った、こういう現段階において、地方住宅供給公社にどのような役割を今後期待するか、これについてさらに明らかにする必要があるのではないかと。

以上、二つの問題について、専門的な委員会を例え設置するなどして早急に対応すべきと考え

るわけでございますが、この点、大臣いかがでしょうか。

○北側国務大臣 地方住宅供給公社についての今委員から御指摘のあった問題、課題につきましては、非常に重要な問題であると私も認識をしておるところでございます。

これまで、法律上、設立団体である地方公共団体が財務状況等を把握して、当該公社に対し適切に指導監督するというものになってきているわけでございます。事業計画の承認をするとか財務諸表の提出を求めるとか、そうした権限を地方公共団体の側は持つておるわけでございます。

債務超過とか特定調停に至った公社があることを踏まえまして、一昨年六月には、公社経営の透明性確保を図る必要があるということでございまして、それに対して最大限留意してもらいたいということも要請をさせていただきました。さらに、減損会計の導入、減損会計といえますのは時価評価をきちんとしてもらいましょうということでございますけれども、減損会計の導入を図るなど、財務の透明性の高い事業運営を図ってもらいたいということも言っております。十七年度決算よりそういう形になるところでございます。国といたしまして、地方公共団体が適切な指導監督を行うように、これまでも要請に努めているところでございます。

今後の役割につきましては、社会情勢の変化に応じまして、中心市街地の活性化などのまちづくりへの貢献だとか、高齢者、ファミリー向け住宅の供給だとか、本当に公社としてやった方がいい事業、本当に必要な事業に集中して取り組んでいくことが重要と考えておるところでございます。が、今委員のおっしゃった今後の地方住宅供給公社のあり方をどうするのか、またその役割をどうするのか、それにつきましては、今、社会資本整備審議会が新たな住宅政策のあり方についてかなり根本からさかのぼりまして議論をいただいているところでございますので、その審議会において地域の住宅政策における公社の位置づけも論

議をしてもらいたい、また明らかにしてまいりたいというふうにご考えているところがございます。

○金田(誠)委員 社会資本整備審議会では、今本当に佳境に入った審議になりつつあるのかなというふうな感じを受けております。その中ではかなり、分科会等もいろいろあつて、突っ込んだ議論もされているというふうにも仄聞をいたしておりますが、この地方住宅供給公社についても、そうした分科会等がありますでしょうか。その辺、後でちよつとお答えいただきたいと思いますので、すけれども。

かなり難しいことだと実は思っております。都道府県そのものがやるのであれば、それはそれなりの、議会だとかその他の既成のスキームがある。民間であれば民間なりに、倒産すれば私有財産も没収されるかもしれないという仕組みがある。その中間に位置するこの種のものの。どこまでが公社の責任で判断できるのか。あるいは、都道府県としてはどこまで、指導といえは聞こえはいいですが、公社に押しつけるみたいなのだとあってあるかもしれない。有力なバツジをつけた方がいろいろなことをおっしゃってくるかもしれない。そういうときに、都道府県はどこまで受けて、どこまで公社に指導あるいは押しつけみたいなことになつていくのか。そういう実態論に踏み込まなければ、表面的な書きぶりだけのスキームではなかなかこれは解決つかない問題ではないかという気がいたしております。

例えば第三セクター、私、北海道ですが、苫小牧東部開発なんという第三セクターがありました。各地でこの第三セクターがいろいろな問題が起きたのも、これと類似した、その中間に位置するさまざまな盲点みたいなものがあつたというふうな思ひわけでございます。ぜひ審議会の中で掘り下げていただきたい。

分科会等でやるような仕組みになつていてどうか、そこだけちよつとお願いします。

○山本政府参考人 住宅建設計画法を抜本的に見直して新しい政策体系を維持するための基本法制

を論議しておりますのは、国土交通省の社会資本整備審議会の住宅地分科会で審議しております。

それで、論議しております中身は、やはり基本的な政策体系がどうあるべきか、目標がどうあるべきかということなんですが、それを、目的を達成するための手段としてそれぞれまた議論をしております。都市再生機構がどういう役割を果たすかとか地方住宅供給公社がどういう役割を果たすべきかといったような課題が重要な検討課題として位置づけられております。

来年の通常会には法律をお願いするということになりまして、検討期間も限られておりますし、今の体制の中でしつかり検討していきたいと思っております。

一言付言しておきたいと思ひますのは、昨日の参考人質疑で小林重敏参考人が、供給公社も、解散させればよいというものじゃない、きちんと担つてもらわなきゃいかぬ役割があるので、それを精査した上で、そこに集中して担つていただくべきだという御意見を話しておられましたけれども、私どももそういう問題意識で今検討を進めております。

先ほど御紹介しました年度当初の五十七供給公社に対する調査でも、これから供給公社にどういう仕事を重点的に担わせたいかということや設立団体に聞いておりますけれども、設立団体の回答が多かつたのは、まちづくりの参画させるとか、あるいは高齢者とかファミリーの賃貸住宅供給を引き続き担わせたいとか、あるいは住宅に関する情報提供、公的賃貸住宅の募集情報も含めて、住宅情報提供、住宅相談。それから、ここでありましたのは、マンションの建てかえを支援するというような仕事、それから、今般お願いしております公営住宅の管理を一元的にやらせたいといったような答えが来ておりますので、それぞれの公共団体において住宅政策上の課題をピックアップして集中的に仕事に取り組んでもらう、そういうふうなことを念頭に今審議会でご検討していただ

ているところがございます。

○金田(誠)委員 わかりました。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それで、今回の法改正で自主解散ということに道が開かれ、実際、その道を選択する公社も出現をするということでございます。その場合、設置者としては、解散の前提条件として、債権債務の処理にとどまらず、公社職員の雇用の確保、これについて責任を持った対応をすべき、こう考えるわけでございます。とりわけ雇用問題については、今日、雇用情勢が深刻な状況にある中で、都道府県が設置する公的機関が雇用についてかりそめにもあしき前例をつくるようなことがあつてはならない、こう思ひわけでございます。

そこで、自主解散を選択する場合においては、公社の職員の雇用の確保について設置者として責任を持つて対応すべきもの、こういう見解をぜひとも国としても明らかにしていただきたい、また、その旨を関係方面に周知していただきたい、こう考えますが、いかがでございますでしょうか。

○山本政府参考人 民事調停法に基づいて特定調停の手続に入つた供給公社が三つございますけれども、これはもちろん調停結果を各債権者は尊重しながら、住宅供給公社をこれから存続させていくわけでございます。仕事をしていくわけでございます。しかし、今回お願いしております規定は、公社を解散させるわけでございます。これからこの世に存在しなくなるわけでございます。それからこの判断をするのは設立団体でございます。

設立団体である公共団体や政令市などが判断をするわけでございますけれども、その判断をする際には、その前提として、当然のことでございますが、債権者との権利関係の調整、それから公社が保有しております土地とか建物をどういうふうな処分するかといった公社の資産の整理、借入金など債務の処理、賃貸事業をやつていればそれをどう承継していくのかといったようなことについて、適切な対応方針を決めた上で解散させるといふことになつてまいります。

そういった課題の中には、御指摘いただきました、解散に伴つて生じる公社職員の雇用問題をどうするかということが当然入るわけでございます。そういう課題を整理した上で、設立団体が議会の議決を経て大臣の認可を求める、こういう手続になつてまいります。

大臣の認可に当たりましては、その解散が、そもその目的でございます地域の住宅政策を進める上で、今まで担つていただいていた課題を進める上で支障がないと認められなければいけませんし、あわせて、今申し上げました解散する前提となる課題がきちんと処理されているかどうかというのを確認した上で承認するということになるわけでございます。

○金田(誠)委員 昨今、あしき風潮がございまして、職員を粗末にするということがあつたかも知れませんが、それがごとき風潮があることは、私は非常に遺憾なことであるというふうな思ひつております。

企業は人なりという言葉がついてこの間まではあつたはずでございます。これはもう役所も人なりであり、さらに、その中間にある団体もすべて人が基本になる。そこを大切にしないでこの日本の国が成り立つのか、大きく言うとそんな思いを最近はいたしまして、義憤に駆られてるところでございます。

ちよつと話は横にそれますけれども、団塊の世代が間もなくリタイアする。その方々が持つてきた技能などを次に継承していく、これが今大きな課題になつていて、製造業などでもかなり深刻に今その課題に取り組んでいる。しかし、後継者をきちんと養成してこなかった会社等では、今相対的な行き詰まりの状態にあるというふうにも聞いています。一度目を向けて、確かに、かつての護送船団方式から市場を基本としたものに移行はしてきましてたけれども、そのことと人を粗末にするということとは、私は次元の違う話だ。

護送船団方式から改革をするにしても、その中

でも担っていくのは一人一人の人間であり、改革の目的もまた一人一人の幸せであるということだと思ふわけでございまして、ちょっと横道にそれたような話になったかもしれませんが、そんな義憤を常々感じていたものですから、今回もあえて雇用に対する配慮ということを申し上げさせていだいたところでございます。

ぜひひとつ、解散などに当たっては、そうならないことが一番いいわけでございますけれども、仮にそうなった場合については、国に対する協議というものもあるようでございまして、ぜひそうした点を踏まえて設置者責任、これをきちんと果たしていただく。こういう中から世の中は成り立っていると思うものですから、ぜひひとつ御尽力を賜りたい、重ねて御要請を申し上げておきたいと思ひます。

最後の質問でございすけれども、住宅政策における今後の課題という観点で、二点質問させていただきます。

まず、国土交通省住宅局ということで、本年一月に住宅政策改革要綱というものを示しておられる。「住宅政策の集中改革の道筋」というサブタイトルがついておりました。読ませていただきました。その中では、住宅政策の方向を示す新たな制度的枠組みのあり方、これについて、本年夏ごろを目途に方向性を明確にし、本年末までに結論を得る、こうなっているわけでございます。

そこで、その新たな制度的枠組みとしてぜひ御検討いただきたいのは、その新たな制度的枠組みを住宅基本法という形の中で集大成すべきではないかということでございます。現行の枠組みとしては、住宅建設計画法があり、次に公営住宅法、さらに住宅金融公庫法、都市再生機構法等々と続いているわけでございますが、それらを集大成してトータルで、そもそもこうであるというものが見当たらないのではないかと。

今までの状態であれば、住宅建設計画法、とにかく量的に何戸建設する、これがもうほとんどのウェイトを占めていたということからすれば、そ

れで足りたということもあるんでしようけれども、これからはそうではないということだと思ふわけでございます。

一方で、住宅セーフティネット、あるいは世代による住みかえ、福祉との連携、環境との結合、さまざまな課題も求められているわけであります。こうした時代にあつては、新たな枠組みを体系立てる住宅基本法、この制定が求められていると思ふわけでございますが、大臣、この点いかがでございますでしょうか。

○北側国務大臣 先ほど来御議論でございますように、社会資本整備審議会で今後の住宅政策のあり方につきまして昨年来御議論をさせていただいてるところでございます。

結論から申し上げますと、今、住宅事情、また社会経済的情勢が大きく変化する中で、今後の住宅政策の基本理念、その施策の方向性について、そうしたものを示す基本法制のあり方についてもまさしく御議論をいただいているところでございまして、ぜひ、今委員がおっしゃったような方向性で、来年の常会に間に合うように取りまとめをさせていただきたいと思つてるところでございます。

先ほど申し上げましたけれども、住宅が量的に充足する中で、ストックをどう有効に活用していくのかというふうなことも大事でございす。これまでのように、住宅をどんどん開発して新規供給をしていくということが中心であった政策から、今ある既存のストックをいかに有効に、また、さまざまな必要性にこたえる形で活用していくかということが非常に重要な政策になると思ひます。

そういう意味での転換も必要だと思ひますし、これまでは、新規供給が基本でございましたので、住宅建設戸数の目標というものを掲げまして計画的な住宅の供給をやつてきたわけでございす。そのあり方も見直す必要があると考えているところでございます。

その他さまざまな論点はあるわけでございす

が、今委員のおっしゃったような形で、住宅に係る基本法制の制定に向けて議論をさせていただきたいと思つております。

○金田(誠)委員 大変積極的な御答弁をちょうだいいたしました。ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。省エネルギー化の促進ということでございす。住宅政策改革要綱におきましても、この点について項目立てがされておりました。環境性能評価手法、これは何と読むのでしょうか、CASBEと書いてありますからキャスビーとでも読むのでしょうか、この開発普及ということが一つ。さらに、民間事業者等の先導的技術開発の支援という二項目が掲げられております。

ところで、私は、外断熱推進議員連盟というのに入らせていただいております。勉強を始めたところでございます。その中で、例えばスウェーデンでは暖房住宅、こういうのもまで開発をされている。ろうそくを一本つけておけば暑くてしようがないというぐらいの断熱効果のある、そんな住宅が紹介されておりました。諸外国ではこの外断熱が常識になっているということがこの議論の中で紹介をされたところでございまして、なるほどなどと思つておるわけでございす。

しかし、住宅政策改革要綱では、省エネルギーの促進ということはおたわれていないが、この外断熱については一言も触れられていない。これは甚だ残念でございす。これを明確に位置づけをして、まず公営住宅から積極的に推進していただきたい、こう思ふわけでございす。また、国の研究機関等いろいろあると思ふわけでございす。諸外国ではずっと進んでおるわけでございすけれども、我が国において、さらにそれに付いてどういう適応した方策があるのかということ、この外断熱の研究開発を推進していただきたいと思ふわけでございす。

以上、二点答弁をいただきたいと思います。

○山本政府参考人 外断熱工法につきましては、幾つかの問題点はございす。

具体的には、施工が非常に複雑で難しい、熟練した人でないとなかなかできないというのが第一でございす。それに関連しまして、通常の内断熱に比べますと建築コストが高つく。都市再生機構が五年ぐらい前に自分のところでモデル住宅をやったときにコストをやりましたけれども、仕上げなんかは普通と同じなんですけれども、躯体で三割ぐらい高い。それで、込み込みでやりますと、一割から一割五分ぐらい高いといったような状況があります。

そういった問題点はありますけれども、御指摘いただきましたように、一たん躯体が暖まると室内が冷めにくいということがありますし、外気のいろいろな温度の変化と躯体が切り離されておりますので、躯体が劣化しない、住宅が長い間使えるといったような点で評価できるというふうに認識しております。

公営住宅について言及がありましたけれども、寒冷地で外断熱工法が効果的であるというような場合には、公共団体の判断で実際に採用されております。北海道では新規に供給されるものでも二割ぐらい外断熱ですので、公共団体が外断熱工法を採用される場合には、今般の地域住宅交付金で支援していくということになります。

それから、研究開発ですが、独立行政法人建築研究所などを初め、さまざまな研究機関で研究を進めておりますし、それから民間の研究開発を支援する制度もございすので、研究開発は進めていきたいと思います。

いずれにしても、各断熱工法の特徴を内断熱、外断熱、十分に理解した上で、それぞれの建築物の設計条件に応じて適切な工法を選択して、住宅の断熱性能の向上を図っていくことが大切であると思つております。

○金田(誠)委員 この工法は、暖房効果だけでなく冷房効果も非常に効果があるというふうに向つております。これからCO₂の削減ということが大きな課題になる中で、これはもうぜひ国として率先して進めるべき政策ではないか、こう

その後、これも先ほどちょっと触れたのでございますが、特殊法人改革の中で、民間にゆだねられることは民間にゆだねるという基本方針のもとで、分譲住宅からの撤退でございますとか、あるいは、今回、みずから土地を取得して賃貸住宅の建設は行わないという方針が示されたところから、ことし三月に、第二期の従前戸数三千三百六十八戸の着手に当たりましては、機構みずから建設、供給する住宅は戻り者用の住宅に限定するという形で事業実施の方向を見直したということでございます。

これが、先ほどちょっと御指摘ありました、約千七百戸ぐらいというふうに見通しておりますけれども、当初の従前戸数二千七百戸に比べて減少しているということについてのお話でございますけれども、これは従前居住者の中で、もうかなり移転をされた方の中におられるわけでございますが、その方々の御希望を聴取した結果、もう既に入居されている方も含めてでございますが、大体トータルで千七百戸になるというふうな形でございまして、そういう計画にしたということでございます。

それで、実はこの団地については、先ほど言いましたように、都市計画でかなり詳細なものが決定されておまして、戸数も約三千六百戸というのが決められておるわけでございますが、先ほど先生がお示しになりました二枚目の紙でございますが、それは我々が住宅を建設する地区の概要をお示したものでございます。それ以外の地区につきましましては、今後、地方公共団体あるいは民間事業者がその計画に参画をするということでございますが、その場合にも、現在の都市計画というものは生きておりますので、都市計画の範囲内でそういった公共団体あるいは民間の方々が参画をするということになるわけでございます。

都市計画上、周辺環境と調和を図りつつ、中層及び高層住宅を適宜配置するという方針に沿って、最終的に良好な住宅市街地が実現するように、具体的な土地利用計画あるいは民間事業者の活用

方針等については、当然私も地主でございますので責任を持ち、関係公共団体とよく協議をして、最終的にいい姿になるように努めていきたいというふうな考えているところでございます。

○若井委員 従来の都市整備公団ですと、その意味では、ブロック全体についてみずから図面を引き、そして施設を建設する、入居者についても条件をつけ、ある意味でいいですと、トータルな地域社会といえますかコミュニティを形成する、そうした視点を非常に強く持つておられたのではないかと思いますけれども、今回の変更を通じて、例えばこの白く残されているブロック等については、都市計画施設等あるいは用途地域等については定めるけれども、その土地利用については今後そこで事業をなされるさまざまな事業者の判断にゆだねる、そのような、ある意味でいうと大変窮屈な事業の進め方ということになったというふうな判断してよろしいでしょうか。

○河崎参考人 先ほどちょっと申し上げましたこれまでの計画の概要図というのは、あくまで私どもが約三千六百戸の住宅を建設するという前提の計画図でございました。先ほど言いましたように、私も一部限定した地域で従来の計画通りに住宅建設を行うわけでございますが、その他の地域につきましては、公共団体もあり得ますし、民間事業者もあり得るわけでございますが、他の事業者にゆだねるということになります。

ただ、やはり都市計画がかぶっておりまして、先ほどの建べいとかあるいは容積だとか、いろいろなことが詳細な形で決められておりますので、全体としてはバランスのとれた住宅市街地の形成というものが十分確保できるのではないかと、そのために、これから計画レベル、いろいろなレベルで公共団体と調整をしながら、しかるべく良好な市街地が最終的に実現できるように努力をしていきたい、このように考えているところでございます。

○若井委員 私は、まちづくりの時代性みたいなことについて、この事例を本当にある意味で典型的なケースだというふうに考えております。

かつて人口がどんどんふえるときには、事業者の方がおられて、技術者とか何らかの事業費があれば町がつくれる、そこへだれかが入ってきて定住し、おのずとコミュニティが形成されていく、そういうプロセスだったと思うんですけれども、今回、人口が減少するという状況になれば、次の世代がどんなある地域を埋めていくというような状況にはならないわけで、どういうことをまちづくりと考えるかといえば、恐らく、そこに既に暮らしておられる方々がよりよい暮らしができる、そこにいてよりエネルギーが発揮できるというような、そういうシナリオをつくるのが本当の意味でまちづくりだ。建物を建てたり道路をつくったりするということは、ある意味でいうと副次的な産物ではないかというふうに思うわけです。

そういう意味で、ひばりが丘などの場合は、既に四十年の時間がたち、ある程度そうしたコミュニティが形成されてきたわけですが、この方々からいえば、まさに、変更前の三千六百戸でしたから、その建てかえ計画については御一緒に協議してきたにもかかわらず、あるところではそれが都市再生機構に変わったというだけでこのような変更が行われるというのは、約束が違うんじゃないかというような気持ちを持たれるのは当然だと思います。

私は、こうした問題をどのように克服するかというところを通じて、本当の意味での地区の再生あるいは公的賃貸住宅の再生というのが達成されるんだと思いますけれども、直接の事業者である再生機構の皆さんはその点についてどういうふうな考えておられるのか。

○河崎参考人 ただいま先生御指摘のとおり、私も、当初、私どもの手で約三千六百戸の住宅を建設するというところで、地域の建てかえグラントプランというものを市町村にお示しし、それを受けて都市計画の変更を行って、東京都あるいは関係二市の御協力を得ながら事業を進めてまいりました。

その間、居住者の方々に対しましては、長年住みなれた団地を建てかえるということで、何よりもやはりコミュニティの維持形成というものに大変関心がありになるということも私も十分に理解しております。建てかえ計画を明確にして以来、平成九年から毎月一回程度自治会と会合を重ねて、団地の建てかえ計画について理解を得ようという努力をしてきたところでございます。

また、学識経験者を入れた勉強会とか、あるいは居住者と戻り住宅の間取りをどういうふうにするのが望ましいかというワークショップ、あるいは団地の緑、例えば既存樹木の保存でありますとか公園の配置だとかあるいは住宅の外構、そういったような緑のワークショップというものを実施して、当初から、コミュニティの維持形成を図る観点からの話し合いを進めてまいりましたわけでございます。

今回、残念ながらございますが、時代の変遷ということもございまして、特殊法人改革というのも時代の変遷だと思っておりますが、その中で計画を見直さざるを得ない状況になってまいりましたというところでございます。

それで、先ほどの先生がお配りされた資料の中にありました、今現在私どもが考えている住宅計画というものはお示しできる段階になってきているわけでございますが、これから公共団体あるいは民間事業者の方々が入ってくるという住宅のいろいろな配置とか、そういうことにつきましては、今、既存の団地が現にございまして、そこにお住まいの方がまだおられるわけでございますので、その方々が建てかえの新しい住宅に戻る時期が迫りませんと、なかなか具体的なことがはつきりできないという点がございまして、

当然、そういう時点におきましては、公共団体と協議することはもとよりでございますけれども、先ほど申し上げました良好な居住環境の維持、良好なコミュニティの維持形成という視点から、居住者の皆様に十分御説明し、御理解を得て

進めていくというふうに考えているところがございます。

○若井委員 その意味で、パッケージでこの地区をつくるという事業者としての公団は今やない。

むしろ、一人のメンバーとして、協議会なりの、まちづくりをみんなでつくっていくリーダーシップを発揮するというのがあれば、今申し上げたような問題点をさらに徹底して、当該建てかえを通じてコミュニティの形成をしていくという視点をもちと強く出していただきたい。私は、公的賃貸住宅地区の住宅を建てかえるということよりも、むしろそうした地区あるいはコミュニティを定着させ、発展させていくということが一番の仕事だと思えますので、その点については、都市再生機構の皆さんには本当に強く要望をしておきたいと思えます。

通告の順番を少し変えさせていただきますけれども、昭和三十年代に建てております首都圏におけるひばりが丘団地のような団地、もう既に建てかえの時期に当たっている、あるいは近い将来そうした状況に立ち至るだろうというような、比較的大きな賃貸住宅の団地というのはどこにどの程度分布をしておられるのか、資料があれば教えてください。

○河崎参考人 ひばりが丘団地類似ということ、大体首都圏の二十キロ圏から四十キロ圏の間がメインだろうというふうに思われますが、仮に二千戸以上の大規模団地ということでは申し上げさせていただきますと、三十年代に供給されたものが十二団地、約四万戸でございます。それから四十年代、四十年代という十年間ございまして、すべてが建てかえ対象になるというふうには私どもも思っておりませんけれども、四十年代に供給されたものが三十四団地、約十一万戸でございます。

○若井委員 先般から主張をしておりますように、公的賃貸住宅というのは、本来、住宅のところは居住者の方に賃貸をしているわけですが、その敷地についてはあくまでも、例えば再生機構であり、あるいは公営住宅であれば各地方自治体

が所有をしている。ある意味でいうと、大変にまとまった公有地としての位置づけができる、あるいはトータルな居住地区としてのストックとしての位置づけることができる。

しかも、もともと郊外にばつんと建設をされた団地であったかもしれませんが、今ではむしろそれが主導をして周りが市街化をし、ある意味でいうと首都圏全体の中で大変重要な位置に、今おっしゃられた、例えばひばりが丘であれば三十六ヘクタールですか、敷地がありますけれども、そうした規模のものが今のお話ですと四十キロ圏に三十カ所、四十カ所分布をしているということになるわけで、これから大都市を更新していく上での貴重な公有地をどのように役立てていくかという視点からも、地区の再生という問題について検討していかなければならないと思えます。

今、再生機構が、先ほどの図でいうと白い部分、この部分についてはみずからの能力が及ばない、ある意味でいうとそういうことを言っておられる。確かに、再生機構に組織が再編をされて、みずからのところで直接手が下せない場所になっている。この場所を今後、これまで公有地として機能してきたこのスペースを、例えば公有地に近い形で、きのうの参考人の言葉で言いますとランドバンキング、つまり公的に活用していく、そうした土地を管理運営していくシステムというものを都市再生機構にゆだねておくわけにはいかなくなっていると思うんです。

大臣、これは国なり、東京都は大きな地方自治体ですけれども、そうしたところでできちゃりとかれから進めていく必要があるのではないかと私は考えますが、御所見いかがでしょうか。

○北側国務大臣 非常に重要な指摘をいただいております。昭和三十年代また四十年代に建築されました公的な住宅、公団も含めまして、また公営住宅も含めまして、そうした住宅の建てかえ時期がこれから次々とやってくるわけでございます。そういう建てかえの際に、当然、土地利用

の高度化ということもなされるかもしれませんが、土地の有効利用がさらに進んでいくと思われま

す。そういう中で、その土地全体をどうまちづくりしていくのか、非常に重要な課題であると思っております。

先ほども委員がおっしゃったように、最初つくった時点では割と田舎だと思ったところが、今や、周辺全体が宅地化されて大都市の郊外ではなくて大都市そのもの、周辺地域が市街化されて既成市街地の中にあるというふうなものも本当に多くなっているわけでございます。そうした団地の建てかえに当たりまして生じる余地についてどう活用していくかということは、非常に大きなことであると思っております。

それは、そこにお住まいの、団地にお住まいの方々はもちろんのこと、市街化されているわけでもございますので、地域全体の周辺住民にとりまして非常に関心事であるわけでございます。そこ

に例えば公園をつくるだとか、また保育所等の社会福祉施設をつくっていくだとか、さらにはコミュニティ施設を併設するだとか、さまざまな土地利用が検討をされなければならないと思うわけでございます。いずれにしましても、町の再生、まちづくりに生かしていくことが非常に重要な種地であるというふうな認識を持たないといけないというふうに思っております。

いずれにしましても、まちづくりというのは、主体者はやはりその地域の住民であり、また当該地方公共団体だと思っております。また当該地方公共団体、本件でいいますとやはり西東京市ですか、その市が一番地元の地域のことをよくわかっていくわけでございますので、地方公共団体との緊密な連携のもとでその団地の立地を有効に活用した取り組みをしっかりとしていく必要があるし、国としてもそういうことを支援していく必要があるというふうに考えております。

○若井委員 さきの都市再生機構法が成立したときの附帯決議、私は当時は議論に参加しておりま

せんでしたが、読んでみますと、「建替余地の処分に当たっては、公的資産として活用し、公園・福祉施設・公営住宅等公的な利用を図るよう努めること。」とあります。しかし、今の都市再生機構の仕組みでいいますと、こうした部分について積極的に踏み込んでいくという、それだけの余地はないのではないかと、特に事業費の部分ですけれども、こう私は考えている次第です。

実は、最近、中央防災会議の首都直下地震対策専門調査会が急がれる震災対策について答申を出しつつありますけれども、都市の安全性を高めるという意味でいえば、密度を高めるというよりは、むしろダウンサイジング、ダウンゾーニングとい

いますか、そうしたものを進めていかなければなりませんし、今大臣がおっしゃられた、そこを種地にして周りの既成市街地に手を加えていかな

きやいけない。一地方自治体として一都市再生機構がこの仕事に当たるとは余りにも大きな課題だと思えますし、これらの方策については抜本的な方策が求められていると私は考えております。

すなわち、地方自治体あるいは都市再生機構ではなくて国が直接に、こうした余地の活用によって一刻も早く実現をすべき、広大ないわゆる大都市圏の市街地、その中に防災のネットワークをつくっていくということが必要ではないかと思

います。この仕事は内閣府も含めて政府レベルで直接に取り組んでいただきたい課題でありますけれども、そうした観点から、もう一度、こうした公的な賃貸住宅地区の更新というものを直直していく必要があるのではないのでしょうか。大臣、いかがですか。

○北側国務大臣 例えば、首都圏におきまして想定されます直下型地震等に対応するために、防災公園をどう配置し、計画をしていくのかということ、これは政府としてもしっかりと、主体者として計画策定に参画をしていかなければいけないというふうに思います。

ただ、当該地域の中で、団地を建てかえする、そこに高度利用することによって空き地が相当出

てくるというふうに考えております。

先ほども委員がおっしゃったように、最初つくった時点では割と田舎だと思ったところが、今や、周辺全体が宅地化されて大都市の郊外ではなくて大都市そのもの、周辺地域が市街化されて既成市街地の中にあるというふうなものも本当に多くなっているわけでございます。そうした団地の建てかえに当たりまして生じる余地についてどう活用していくかということは、非常に大きなことであると思っております。

それは、そこにお住まいの、団地にお住まいの方々はもちろんのこと、市街化されているわけでもございますので、地域全体の周辺住民にとりまして非常に関心事であるわけでございます。そこ

に例えば公園をつくるだとか、また保育所等の社会福祉施設をつくっていくだとか、さらにはコミュニティ施設を併設するだとか、さまざまな土地利用が検討をされなければならないと思うわけでございます。いずれにしましても、町の再生、まちづくりに生かしていくことが非常に重要な種地であるというふうな認識を持たないといけないというふうに思っております。

いずれにしましても、まちづくりというのは、主体者はやはりその地域の住民であり、また当該地方公共団体だと思っております。また当該地方公共団体、本件でいいますとやはり西東京市ですか、その市が一番地元の地域のことをよくわかっていくわけでございますので、地方公共団体との緊密な連携のもとでその団地の立地を有効に活用した取り組みをしっかりとしていく必要があるし、国としてもそういうことを支援していく必要があるというふうに考えております。

○若井委員 さきの都市再生機構法が成立したときの附帯決議、私は当時は議論に参加しておりま

せんでしたが、読んでみますと、「建替余地の処分に当たっては、公的資産として活用し、公園・福祉施設・公営住宅等公的な利用を図るよう努めること。」とあります。しかし、今の都市再生機構の仕組みでいいますと、こうした部分について積極的に踏み込んでいくという、それだけの余地はないのではないかと、特に事業費の部分ですけれども、こう私は考えている次第です。

実は、最近、中央防災会議の首都直下地震対策専門調査会が急がれる震災対策について答申を出しつつありますけれども、都市の安全性を高めるという意味でいえば、密度を高めるというよりは、むしろダウンサイジング、ダウンゾーニングとい

いますか、そうしたものを進めていかなければなりませんし、今大臣がおっしゃられた、そこを種地にして周りの既成市街地に手を加えていかな

きやいけない。一地方自治体として一都市再生機構がこの仕事に当たるとは余りにも大きな課題だと思えますし、これらの方策については抜本的な方策が求められていると私は考えております。

すなわち、地方自治体あるいは都市再生機構ではなくて国が直接に、こうした余地の活用によって一刻も早く実現をすべき、広大ないわゆる大都市圏の市街地、その中に防災のネットワークをつくっていくということが必要ではないかと思

います。この仕事は内閣府も含めて政府レベルで直接に取り組んでいただきたい課題でありますけれども、そうした観点から、もう一度、こうした公的な賃貸住宅地区の更新というものを直直していく必要があるのではないのでしょうか。大臣、いかがですか。

○北側国務大臣 例えば、首都圏におきまして想定されます直下型地震等に対応するために、防災公園をどう配置し、計画をしていくのかということ、これは政府としてもしっかりと、主体者として計画策定に参画をしていかなければいけないというふうに思います。

ただ、当該地域の中で、団地を建てかえする、そこに高度利用することによって空き地が相当出

てくる、それをどう使っていくのかというふうなことは非常に大事なテーマであるわけですが、そこはやはり一義的には、その団地のある地方公共団体、これでは西東京市、また東京都、また地域の住民の方々が、どう考え、どうそうした都市計画、まちづくりをしていくかというところがまず第一義だというふうに思います。そうした地方が考えられた計画を国としてしっかりと支援をしていくことが大事であるというふうに思っています。

機構も当然、このような案件につきましては関係者として、また、もともと機構というのは、そういうまちづくりの彼らは専門家でもあるわけでごさいます、ノウハウもさまざま持っているわけでごさいます。そういう意味では、機構もそうした当事者の一人として、その地域のまちづくりに参画をしていけるというふうに考えております。

〔委員長退席、望月委員長代理着席〕

○若井委員 政府の方でもこの防災対策については検討が行われているという御答弁ですが、いかに理想的な図をかくても、こうした種地、公有地がどこにも存在をしないという場合には、どんな絵も役に立たないというのが現実ですし、既にここにきちんと存在をしているこうした公有地を、前もって例えばそうしたネットワーク、プランの中に位置づけていく。そして、先ほど大臣おっしゃいましたけれども、私はこの防災公園をつくるに当たって、今の地域住宅交付金ですか、このレベルで事業ができるかとも思えない。直接国がそういう意味で手を染めていくというべき仕事の一つだと思えますので、重ねてその点については御検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほどのお話のついでに、都市再生機構法の中には、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要するときは、国が直轄で都市再生機構にそうした仕事をゆだねるということができるようになっている。ぜひこうした仕組みを

使って、単なる住宅の建てかえに終わることなく、こうした地域、こうした地区を積極的に生かしていただくようお願いして、この問題については一応これにて質問を終わります。

次に、公的賃貸住宅の今後の位置づけということで、実は昨日、東洋大学の内田雄造先生、そして横浜国立大学の小林重敏先生にいろいろ意見を開陳していただきましたが、それについて政府のお考えを幾つか伺わせていただきたいと思いま

まず、九〇年代から公営住宅は既に新規の建設が行われていない、現場では、新しい建設を行ってもセーフティーネットとしての公的賃貸住宅の機能がある本当に生きていないという認識があるというお話でした。空き家の発生はほとんどない。そういうことで、実際にセーフティーネットとして需要層が存在しているけれども、彼らに対してこたえられる仕組みになっていない。二百萬戸以上存在をしている公的、公団を入れれば三百四十萬戸ぐらいあるかもしれませんが、それがセーフティーネット的な役割を果たしていない。

これの一番の理由はどこにあるか、その点についてお答えいただけますでしょうか。

○山本政府参考人 昨日の参考人質疑で非常に端的な御指摘があったと私も受けとめております。せっかくある公営住宅のストックが、本当に住宅に困っている方に的確にそのサービスが提供されているかどうかという問題意識からの御指摘だったと思います。

この点については、公営住宅を管理していく上で、昨日の意見陳述でも幾つか具体的なポイントが提起されましたけれども、管理をめぐって解決しなきゃいかぬ問題が非常にたくさんあるという認識でございます。これに真つ正面から取り組んでいくのでなければ、セーフティーネットの機能をきちんと果たしていくことはできないということとで問題意識を持っております。そのことが一番大きなポイントだと認識しております。

○若井委員 特に、既に公的賃貸住宅に入居をしておられる方々と、入れないで公営住宅に入居を希望しておられる方々、一般的にはそういう方々は民間の賃貸住宅に入っておられる。この間の一種の公平を欠く状況、これをどのように埋めていくのかということですが、それならば、この民間賃貸住宅に待機をしておられる方の数だけ公営住宅を新築すればいいという考え方もあるかもしれないけれども、例えば民間賃貸住宅におられる方々に家賃補助を考えるというようにすることも十分あり得る、きのうの参考人の御意見にもこういう考え方はございました。

例えば、東京都の区営住宅の場合などは、かなり公的助成をしているんだ、建設費についても家賃の補助についても、公共住宅の入居者に対する公的助成がなされている。その額は生活保護の住宅扶助を上回る水準であるという御意見もありました。

そうした点から考えると、セーフティーネットとしての公営住宅、その役割もさることながら、むしろ住宅政策とすれば、民間の賃貸住宅に対して家賃補助をするというようなこともあり得るのではないかと考えられますけれども、この仕分けをどのように考えておられるのか、その点について御意見を聞かせていただきたいと思います。

〔望月委員長代理退席、委員長着席〕

○山本政府参考人 公営住宅は、住まいのセーフティーネットとして、住宅市場において自力では良質な住宅を確保することができない低所得者に対して、低家賃で住宅供給を行うことを基本に、今日まで一定の成果を上げてきたという認識はしております。一方、公営住宅に入ることのできない低所得者が大都市圏を中心に相当数存在しております、民間賃貸住宅に居住するこれら低所得者について、公営住宅入居者に対し公平を欠くという御指摘があることも承知しております。

今お話の中にありました、公営住宅についての公的助成額と生活保護における住宅扶助の額を比較しての論議でございますけれども、公営住宅の立地条件とか、あるいは公営住宅が新規建設なのか建てかえなのか、いろいろな条件があります。それから、建設費補助を行った公営住宅について、そこに入居される方々についての公的助成の額をどう割り戻して計算するかというように計算の仕方もいろいろございまして、地方公共団体において独自の助成制度を設けて家賃を減額しておられる部分を除いて、公営住宅の制度として住宅を供給しているときの家賃、それに係る公的助成と生活保護の住宅扶助を比べますと、私どもの計算では、公営住宅における助成が住宅扶助を上回っているというのではないという認識でございます。

それはそれとしまして、御指摘いただきましたような状況を踏まえまして、公営住宅ストックをより公平に活用していくという観点から、公営住宅についての家賃制度の見直し、これは平成八年にかなり抜本的にやりましたけれども、不十分なところもございまして、これを見直さなきゃいけませんし、一定の要件に該当する場合は、きのうの参考人の意見陳述にもありましたように、定期借家制度を生かす、活用するというようなこともございまして。

それから、民間賃貸住宅ストックをセーフティーネットとして活用するというところで、平成八年の抜本改正では借り上げあるいは買い上げによる制度を導入しましたが、そのほかの方法についても、今後の公的賃貸住宅の基本的方向については社会資本整備審議会が現在御議論いただいております。

今後、これらの検討成果を踏まえまして、より効率的で公平性の高い住宅セーフティーネットとしての運用のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○若井委員 少具体的な入居の資格の話なんですけれども、居住権の承継ですね。これがどの範囲まで及ぶかという、例えば夫婦であればよいのか、親子までよいのか、あるいはさらに孫までよい

JR脱線事故を起こした車両は、自動的にブレーキが働くATSが旧型である。自動的にブレーキをかける新型とは異なっており、信号無視を防ぐのが目的です。新型の設置基準がJR各社によってまちまちとされています。JR東海では、直線とカーブの制限速度の差が四十キロメートル以上の場合には新型ATSをつける。今回の事故現場のカーブの制限速度は時速七十キロです。カーブ手前の直線は時速百二十キロメートル、カーブと直線の制限速度の差が五十キロメートルあり、東海エリアなら新型ATSをつける対象になります。

国鉄労働組合や建交労などの組合も設置を要求していたと聞いています。JR西日本の社長は、新型のATSPはコストがかかる、投資効果を考えながらなど事故当日も会見している。私は、安全設備についても効率だとかもうけ優先の姿勢と思わざるを得ないし、はつきり言って許せない、そう大臣もお思いになりませんか。大臣は最初に聞き出したと思います。

○北側国務大臣 今、福知山線の事故につきましましては、航空・鉄道事故調査委員会が現地に十名体制で入っておりまして、この事故原因の調査に精力的に当たっているところでございます。

この事故原因につきましては、私は、予断を持つてはならないというふうに思っております。この調査委員会が原因が何かという取りまとめをするまでには時間がある程度かかるわけでございますが、途中経過で、判明した事実につきましては、私は、国民の皆様にも、また国会できちんと御報告をしていくように努めなきゃならないというふうに考えているところでございます。

今御指摘のATSの話でございますが、速度超過を防止する機能を有するATS、正確にはATSPというふうに言うわけでございますが、列車本数の多い首都圏と、それから近畿圏のJR線の一部線区に設置されておるところでございます。残りの線区は、今回事故のあった福知山線と同様のATS、これは正確にはATPSWとい

うふうに言うわけでございますが、これが設置されているところでございます。今回、事故を起こしたJR西日本における速度超過を防止する機能を有するATSの整備率は、六・七％でございます。

このATSの改良、その他の対策につきまして、航空・鉄道事故調査委員会が今調査をしているわけでございますけれども、その最終結果を待つことなく、原因分析の調査中に得られる情報等も踏まえながら、その効果、適用範囲等を検討し、必要なものから逐次実行に移していきたいというふうに考えております。

○穀田委員 私は、逐次実行していくのは当たり前だし、そして、この間わかる事実については知らせるということも当然だと思うんです。私は、ATSP型の設置について、やはり、コストがかかるからなかなか大変なんだみたいな話をし、て、当日も言っている、投資効果を考えているなという話が許せぬという話をしているんです。

その上で、今もあつたように、JR東日本などというところ、東京二十三区内の山手線や京浜東北線など都市部、また東京メトロや大手私鉄でも古いタイプのものはもう少なくなつてきている、そういう報告です。

ここで聞きますけれども、各鉄道会社のATS新型設置状況について、国土交通省として把握していますか。

○梅田政府参考人 お答え申し上げます。JR東日本につきましましては、ほぼ、私どもも十分把握しております。設置キロでいいますと、総延長大体六千八百キロでございますが、そのうち、ATSPあるいはATC、両方含めまして、大体三三％の整備率になっております。御指摘のように、首都圏におきましてはかなり網羅的に整備をしているというのが現状でございます。

また、民鉄におきましては、個々の会社につきまして現在調査をしております。といいますのは、このATSにつきまして、今御説明ありましたA

TS-P型あるいはATPSW型だけでなく、さまざまなタイプのものがございます。私ども、そのタイプを分類しながら調査を進めているところでございます。

○穀田委員 要するに、ATSの新型、最新型、旧型が何はあるかというの把握していないということですよ、簡単に言えば。だから、国として安全に最終責任を負うという点、こういう点では極めて不十分だということを私は指摘したいと思うんです。

そこで、もう二つぼんぼんと言いますから、局長、答えてください。

九一年の信楽鉄道の事故以来、国は鉄道事業者には、ATS設置の補助金を出しているわけですね。したがって、ATS新型については、最低限の設置基準を設けて、それを強力に推進すべきだというのが一つ。

それから二つ目に、国交省は、営団地下鉄日比谷線の脱線事故を受けて、脱線防止ガードに関する基準というのを省令で出し、さらに通達でも解釈基準というのを出して図つています。簡単に言つて、JRの大体半径二百メートル以下のカーブには脱線防止用のガードを設置せよという趣旨なんです。JR西日本は、それよりも厳しく半径二百五十メートル以下を設置対象としていた。ところが、今回のものは三百メートルでガード設置の対象外だったということが事実。したがって、私は、急カーブガードの設置基準については、この解釈も含めて見直しが必要なんじゃないか。

その二つだけ、ちょっと端的にお答えください。○梅田政府参考人 ATSP型につきましましては、先ほど大臣の方からも御答弁がありましたように、私ども、その効果、適用の範囲を検討して、必要なものから実行に移していきたいと考えております。その方法につきましましては具体的にこれから検討して、私どもとしては積極的に整備を進めていくつもりでございます。

それからもう一点、急カーブの脱線防止ガード

の基準の見直しでございます。

御指摘の脱線防止ガードは、本来、主として日比谷線事故のような低速走行時、大体時速にしますと十キロとか二十キロの車輪の乗り上がり脱線を防止するために設置されたものであります。今回のような、制限速度、これは七十キロでございますが、これを大きく超えるような脱線について本当に効果があるかどうかについてはいま一度検証する必要があります。

現在原因分析の調査中に得られるいろいろな知見があるかと思いますが、あるいは情報があるかと思ひます。こういうものを踏まえながら、基準の見直しが必要かどうかについても検討してまいりたいと思っております。

○穀田委員 効果の問題については確かめていた、科学的知見に基づいてやっていただく、それはそのとおりなんです。ただ、自分たちの決めた基準について、これも含めて、見直しも含めて検討すると言っているわけだからこれ以上は言いませんけれども、やはりこれは常識的に考えて、こういうものについて、今わかつている範囲内でもしっかりとこういう改善をするということが必要だと言っておきたいと思ひます。

次に、住宅関係の法案について質問をします。私は、この委員会でも、また予算委員会の分科会でも、都市機構が所有するニュータウンなどの宅地処分の方について取り上げてまいりました。大型店など大型商業施設事業者売却、賃貸する場合、周辺住民や商圏内の商店街、中心市街地に悪影響を及ぼさないように配慮すべきだということを何回も指摘してきました。

今回、ニュータウン整備事業を十年で打ち切つて、計画どおり宅地供給できないものも造成しないまま処分する。その結果、処分先相手がだれであらうと、処分を優先する圧力がそれぞれの現場に働く、まちづくりにも悪影響を与えることがこれまで以上に危惧されます。

また、これまで都市機構と協力してきた地元自治体や地権者からは、計画はどうなる、約束を守つ

てほしいなど、心配と危惧の声が出ています。こういう心配や危惧に対して都市機構がどのように対応するのか、その誠意が問われるし、当然、自治体や地権者、周辺住民、商店街などとの対話は言うまでもありません。それを進めていく上で一番大事なのが、情報の開示であり情報公開だと考えています。

都市機構に聞きます。

今回の計画では、五千七百ヘクタールのうち、三千二百ヘクタールは宅地として供給するが、残り二千五百ヘクタールは、現況処分、塩漬け処分、素地のまま処分することになっていきます。宅地供給する部分をA、現況処分をB、塩漬け処分をC、素地のまま処分をDと区分した上で、十年間で五千ヘクタールを処分する計画です。全体の関係で少し質問時間が短くなりましたので、まとめて聞きます。

いただいた資料によると、総額で、財投残高が三・三兆円だ。売却による収入によって繰り上げ償還を一・三兆円程度。民間調達による繰り上げ償還一・六兆円、一兆六千億円だ。それから、約定の償還、従来の規定どおりで四千億円、〇五年度には一兆円を見込む。こういう資料になっているわけです。

そこで、売却収入で一兆三千億円程度というけれども、一体どこでどれくらい土地を売るのか、その裏づけが必要です。A、B、C、Dに区分けするというのが、面積はあるんだけど金額はないうですね。それぞれの金額は幾らか、お答えいただけますか。

○田中(久)参考人 お答えいたします。

先生御指摘のように、私も、今回処理することになりました面積の総量は五千七百ヘクタールでございます。先生おっしゃいましたようにA、B、C、Dと区分をされておりますが、このうち、大きく言いますとA、BとC、Dというふうに理解をしていただいた方がいかなと思います。A、Bにつきましてはおおむね宅地として完成をして販売するものでございますし、C、Dにつきましては

では中止をしたりして素地のまま処分をする土地でございます。

現在、この処理の仕方につきましては、地方公共団体と協議をしたり、今後、地域ごとの需要を見きわめながら、住宅でありますとか商業施設でありますとか学校等の具体的な販売用途を確定していく部分もあまして、販売用途いかによってはその売上金額が影響を受けるということもございますので、分類ごとの売上金額についてはちよつと差し控えていただきたいと思います。

○穀田委員 それはおかしいですね。

私は、今後のそういう問題について影響するというのは、個別の事業について聞いているんだからそういう答えもあると思うのですよ。大体どこでどれだけ売れるという、その裏づけとなるA、B、C、D、まああなたが言うようにA、BとC、Dでもいいですよ、そういう見積もりが出せないというのでは、売却できるという根拠はないに等しいと私は思います。

では、ちよつと聞き方を変えて、もととニュータウン整備事業というのは、宅地開発を目的に土地を購入し、それを造成、整備して、保留地などを販売し事業費を捻出する土地区画整理事業がほとんどです。それぞれの事業で、土地を購入したときの費用に事業費を加えた価格を根拠にして、損をしない価格で整備した土地を販売する。皆さん方のところでいえば、当初計画では、取得した土地の整理前価格それから整理後予定価格、これを明確にして事業計画を当然立てるはずですよ。

では、具体的な事例で聞きたいと思っています。私が住んでいます京都府の中で、御承知かと思うのですけれども、木津中央、木津南、木津北、こういうふうな形であります。木津南の例をちよつと聞きたいと思っています。

ここは関西文化学術研究都市の画で、京都府相楽郡木津町のほぼ真ん中でありまして。山林や田畑を切り開いて、施行面積が二百四十五・七ヘク

タールという広大な敷地で、計画人口は一万三千九百人、戸数は四千戸、そのほかに、これは地図で色が分かれているのですが、学研施設、教育施設のための用地を開発する、総事業費は約一千億円の計画です。地価下落がはつきりしていた九七年に事業計画が認可されています。

そこで、何点か聞きたいのです。

旧都市公団が取得した用地面積は幾らか、機構が供給する予定の面積は幾らかで、どのくらい供給したのか、お答えいただきたい。

○田中(久)参考人 先生今御指摘の地区は、木津南とおっしゃいましたが、恐らく木津中央地区のことかと思えます。木津中央地区につきましては二百四十六ヘクタールで事業をやっておりますが、買取面積は約九十六ヘクタールでございます。

この木津中央地区につきましては、現在計画の大きな見直しを行っているところでありますが、その中で機構が供給する予定の面積は、百二十三ヘクタールを予定しております。

○穀田委員 言い間違えたかもしれません。木津中央です。北も南も、三つもあるものですからね。売れていないところをがばつと言ったのはひどいところで、そのとおりです。

では、結局ゼロだということなんです。この土地取得は一平米当たり幾らかで取得したのか、そして整理後は幾らかで販売する予定なのか、お答えいただけますか。

○田中(久)参考人 木津中央地区の購入価格についてお尋ねでございますが、個別地区の購入価格は私どもの原価情報そのものでございまして、私どもは、これから宅地を市場に供給していくに当たりまして、販売活動に不利な影響を与えることになると懸念しております。事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがありますので、その価格については差し控えていただきます。

それから、整理後の価格についてお尋ねでございますが、区画整理をやった後の整理後価格につきましては、先ほど申し上げましたが、現在土地利用計画の大幅な見直しを行っている最中でござ

いまして、土地の用途や、時期や、これに伴って決まる整理後の価格について現在見直しをしている最中でございます。

○穀田委員 これも答えられないと。すべてやみの中だ。では、こちらで独自に入手した資料で紹介をしたいと思います。

これは、実は都市整備公団都市開発事業部が作成した「事業地区の概要」というものなんです。これの八十二ページにこの問題が書いてあります。それで見ますと、整理前価格は一平米当たり三万九千七百円、整理後予定価格は一平米当たり十二万三千三百円という計画になっているというところが書いてあるんですね。これは、旧都市公団が各事業の内容を整理した冊子のコピーでして、事業中の基本方針未決定地区などについて記載している。全部持っている人も結構いるんですよ、これは。だから、そんなに秘密だということでもないんです。

そこで、木津中央地区はその一つでして、問題は、計画認可当時の九七年二月に比べ、当然地価が下落しています。ちなみに、木津町内の周辺の宅地の公示地価を調べてみると、九五年当時、一平米当たり平均が十五万七千円であったものが、二〇〇五年は半額の七万八千円だ。つまり、地価が半減しているから、当然、当初の販売予定価格の一平米当たり十二万三千三百円という額では売れない。値下げして売れないということになると思うんです。先ほど、見直ししてどうのこうの言っているわけだから、そういうことだと思いませんか。

そうすると、これは時価に合わせれば損が出る。結局、出資者である地権者や地方自治体などがある負担をかけることになる。今売り出そうとしている土地はこういうケースがほとんどだと思いませんか。それをどうするつもりかということを開きたいと思ふんです。

○田中(久)参考人 先ほど先生おっしゃいました単価は区画整理事業の施行後単価でございますが、現在の事業計画書に記載してあります単価で

ございます。先ほど申し上げましたように、それにつきましましては事業全体の見直しを行っているところでございます。

それから、一般論として、土地区画整理事業で土地が値下がりをして当初の計画どおりでない場合どうするか、こういう御質問かと思えます。

私も、土地区画整理事業というのは、先生御存じかと思いますが、地権者から公平に土地を供出していただきまして、これを減歩と申ししますが、減歩をしていただきまして、道路や公園等の公共施設をつくり、地権者の土地を活用しやすいように換地いたしまして、その手続を踏んでまちづくりを行うという手法でございます。減歩で供出した土地のうち一部が保留地になりまして、この保留地を売却して得た資金によって区画整理事業を行うものでございます。

したがって、地価が下落をいたしますとこの保留地処分金が減少いたしますので、これに対して私どもは、収入の確保、支出の削減ということとを当然ながらやることになります。どうやってやるかと申し上げますと、当然、工事費の縮減等、事業費の低減にあらゆる手を尽くしたいというふうに思えます。もう一つは、地権者の方々に御協力いただきまして、減歩率を上げて保留地面積を拡大するというふうな収入拡大策もとらざるを得ないのではないかと考えているところでございます。

〇穀田委員 やり方については先ほど私が言っているわけだから、そんなこと言わなくていいわけじゃないですか。そんな、一々答弁書を見て、質問されたからといって言っておるようじゃだめだよ。

土地区画整理事業の法案のときにも私は言ったんですよ。事業で発生した損失をどのように処理するかというのは、出資者などとよく協議をして納得を得られるようにするのは当然なんです。その前提として、関係者に十分な情報が開示されている必要があるということをこの前も私は言ったわけです。だから、私は、この点を、そうい

う問題の情報開示なしにやるのはだめだよということをやっているわけです。

しかも、大体機構が出している計画どおりにはいかない、土地は売れない。しかも、実際には今何をやっているかというところ、帳簿上処理しているところのものだから、当然貸金なんかが多くなってくる。それで、幾らで貸すのか。この間議論しましたように、分科会で私言いましたが、大型店に貸す。貸せば、競争激化の中で、事実上撤退するところが生まれる。自分のところが管轄するところでもそういうことが起こっているのに、賃貸料を値下げしても貸すとなれば、また借金の利子分程度がやつとで、元金はいつまでたっても残ったまま。結局、借金は減らないことになる。こういうことになるわけなんです。

だから、結局、いずれにしても、こういうことが起こった原因というものをきちんと反省しなくちゃだめだということを私は言いたいと思うんです。

大体、バブルの時期に、過大な需要予測によって郊外住宅型土地開発を進めたこと、これも問題です。同時に、理解できないのは、バブルが崩壊して地価の下落が始まった九〇年以降も広大な土地を取得していることなんです。これも、いただいた資料によると、九〇年以降の土地の取得で、トータルでいいますと二千三百八十九ヘクタールが取得されているんですよ。だから、バブル崩壊後の取得なんです。今回処理しようという半分がこれに当たります。

地価が下落し始め、あるいははっきりと下落しているのがわかってから、宅地開発の名で土地を購入し続けた。これでは、当初計画どおりに販売できないのは当たり前だと思うんです。

だから、問題は、バブルが崩壊し、地価下落が顕著になってからも土地を購入していた、そのツケが今日の事態を生んでいる。その反省はあるのか、教訓はどのように考えているのか。この点を端的に教えてほしい。

〇北側国務大臣 ニュータウン用地の資産の評価

損によって財務が悪化しておるといのは、そのとおりでございます。

バブル崩壊以前に取得したのもございますし、委員の御指摘のように、バブル崩壊後に土地を購入しているものもございます。しかし、あのバブル崩壊後、委員今九〇年以降とおっしゃったんで、九〇年というのはちょうどまだバブルが、どの辺がバブル崩壊と言うか、またなかなか難しいところでございますけれども、少なくとも平成四年とか五年というのは、明確にバブルがもう崩壊しておって大変な状況でございました。

あの当時、私の記憶でも、政府の政策といたしまして、土地の流動化をいかに進めていくのか、土地の資産デフレが急激に進む中で、やはり一方で土地の流動化を進めないとけないという議論があったこともぜひこれは御理解をいただきたいわけでございます。そうした政府の政策の要請もあつて土地の取得が、土地の購入があつたということもぜひ御理解をお願いしたいところでございます。

今回、都市再生機構については、御承知のとおり、ニュータウン事業については、もう新規事業には着手をしない、継続中の事業についても、事業計画を抜本的に見直した上で早期の処分を図るというふうにしていくところでございます。

都市再生機構に対しては、中期目標において事業実施中のすべての地区における採算見通し等の把握、管理とともに、必要に応じた事業の見直し等の指示をしているところでございます。都市再生機構において、事業コストの削減それから、ニュータウン用地の処分が行われるものと考えております。

〇穀田委員 例えば土地白書で、平成七年版といえますから九五年ですね、そこの中でも、政府は宅地開発の推進ということを相変わらず言っているんですね。だから、単にバブルの時期、その終わってすぐの時期じゃなくて、それ以後もやはりそういうことを奨励してやっているということ

も、それはいかがかと私は思います。

そこで、住宅政策を土地対策という形で利用すべきでないということが一つの教訓だと私は思うんですね。宅地開発の名で住宅化のめどのない土地を買い集めた結果が今日の事態を生んでいるということが一つ、もう一つは、やはり情報公開という問題についてしっかりとやっていくべきだということをやめて言っておきたいと思えます。最後に一つだけ。

今回の法案では、ニュータウン整備に関する勘定は分離する、しかし、賃貸住宅事業と土地有効利用事業などを都市再生勘定にするというけれども、これでは極めて私は不十分だと思います。

さっき言ったように、賃貸住宅の管理というのは、入居者が実際に住んで生活を営んでいる人間を対象にした住宅政策と、それから時には投機対象ともなり得る土地対策を同じように扱うというのでは、根本的に私は間違っていると考えます。

同じ勘定でくれば、公団賃貸住宅の利益を、住宅対策とは無関係の土地有効利用事業などの穴埋め、都市再生事業に流用されることになりかねない。賃貸住宅にお住まいの皆さんが安心して住み続けられるようにすることこそ住宅政策と言える私は思っています。ニュータウン事業への流用を厳しくチェックするのは当然として、この際、抜本的な改革が必要です。

機構が土地対策、都市再生事業を中心に進めるというのなら、賃貸住宅の部門を別勘定にすべきだと思うが、その点について、最後、お答えいただきたい。

〇北側国務大臣 都市再生機構の業務には、例えば、賃貸住宅の建てかえ事業におきまして、公営住宅等の公共施設や社会福祉施設、民間住宅等をあわせて建設することによる総合的なまちづくりを推進することとか、市街地の整備改善事業により整備した敷地を定期借地として民間賃貸住宅の供給のために提供することなど、賃貸住宅部門で行う業務には都市再生業務としての性格もありまして、両者一体の勘定として業務を推進すべき

と考えておるところでございます。

ただし、部門別の損益状況はやはり明確にする必要があると考えておりまして、賃貸住宅に関する業務と市街地整備改善に関する業務については、区分経理を行いまして、きちんと情報公開をさせていただきたいと思っております。

○穀田委員 区分経理だけではならないということともう自明の理でして、例えば公団自治会を初め多くの公団にかかわる方々の要望は、そこでどまっていないわけですね。やはり、会計処理に当たっては、そういう賃貸住宅事業の収益を他の事業会計には流用しないでほしいということがあるということを改めて指摘して、質問を終わります。

○橋委員長 これにて両案に対する質疑は結局いたしました。

○橋委員長 これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。

穀田恵二君。
○穀田委員 政府の住宅政策は、これまで、住宅建設計画法に基づく住宅建設五カ年計画などを中心に、公営住宅、公団住宅、金融公庫融資住宅を住宅政策の三本柱として、公共住宅の量的確保と質的な向上を基本に進められてきました。

しかし、公営住宅は、九六年の法改悪以来、新規建設の抑制と入居資格の所得制限強化が進められ、公団住宅は、二〇〇〇年以降、分譲、賃貸住宅の建設が中止、抑制され、民間賃貸住宅供給の支援に傾斜するなど、公共住宅部門からの撤退方向を強めています。また、住宅金融公庫の廃止法案が出され、直接融資を縮小しようとしています。

そして、政府は今後、住宅建設計画法や公営住宅法を全面改正するなど、住宅政策の大転換を進め、一層住宅の市場化を促進し、公共住宅政策から撤退しようとしています。

まず、公営住宅法等改正案は、政府が公共住宅政策から撤退するため、全く目的の内容も違う法

案をいくくりにして事前処理しようとするもので、認められません。

地域住宅特措法案については、現行補助制度を交付金制度に変更することで、既存補助事業を地方自治体が弾力的に運用できるなどの側面もありますが、政府が公共住宅政策から撤退を進めることとし、住宅困窮者への低家賃住宅供給に対する国の責任を後退させることになるため、賛成できません。

新たに公営住宅を必要とする世帯は、国交省の推計でさへ百七十六万世帯に上ります。ところが、地方自治体では、市営住宅等の供給を中心とした政策から市場の活用を重視した政策への転換が進行しています。これでは、公営住宅の量的な不足は解消されません。

憲法の生存権規定に基づき、住宅困窮者に低家賃、適切な居住水準の住宅をさまざまな形で供給する国と地方自治体の責任を果たすことを住宅政策の基本に据えるべきであることを述べ、討論いたします。

○橋委員長 これにて討論は結局いたしました。

○橋委員長 これより両案について順次採決に入ります。

まず、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○橋委員長 ただいま議決いたしました両法律案に対し、衛藤征士郎君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。赤羽一嘉君。

○赤羽委員 ただいま議題となりました二法案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

なお、趣旨の説明は、お手元に配付してあります案文の朗読をもってかえることといたします。

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 ゆとりある住宅に安心して住むことが生活の真の豊かさを実現する上で不可欠であることに鑑み、国民がそれぞれの価値観やライフスタイル等に応じた居住を実現できるよう、住宅政策の一層の推進に努めること。

二 地方公共団体の創意と工夫を活かしつつ、少子高齢化をはじめとする地域の住宅政策上の課題に的確に対応するため、地方公共団体による地域住宅計画の作成を推進するとともに、地域住宅計画に記載された事業等に対する支援策の充実に努めること。

三 地域における公的賃貸住宅の的確な供給を通じて住宅のセーフティネットを確実に構築するため、地域住宅協議会の活用により、地方公共団体、都市再生機構等公的賃貸住宅の事業者間の連携が図られるよう特段の配慮をすること。また、地域住宅協議会の位置づけを明確にし、地方公共団体の力量に

じ支援を行い地域住宅計画の作成ができるように努めること。

四 地域住宅交付金については、国の関与を極力少なくするとともに、地方公共団体の創意と工夫による公的賃貸住宅等の整備が可能となるよう、その運用に万全を期すこと。また、地域住宅交付金の採択に関する透明性を確保するとともに、地域住宅交付金を充てた事業等に係る評価を適切に行うための仕組みを構築し、評価結果を公表すること。

五 住宅金融公庫及び都市再生機構の損失や欠損金は、先送りすることなく可能な限り早期に処理するとともに、損失や欠損金の状況、処理方法等についての情報を随時公開すること。また、損失や欠損金の処理に関する国の財政的負担を軽減するため、住宅金融公庫及び都市再生機構に対し、組織のスリム化、事務の合理化等の自助努力を促すこと。

六 都市再生機構の都市再生業務に係る勘定においては賃貸住宅業務とその他の業務との区分経理を行うとともに、賃貸住宅業務に係る収益については、当該業務の運営に支障が生じないよう、当該業務へ優先的に充当すること。

七 都市再生機構の建替事業に際しては、居住者や地方公共団体と十分な意思の疎通が行われるとともに、余剰地の活用については福祉施設、公園、公営住宅等公的な利用が図られるよう配慮すること。

八 地方住宅供給公社の健全な経営に資するよう、地価の実態等を反映した厳格な会計基準の導入と当該会計基準による財務状況の公表について配慮すること。また、設立団体とともに地方住宅供給公社の今後の住宅政策上の位置づけについて検討すること。

九 地方住宅供給公社の解散の認可に当たっては、公社の雇用問題について十分に配慮すること。

十 少子高齢化の進行、国民の価値観や家族形

〔報告書は附録に掲載〕

態の多様化等社会経済情勢の変化に対応した住宅政策を推進するため、住宅建設計画法及び住宅建設五箇年計画に替わる新たな制度的枠組みのあり方について、広く国民の意見を求めつつ早急に検討すること。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣北側一雄君。

○北側国務大臣 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をちょうだいし、ただいま可決されましたことに深く感謝を申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいれる所存でございます。ここに、委員長初め理事、委員の皆様方の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表します。大変ありがとうございます。

○橋委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○橋委員長 次に、内閣提出、独立行政法人住宅金融支援機構法案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣北側一雄君。

独立行政法人住宅金融支援機構法案

〔本号末尾に掲載〕

○北側国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人住宅金融支援機構法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

これまで住宅金融公庫は、住宅資金の直接供給を行うことにより、住宅不足の解消や居住水準の向上などの成果を上げてまいりました。しかしながら、今後の社会経済情勢の変化により、市場重視型の新たな住宅金融システムの構築が大きな課題となっております。

この法律案は、平成十三年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画等に基づき、住宅金融公庫を解散し、市場重視型の住宅金融システムに対応した独立行政法人住宅金融支援機構を設立するものでございます。住宅金融支援機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援、補完するための業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、また、それらを効率的、合理的な執行体制により行うものです。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、住宅金融支援機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するため、当該金融機関の貸付債権の譲り受け、当該貸付債権を担保とした債券に係る債務の保証等を行うこととしております。

第二に、住宅の建設等を行う者または住宅の建設等に関する事業を行う者に対し、必要資金の調達または良質な住宅の設計もしくは建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこととしております。

第三に、一般の金融機関による融通を補完するため、災害復興建築物の建設等に必要資金など、民間では対応が困難な分野に限り、貸し付けの業務を行うこととします。

第四に、住宅金融支援機構の組織形態を独立行政法人とすることとし、自律的な業務運営を可能ならしめ、責任ある経営が行われるよう、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る五月十三日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十七分散会

独立行政法人住宅金融支援機構法案

独立行政法人住宅金融支援機構法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十二条)

第三章 業務(第十三条―第十六条)

第四章 財務及び会計(第十七条―第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条―第三十一条)

第六章 罰則(第三十二条―第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、独立行政法人住宅金融支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることとします。

(定義)

第二条 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する建築物又は建築物の人の居住の用に供する部分(以下「住宅部分」という。)をいう。

2 この法律において「災害復興建築物」とは、災害により、住宅又は主として住宅部分からなる建築物が滅失した場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分という。

3 この法律において「被災建築物」とは、災害により、住宅又は主として住宅部分からなる建築物が損傷した場合における当該損傷したこれらの建築物又は建築物の部分という。

4 この法律において「災害予防代替建築物」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合として政令で定める場合における当該建築物に代わるべき建築物又は建築物の部分という。

5 この法律において「災害予防移転建築物」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合として政令で定める場合における当該移転する必要がある建築物をいう。

6 この法律において「災害予防関連工事」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物の敷地について擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事を行う必要がある場合として政令で定める場合における当該工事をいう。

7 この法律において「合理的土地利用建築物」とは、市街地の土地の合理的な利用に寄与するものとして政令で定める建築物で相当の住宅部分を有するもの又はその部分をいう。

8 この法律において「マンション」とは、二以上の区分所有者(建築物の区分所有者等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。)が存する建築物で住宅部分を有するものをいう。

(名称) 第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人住宅金融支援機構とする。 (機構の目的) 第四条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住宅生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (事務所) 第五条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。 (資本金) 第六条 機構の資本金は、附則第三条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十五条第一項の金利変動準備基金に充てられるべきものであるときは、その金額を示すものとする。 3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。 (名称の使用制限) 第七条 機構でない者は、住宅金融支援機構という名称を用いてはならない。 第二章 役員及び職員	(役員) 第八条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。 2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。 (副理事長及び理事の職務及び権限等) 第九条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれていないときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。 3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれていないときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。 4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。 (役員の任期) 第十条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。 (役員及び職員の秘密保持義務) 第十一条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (役員及び職員の地位) 第十二条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 第三章 業務 (業務の範囲) 第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 住宅の建設又は購入に必要な資金（当該住宅の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）の貸付けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権の譲受けを行うこと。 二 前号に規定する貸付債権で、その貸付債権について次に掲げる行為を予定した貸付けに係るもの（以下「特定貸付債権」という。）のうち、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るもの（その信託の受益権を含む。）を担保とする債券その他これに準ずるものとして主務省令で定める有価証券に係る債務の保証（以下「特定債務保証」という。）を行うこと。 イ 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下「信託会社等」という。）に信託し、当該信託の受益権を譲渡すること。 ロ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五十五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に譲渡すること。 ハ その他イ又はロに類するものとして主務省令で定める行為 三 住宅融資保険法による保険を行うこと。 四 住宅の建設、購入、改良若しくは移転（以下この号において「建設等」という。）をしようとする者又は住宅の建設等に関する事業を行う者に対し、必要な資金の調達又は良質な住宅の設計若しくは建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 五 災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金（当該災害復興建築物の建設若しくは購入又は当該被災建築物の補修に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。 六 災害予防代替建築物の建設若しくは購入若しくは災害予防移転建築物の移転に必要な資金（当該災害予防代替建築物の建設若しくは購入又は当該災害予防移転建築物の建設若しくは購入又は当該災害予防移転建築物の移転に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。 七 合理的土地利用建築物の建設若しくは合理的土地利用建築物で人の居住の用その他その本来の用途に供したことのないものの購入に必要な資金（当該合理的土地利用建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）又はマンションの共用部分の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。 八 子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。次号において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅若しくは賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物の建設に必要な資金（当該賃貸住宅又は当該建築物の建設に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）又は当該賃貸住宅の改良（当該賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことの建築物の改良を含む。）に必要な資金の貸付けを行うこと。 九 高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良（高齢者が自ら居住する住宅について行うものに限る。）に必要な資金又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用に供したことの住宅の購入に必要な資金（当該住宅の購入に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。 十 機構が第一号の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは第五号	めるもの（必要な資金を含む。）の貸付けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権の譲受けを行うこと。 二 前号に規定する貸付債権で、その貸付債権について次に掲げる行為を予定した貸付けに係るもの（以下「特定貸付債権」という。）のうち、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るもの（その信託の受益権を含む。）を担保とする債券その他これに準ずるものとして主務省令で定める有価証券に係る債務の保証（以下「特定債務保証」という。）を行うこと。 イ 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下「信託会社等」という。）に信託し、当該信託の受益権を譲渡すること。 ロ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五十五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に譲渡すること。 ハ その他イ又はロに類するものとして主務省令で定める行為 三 住宅融資保険法による保険を行うこと。 四 住宅の建設、購入、改良若しくは移転（以下この号において「建設等」という。）をしようとする者又は住宅の建設等に関する事業を行う者に対し、必要な資金の調達又は良質な住宅の設計若しくは建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 五 災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金（当該災害復興建築物の建設若しくは購入又は当該被災建築物の補修に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。 六 災害予防代替建築物の建設若しくは購入若しくは災害予防移転建築物の移転に必要な資金（当該災害予防代替建築物の建設若しくは購入又は当該災害予防移転建築物の移転に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。 七 合理的土地利用建築物の建設若しくは合理的土地利用建築物で人の居住の用その他その本来の用途に供したことのないものの購入に必要な資金（当該合理的土地利用建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）又はマンションの共用部分の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。 八 子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。次号において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅若しくは賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物の建設に必要な資金（当該賃貸住宅又は当該建築物の建設に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）又は当該賃貸住宅の改良（当該賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことの建築物の改良を含む。）に必要な資金の貸付けを行うこと。 九 高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良（高齢者が自ら居住する住宅について行うものに限る。）に必要な資金又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用に供したことの住宅の購入に必要な資金（当該住宅の購入に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。 十 機構が第一号の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは第五号	めるもの（必要な資金を含む。）の貸付けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権の譲受けを行うこと。 二 前号に規定する貸付債権で、その貸付債権について次に掲げる行為を予定した貸付けに係るもの（以下「特定貸付債権」という。）のうち、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るもの（その信託の受益権を含む。）を担保とする債券その他これに準ずるものとして主務省令で定める有価証券に係る債務の保証（以下「特定債務保証」という。）を行うこと。 イ 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下「信託会社等」という。）に信託し、当該信託の受益権を譲渡すること。 ロ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五十五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に譲渡すること。 ハ その他イ又はロに類するものとして主務省令で定める行為 三 住宅融資保険法による保険を行うこと。 四 住宅の建設、購入、改良若しくは移転（以下この号において「建設等」という。）をしようとする者又は住宅の建設等に関する事業を行う者に対し、必要な資金の調達又は良質な住宅の設計若しくは建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 五 災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金（当該災害復興建築物の建設若しくは購入又は当該被災建築物の補修に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。 六 災害予防代替建築物の建設若しくは購入若しくは災害予防移転建築物の移転に必要な資金（当該災害予防代替建築物の建設若しくは購入又は当該災害予防移転建築物の移転に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。 七 合理的土地利用建築物の建設若しくは合理的土地利用建築物で人の居住の用その他その本来の用途に供したことのないものの購入に必要な資金（当該合理的土地利用建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）又はマンションの共用部分の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。 八 子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。次号において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅若しくは賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物の建設に必要な資金（当該賃貸住宅又は当該建築物の建設に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）又は当該賃貸住宅の改良（当該賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことの建築物の改良を含む。）に必要な資金の貸付けを行うこと。 九 高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良（高齢者が自ら居住する住宅について行うものに限る。）に必要な資金又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用に供したことの住宅の購入に必要な資金（当該住宅の購入に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。 十 機構が第一号の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは第五号
---	---	--	--

- 2 機構は、前項の勘定において、同項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。
- 3 主務大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 4 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

5 前条第一号に掲げる業務に係る勘定における
通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用
については、同項ただし書中「第三項の規定に
より同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政
令で定めるところにより計算した額を国庫に納

6 第一項から第四項までの規定は、前項の勘定付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは、「第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は通則法第四十四条第二項」と読み替えるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、

政令で定める。

(長期借入金及び住宅金融支援機構債券等)

第十九条 機構は、第十三条第一項(第四号及び第十一号を除く。)並びに第二項第一号及び第二号の業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は住宅金融支援機構債券(以下「機構債券」という。)

を発行することができる。

三九

2 前項に定めるもののほか、機構は、機構債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、機構債券を発行することができる。

3 機構は、第十三条第二項第二号の業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結した同条第一項第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等及び同項第二号の二に規定する損害保険会社が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を発行することができる。

4 主務大臣は、第一項又は前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項若しくは第二項の規定による機構債券（当該機構債券に係る債権が第二十一条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）又は第三項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 機構は、第十三条第二項第二号の業務に係る長期借入金金の借入れに関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に、機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

8 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一條の規定は、前項の規定による機構債券又は財形住宅債券の

発行に関する事務の委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

9 前各項に定めるもののほか、機構債券又は財形住宅債券に関し必要な事項は、政令で定める。（債務保証）

第二十條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、る債務を除く。）について保証をすることができ、る。（機構債券の担保のための貸付債権の信託）

第二十一條 機構は、主務大臣の認可を受けて、機構債券に係る債務（前条の規定により政府が保証するものを除く。）の担保に供するため、その貸付債権（第十三条第一項第一号の業務（以下「債権譲受業務」という。）により譲り受けた貸付債権又は附則第三条第一項の規定により承継した貸付債権を含む。次条及び第二十三條第一項において同じ。）の一部を信託会社等に信託することができる。

（貸付債権の信託の受益権の譲渡等）
第二十二條 機構は、主務大臣の認可を受けて、債権譲受業務又は第十三条第一項第五号から第九号まで若しくは第二項第一号の業務に必要な費用に充てるため、その貸付債権について、次に掲げる行為をすることができ、る。
一 信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡すること。
二 特定目的会社に譲渡すること。
三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

（信託の受託者からの業務の受託等）
第二十三條 機構は、前二条の規定によりその貸付債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権の譲受人から当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務及びこれに附帯する業務の全部を受託しなければならない。

2 機構は、第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができ、る。同条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

3 機構は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第一項の規定により受託した業務（債権譲受業務により譲り受けた貸付債権に係るものに限る。）を委託することができ、る。（償還計画）
第二十四條 機構は、毎事業年度、長期借入金並びに機構債券及び財形住宅債券の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。（金利変動準備基金）
第二十五條 機構は、債権譲受業務及びこれに附帯する業務に必要な経費で主務省令で定めるものの財源をその運用によつて得るために金利変動準備基金を設け、附則第三条第七項の規定により金利変動準備基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第六條第二項後段の規定により政府が金利変動準備基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七條の規定は、金利変動準備基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替へるものとする。
第五章 雑則
（報告及び検査）

第二十六條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十六条第一項若しくは第二十三條第二項の規定による委託を受けた者又は第十六条第五項若しくは第二十三條第三項の規定による委託を受けた沖縄振興開発金融公庫（以下「受託者等」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者等の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（権限の委任）

第二十七條 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。
一 機構に対する通則法第六十四條第一項の規定による立入検査の権限
二 受託者等に対する前条第一項の規定による立入検査の権限

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四條第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。
3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
（厚生労働大臣との協議）
第二十八條 主務大臣は、第十三条第二項第二号

の業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び財務大臣、国土交通省及び財務省並びに国土交通省令・財務省令とする。

2 第二十六条第一項及び機構に係る通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、国土交通大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

(貸金業の規制等に関する法律の適用除外)

第三十条 機構が貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者から主務省令で定めるところにより第十三条第一項第一号に規定する貸付債権の譲受けを行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第三十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第六章 罰則

第三十二条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 第十六条第三項(第二十三条第二項後段において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十六条第三項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者等(地方公共団体及び沖縄振興開発金融公庫を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

た場合には、その違反行為をした受託者等(地方公共団体を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第十三条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
三 第二十五条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して金利変動準備基金を運用したとき。

第三十六条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第一項並びに附則第三条、第六条、第二十一条及び第二十二條の規定は、公布の日から施行する。

(機構の設立)

第二条 機構は、通則法第七十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の日に成立する。

2 機構は、通則法第六十六条の規定にかかわらず、その設立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。
(公庫の解散並びに権利及び義務の承継等)
第三条 住宅金融公庫(以下「公庫」という。)は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時にいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に公庫が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲そ

の他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 公庫の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。

5 附則第十条の規定による廃止前の住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号。以下「旧公庫法」という。)第二十三条第二項に規定する受託者たる金融機関(附則第十三条の規定による改正前の産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第十条第一項の規定による委託を受けた金融機関を含む。)又は旧公庫法の規定による貸付けを受けた者に対する会計検査院の検査については、なお従前の例に

よる。

6 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府から公庫に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものは、それぞれ、政府から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

公庫の業務		機構の業務	
旧公庫法第二十六条の二第二項第二号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務	旧公庫法第二十六条の二第二項第二号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務
旧公庫法第二十六条の二第二項第三号に掲げる業務	第十七条第二号に掲げる業務	旧公庫法第二十六条の二第二項第三号に掲げる業務	第十七条第二号に掲げる業務
旧公庫法第二十六条の二第二項第一号に掲げる業務	第十七条第三号に掲げる業務	旧公庫法第二十六条の二第二項第一号に掲げる業務	第十七条第三号に掲げる業務
旧公庫法第二十六条の二第二項各号に掲げる業務以外の業務	第十七条第四号に掲げる業務	旧公庫法第二十六条の二第二項各号に掲げる業務以外の業務	第十七条第四号に掲げる業務
旧公庫法第二十六条の二第二項第四号に掲げる業務	附則第七条第五項に規定する既往債権管理業務	旧公庫法第二十六条の二第二項第四号に掲げる業務	附則第七条第五項に規定する既往債権管理業務

7 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧公庫法第五條第三項の規定により旧公庫法第二十六条の二第二項第二号に掲げる債権譲受けの業務に關して設けられた基金に充てるべきものとして政府から出資された金額並びに旧公庫法第二十六条の二第二項及び第三項の規定により当該基金に組み入れられた金額の合計額のうち、第二

十五條第一項の金利変動準備基金に充てるべきものとして主務大臣が定める金額は、金利変動準備基金に充てるべきものとして政府から機構に対し出資されたものとする。

8 第六項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

は、政令で定める。

10 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公庫法第二十七条の三第一項又は第二項の住宅金融公庫債券に係る債務について政府がした旧公庫法第二十七条の四第一項又は第二項の規定による保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

第五条 公庫がこの法律の施行前に締結した貸付契約に係る貸付金その他の貸付けに係る事項については、なお従前の例による。

(財団法人公庫住宅融資保証協会からの引継ぎ)

第六条 昭和四十七年十一月二十九日に設立された財団法人公庫住宅融資保証協会(以下「保証協会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構においてその権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができ。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、主務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、機構の成立の時において機構に承継されるものとし、保証協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により保証協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(業務の特例等)

第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 附則第三条第一項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

二 前条第三項の規定により、保証協会が債務保証契約を履行したことによつて取得した求償権を機構が承継した場合において、当該求償権に基づく債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

三 当分の間、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号)附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十二条第二項第二号若しくはハ又は同法附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)第十七条第一項第三号ロ若しくはハの規定により貸し付けられた資金に係る債権について、独立行政法人福祉医療機構から譲受けを行うこと。

四 当分の間、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定により貸し付けられた資金(沖縄振興開発金融公庫が平成十七年三月三十一日までに受理した申込みに係るものに限る。)に係る債務の保証又は福祉医療機構債権(前号に規定する債権であつて、同号の規定により譲り受けたものを除いたものをいう。次号において同じ。)に係る債務の保証を行うこと。

五 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)附則第五条の二第二項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定による委託に基づき、福祉医療機構債権の回収が終了するまでの間、福祉医療機構債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。

六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第六項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、同法附則第四条第一項第四号に規定する債権(政令で定めるものに限る。)の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。

2 機構は、当分の間、第十三条及び前項に規定する業務のほか、旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び附則第十八条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律(これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。)の規定の例により、次の貸付けの業務を行うことができる。

一 公庫がこの法律の施行前に受理した申込みに係る資金の貸付け

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる貸付け

イ 旧公庫法第十七条第一項第四号に掲げる者が建設する住宅で当該住宅の建設について平成十七年三月三十一日までに公庫の承認を受けたものを購入する者に対する貸付け

ロ 旧公庫法第十七条第四項に規定する事業に係る計画について平成十七年三月三十一日までに公庫の承認を受けた者に対する貸付け

ハ 旧公庫法第十七条第十二項に規定する合理的土地利用耐火建築物等で当該合理的土地利用耐火建築物等の建設について平成十七年三月三十一日までに公庫の承認を受けたものを購入する者に対する貸付け

ニ 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号。以下この号において「整備法」という。)第二条の規定による改正前の住宅金融公庫法第二十七条の三第四項、整備法第二条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十七条の三第四項若しくは整備法附則第四条第一項の規定により公庫が発行した住宅金融公庫住宅宅地債券(以下単に「住宅金融公庫住宅宅地債券」という。)を引き受けた者(その相続人を含む。以下「旧住宅宅地

債券引受者」という。)又は次条の規定により当分の間発行することとされた住宅金融支援機構住宅宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む。)であつてその一定割合以上を所有しているものに対する貸付け

ホ 整備法附則第六条の規定による改正前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十条(整備法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定により日本郵政公社があつせんするものに対する貸付け

3 機構は、前項の規定により貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権に係る貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等を当該貸付けに係る債務の弁済に充当する業務を行うことができる。

4 機構は、前三項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

5 機構は、第一項第一号及び第二項(第一号に係る部分に限る。)に規定する業務(附則第十六条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条第一項本文の規定による貸付けに係るものを除き、公庫が平成十七年三月三十一日までに申込みを受理した資金の貸付けに係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務(以下これらの業務を「既往債権管理業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「既往債権管理勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

6 機構が第一項から第四項までに規定する業務を行う場合には、第十五条第一項、第十八条第一項及び第三十五条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第七条第一項から第四項まで」と、第十六条第一項中「除く。」とあるのは「除く。」及び附則第七条第一項から第四項まで」と、第十七条第三号中「業務及び

とあるのは「業務（附則第七条第一項第一号及び第二項（第一号に係る部分に限る。）に規定する業務で附則第十六条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条第一項本文の規定による貸付けに係るものを含む。）及び」と、同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第七条第五項に規定する既往債権管理業務」と、第十九条第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第七条第一項（第五号及び第六号を除く。）から第三項まで」と、第二十一条中「（という。）により」とあるのは「（という。）若しくは附則第七条第一項第三号の業務により」と、第二十一条中「第二項第一号」とあるのは「第二項第一号若しくは附則第七条第一項第一号若しくは第三号若しくは第二項」とする。

7 機構は、既往債権管理勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたとき（附則第九条第二項の規定による交付金の交付を受けた場合にあつては、同条第三項の規定による整理を行った後なお利益があるとき）は、通則法第四十四条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額のうち主務大臣の承認を受けた金額を積立金として整理するものとする。

8 機構は、前項に規定する残余の額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

9 機構は、既往債権管理勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第七項又は通則法第四十四条第二項の規定による整理を行った後、第七項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

10 主務大臣は、第七項又は前項の規定による承認

認をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

11 機構は、第九項に規定する第七項の規定による積立金の額に相当する金額から第九項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

12 第七項から前項までの規定に定めるもののほか、既往債権管理勘定に係る納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

13 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十四年三月三十一日までの間において主務大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

14 機構は、既往債権管理業務を終えたときは、遅滞なく、既往債権管理勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に既往債権管理勘定に所属する権利及び義務を第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定に帰属させるものとする。

15 機構は、前項の規定により、既往債権管理勘定を廃止する場合において、その際既往債権管理勘定に属する資産の価額が既往債権管理勘定に属する負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

16 第十四項の規定による既往債権管理勘定の廃止の時にあっては、政府から機構に対し既往債権管理業務に充てるべきものとして出資された額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

（住宅金融支援機構住宅宅地債券の発行）
第八条 機構は、当分の間、主務大臣の認可を受けて、旧住宅宅地債券引受者のうち附則第十条

の規定の施行の際現に住宅金融公庫住宅宅地債券を所有している者が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構住宅宅地債券を発行することができる。この場合における第十九条第五項から第九項まで及び第二十四条の規定の適用については、第十九条第五項中「又は第三項の規定による財形住宅債券」とあるのは、「第三項の規定による財形住宅債券又は住宅金融支援機構住宅宅地債券」と、同条第七項から第九項までの規定中「又は財形住宅債券」とあるのは「財形住宅債券又は住宅金融支援機構住宅宅地債券」と、第二十四条第一項中「及び財形住宅債券」とあるのは「財形住宅債券及び住宅金融支援機構住宅宅地債券」とする。

（特別損失）

第九条 機構は、附則第三条第一項の規定により公庫の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧公庫法附則第十五項の規定により同項の特別損失として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を特別損失として整理するものとする。

2 政府は、前項の特別損失を埋めるため、機構に対して、平成十九年度から平成二十三年度までの間において、予算の範囲内で、交付金の交付を行うものとする。

3 機構は、前項の規定による交付金の交付を受けたことにより生ずる利益をもつて第一項の特別損失を減額して整理するものとする。

（住宅金融公庫法の廃止）

第十条 住宅金融公庫法は、廃止する。

（住宅金融公庫法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 次に掲げる債券は、第十九条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券又は同条第三項の規定による財形住宅債券とみなす。

一 旧公庫法第二十七条の三第一項又は第二項の規定により公庫が発行した住宅金融公庫債券（当該債券に係る債権が旧公庫法第二十七条の五の規定に基づき信託された貸付債権に

より担保されているものを除く。）

二 旧公庫法第二十七条の三第三項の規定により公庫が発行した住宅金融公庫財形住宅債券

三 住宅金融公庫住宅宅地債券

（処分、手続等に関する経過措置）

第十二条 旧公庫法（第十一条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（産業労働者住宅資金金融通法の一部改正）
第十三条 産業労働者住宅資金金融通法の一部を次のように改正する。

第三条中「住宅金融公庫又は」を削り、「総称する」というに改める。

第九条第二項から第四項までを次のように改める。

2 前項の規定により公庫が利率を定める場合には、住宅の建設が促進されるように配慮し、かつ、銀行その他一般の金融機関の貸付利率及び沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六条第一項の規定による借入金の利率を勘案しなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

3 貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。

4 公庫から貸付けを受けた者（包括承継人を含む。以下「貸付けを受けた者」という。）は、貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部又は一部の償還をすることができ

る。

第九条に次の三項を加える。

5 公庫は、第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、貸付けを受けた者に対し、貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金についていつでも償還を請求することができる。ただし、償還を請求することができる額は、第五号に該当する場合においては、当該住宅に係る貸付金の

額を超えることができない。 一 貸付けを受けた者が六月以上割賦金の償還をしなかつたとき、又は正当な理由がなく割賦金の償還を怠つたと認められるとき。 二 貸付けを受けた者が当該貸付金を担保するため設定された抵当権の目的である住宅、土地その他の不動産に係る租税その他の公課を滞納したとき。 三 貸付けを受けた者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。 四 貸付けを受けた者で第七条第一項第一号の規定に該当するもの（譲渡するため住宅を必要とする事業者を除く。）、同項第二号の規定に該当するもの（事業者が住宅を建設して譲渡させる目的で出資又は融資する会社その他の法人を除く。）、又は同項第三号の規定に該当するものが、貸付金に係る住宅、土地又は借地権を他人に譲渡したとき。 五 貸付金に係る住宅が貸付けの際定められた用途以外の用途に供されたとき。 六 貸付けを受けた者で第七条第一項第三号の規定に該当するものが第十三条の第二項又は第二項の規定に違反したとき。 七 貸付けを受けた者で第七条第一項第四号の規定に該当するものが第十三条の第三項又は第二項の規定に違反したとき。 八 前各号に掲げるもののほか、貸付けを受けた者が正当な理由がなく契約の条項に違反したとき。 六 前項の規定により貸付金の償還を請求した場合において、償還を行うべき者が償還を怠つた場合においては、公庫は、当該貸付金を担保するため設定された抵当権を実行するものとする。 七 貸付けを受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難となつた場合においては、公庫は、主務大臣の認可	を受けて、貸付けの条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をすることができる。ただし、主務省令で定める災害により主務省令で定める範囲内の変更をするときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。 第十條第二項を次のように改める。 二 公庫は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）に対し、委託業務に関する準則を示さなければならない。 第十條に次の五項を加える。 三 公庫は、第一項の規定により業務を委託した場合においては、受託者に対し、手数料を支払わなければならない。 四 前項の手数料は、公庫が、元利金の回収に関する業務以外の委託業務については、その業務に必要な経費を基準として、元利金の回収に関する業務については、その業務に必要な経費に元利金の回収割合（元利金を回収した額の回収すべき額に対する割合をいう。）に応じて公庫が定める率により算出した金額を加えた額を基準として定める。 五 公庫は、必要があると認める場合において、受託者に対し、当該委託業務の処理について報告を求め、又は公庫の役員若しくは職員に、当該委託業務について必要な調査をさせることができる。 六 第一項に規定する地方公共団体又は銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が同項の規定により委託した業務を受託することができる。 七 受託者である金融機関の役員又は職員であつて第一項の規定による委託業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。 第十一條中「住宅金融公庫法第二十四條第一項又は」及び「昭和四十七年法律第三十一号」	を削り、「基く」を「基づく」に改める。 第十二條中「住宅金融公庫法第二十五條又は」を削る。 第十三條の二第一項中「公庫から」及び「（包括承継人を含む。以下「貸付けを受けた者」という。）」を削る。 第十四條を次のように改める。 （主務大臣及び主務省令） 第十四條 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。 第十六條中「同條第二項において準用する住宅金融公庫法第二十三條第五項」を「同條第五項」に改める。 第十七條第一号中「この法律において準用する住宅金融公庫法の規定を含む。」を削る。 第十四條 住宅融資保険法の一部を次のように改正する。 第三條第一項中「住宅金融公庫（以下「公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」に、「貸付」を「貸付け」に、「公庫」を「機構」に、「基いて」を「基づいて」に、「その貸付」を「その貸付け」に、「公庫」とを「機構」とに改め、同條第二項を削る。 第四條中「前條第一項」を「前條」に改める。 第五條第一項中「公庫」を「機構」に改め、同條第二項を次のように改める。 二 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第 号）第十三條第一項第二号に規定する特定貸付債権に係る貸付けについて成立する保険関係については、前項中「貸付金の額」とあるのは、「貸付金（利息その他の附帯の債権で政令で定めるものを含む。以下同じ。）の額」とする。 第六條及び第七條を削る。 第八條中「公庫」を「機構」に改め、「以下同じ。」を削り、同條を第六條とする。 第九條第一項を削り、同條第二項中「一年六	月」を「一年を超えない範囲内で政令で定める期間」に、「前項」を「保険金の支払」に改め、同項を同條とし、同條を第七條とする。 第十條及び第十一條を削る。 第十二條中「公庫」を「機構」に、「第三條第一項」を「第三條」に、「基く」を「基づく」に、「同條同項」を「同條」に改め、同條を第八條とする。 第十三條から第十五條までを削る。 （住宅融資保険法の一部改正に伴う経過措置） 第十五條 附則第三條第一項の規定により機構が承継する前條の規定による改正前の住宅融資保険法（以下この条において「旧保険法」という。）第三條第一項の規定により公庫が旧保険法第二條第三号に規定する金融機関とその貸付けにつき締結した契約に基づき成立した保険関係については、なお従前の例による。 （勤労者財産形成促進法の一部改正） 第十六條 勤労者財産形成促進法の一部を次のように改正する。 第九條第一項第三号中「次條第一項及び」を「次條第一項及び第二項並びに」に改める。 第十條の見出し中「住宅金融公庫等」を「独立行政法人住宅金融支援機構等」に改め、同條第三項を削り、同條第二項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に、「前項本文」を「第一項又は前項本文」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項中「住宅金融公庫又は」及び「住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第十七條第一項、第二項第一号若しくは第五項の規定による貸付けの業務又は」を削り、同項を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第 号）第十三條第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、前條第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機
--	---	--	---

構の行う同号の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同号の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、住宅資金の貸付けの業務を行う。

第十條第四項中「第一項」を「第二項」に改める。

第十一條中「住宅金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫の行う第十條第一項本文」を「独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十條第一項の貸付け、沖繩振興開発金融公庫の行う同条第二項本文」に、「住宅金融公庫法第二十七條の二第一項、第七項又は第八項の規定に基づく借入金」の額、同法第二十七條の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額」を「独立行政法人住宅金融支援機構法第十九條第一項の規定に基づく長期借入金」の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七條の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第四十五條第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金」の額に改める。

第十二條第一項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同条第三項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同条第三項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

第十五條第四項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

附則第二條第二項中「第十條第一項本文」を「第十條第二項本文」に改める。

（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第十七條 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十七條を次のように改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資）
第七十七條 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第 号）第十三條第一項に規定する業務のほか、阪神・淡路大震災により、人の居住の用に供する家屋（主として人の居住の用に供する家屋を含む。）の用に供する土地に擁壁の損壊その他の被害が生じた場合において、当該土地の補修に必要な資金を貸し付けることができる。

第七十八條を次のように改める。

第七十八條 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四條を次のように改める。

第四十五條の見出しを「（独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮）」に改め、同条中「公庫及び」を「独立行政法人住宅金融支援機構及び」に改める。

第七十六條を次のように改める。

第七十六條 削除

（罰則に関する経過措置）
第十九條 この法律の施行前にした行為並びに附則第七條第二項の規定により旧公庫法、附則第十七條の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び前条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。）の規定の例によることとされる場合並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（名称の使用制限に関する経過措置）
第二十條 この法律の規定の施行の際現に住宅金融支援機構という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）
第二十一條 この附則に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（住宅の建設等に必要な長期資金の調達に係る施策の推進）
第二十二條 政府は、機構の設立及び公庫の解散に際し、国民によるその負担能力に応じた住宅の建設等に必要な長期資金の調達に支障が生じないよう必要な施策の推進に努めるものとする。

（恩給法の一部改正）
第二十三條 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第十号中「及住宅金融公庫」を削る。

（国立国会図書館法等の一部改正）
第二十四條 次に掲げる法律の表住宅金融公庫の項を削る。

一 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）別表第一

二 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）別表

三 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一第一号の表

四 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一第一号の表

五 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二

六 消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第三第一号の表

七 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）別表

八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）別表

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十五條 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、公庫が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二條第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 公庫の役員又は職員であつた者

二 公庫から旧独立行政法人等個人情報保護法第二條第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た公庫が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二條第三項に規定する保有個人情報（自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。）の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

（郵便振替法の一部改正）
第二十六條 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十三條の二の見出し中「償還金」を「償還金等」に改め、同条中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に、「公庫」と総称するを「公庫等」というに、「公庫の」を「公庫等の」に、「公庫から」を「公庫等から」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の一部改正)

第二十七条 次に掲げる法律の規定中、「住宅金融公庫」を削る。

一 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号) 第一条第一項

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第百三十六條の二第二項第二号

三 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号) 第九条第一項

四 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号) 第二十四條第二項

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九條第一項、第十条第一項又は第十一條第一項に規定する公庫等予算執行職員、公庫等の現金出納職員又は公庫等の物品管理職員である公庫の職員が前条の規定の施行前にした行為については、同条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律の規定は、なおその効力を有する。

(資産再評価法の一部改正)

第二十九条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第五條第五号中「及び住宅金融公庫」を削る。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第三十條 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「住宅金融公庫」を削る。

第五條第二項第一号中「住宅金融公庫」にあつては政府からの借入金(の限度額及び市中銀行その他民間からの長期借入金(の限度額)を削り、同項第二号中「住宅金融公庫債券、住宅金融公庫財形住宅債券、住宅金融公庫住宅地債権」を削り、「国民生活債券、住宅金融公庫債券」を「国民生活債券」に改め、同条第三項中「住宅

金融公庫及び「住宅金融公庫」、「貸付手数料及び支払方法変更手数料(住宅金融公庫の場合に限る。))」、「住宅金融公庫にあつては住宅金融公庫債券及び住宅金融公庫財形住宅債券」及び「住宅金融公庫住宅地債権又は」を削る。

(北海道防犯住宅建設等促進法の一部改正)

第三十一條 北海道防犯住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條から第九條までを削り、第十條を第八條とし、第十一條を削る。

附則第二項から第六項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

(労働金庫法の一部改正)

第三十二條 次に掲げる法律の規定中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

一 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号) 第五十八條第二項第十三号及び第五十八條の二第二項第十一号

二 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号) 第三條第三号

三 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号) 第四條第六十七号

(地すべり等防止法の一部改正)

第三十三條 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十七條を次のように改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮)

第四十七條 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖繩振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、第二十四條の規定により作成され、又は変更された関連事業計画に基づき住宅部分を有する家屋の移転又は除却が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等

に関する法律の一部改正)

第三十四條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除

(山村振興法の一部改正)

第三十五條 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第三十六條 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條の見出し中「住宅金融公庫等」を「沖繩振興開発金融公庫」に改め、同条中「住宅金融公庫及び」を削り、「行なわれる」を「行われる」に改める。

(日本勤労者住宅協会法の一部改正)

第三十七條 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の見出し中「住宅金融公庫等」を「沖繩振興開発金融公庫」に改め、同条中「住宅金融公庫及び」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第三十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十の項及び二十五の項中「住宅金融公庫法第十七條第一項第四号、第二項若しくは第四項(業務の範囲)若しくは」及び「住宅金融公庫又は」を削る。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)

第三十九條 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

(独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮)

第二十四條 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖繩振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、第九條第三項又は第十條第一項若しくは第二項の規定による勧告又は命令に基づく急傾斜地崩壊防止工事の施行が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第四十條 沖繩振興開発金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十九條第二項第三号を次のように改める。

三 幼稚園等 幼稚園その他保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。

第十九條第二項第三号の二を同項第三号の四とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 関連利便施設 学校、幼稚園、店舗その他の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものをいう。

三の三 関連公共施設 道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設で政令で定めるものをいう。

第二十一條第一項中「住宅金融公庫の行う住宅金融公庫法第十七條第九項に規定する業務、同条第十項に規定する保険の業務若しくは同条第十三項第四号(譲り受けた貸付債権又は住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号) 第五條第一項に規定する特定保険関係が成立した貸付けについて商法(明治三十二年法律第四十八号) 第六百六十二條第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限る。に規定する業務」を「独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第 号) 第十三條第一項第一号から第三号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第二十六條第四項中「第十條第一項本文」を「第十條第二項本文」に改める。

第二十七條第八項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加える。

第三十五條を次のように改める。

(賃借人の選定及び家賃)

第三十五條 第十九條第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はヘの規定に該当するもの(同号ヘの規定に該当するものにあつては、政令で定めるものに限る。次項において同じ。)は、当該貸付金に係る住宅を同号ハ(1)又は(2)に掲げる者に對し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に關し主務省令で定める基準に従い、賃貸しなければならない。

2 第十九條第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はヘの規定に該当するものは、当該住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相當する額、公課その他必要な費用を參酌して主務大臣が定める額を超えて、当該貸付金に係る住宅の家賃の額を契約し、又は受領することができる。

3 前項の住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として主務省令で定める基準に該当する場合に於ては、当該変動後において当該住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

第三十五條の二を第三十五條の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(建築基準法及び宅地建物取引業法の適用)
第三十五條の五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八條(同法第八十七條第一項、第八十七條の二、第八十八條第一項から第三項まで又は第九十條第三項において準用する場合を含む。)及び宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第七十八

條第一項の規定の適用については、公庫は、国とみなす。

第三十五條の次に次の二條を加える。

(譲受人の選定及び譲渡価額)

第三十五條の二 第十九條第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号二の規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅、土地又は借地権を自ら居住するため住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に對し、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ホの規定に該当するもの(政令で定める事業に關し同号の規定による貸付けを受けた者を除く。)は、当該貸付金に係る土地又は借地権(関連利便施設の用に供されている土地又は借地権及び政令で定める土地を除く。以下この項において同じ。)を住宅又は政令で定める施設の建設のため土地又は借地権を必要とする者に對し、譲受人の資格及び譲受人の選定方法並びに譲渡価額(当該貸付けを受けた者が政令で定める者以外の者である場合に限る。)その他譲渡の条件に關し主務省令で定める基準に従い、譲渡しなければならない。

2 第十九條第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号二又はホの規定に該当するもののうち政令で定めるものは、当該住宅の建設に必要な費用(住宅の建設に付随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。)又は土地若しくは借地権の取得及び土地の造成若しくは土地の造成に必要な費用、利息その他必要な費用を參酌して主務大臣が定める額を超えて、当該貸付金に係る住宅、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領することができる。

3 第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に關し、一定の住宅地債権を引き受けた者(その相続人を含む。)で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその住宅地債権の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

(幼稚園等の賃貸等)

第三十五條の三 第十九條第一項第三号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ、二又はホの規定に該当するもの(政令で定める事業に關し同号の規定による貸付けを受けた者を除く。)は、当該貸付金に係る幼稚園等その他政令で定める施設又は土地若しくは借地権を当該施設を必要とする者に對し、賃借人又は譲受人の資格、賃借人又は譲受人の選定方法その他賃貸又は譲渡の条件に關し主務省令で定める基準に従い、賃貸し、又は譲渡しなければならない。

2 第三十五條第二項及び第三項の規定は前項の規定による賃貸について、前条第二項の規定は前項の規定による譲渡について準用する。この場合において、第三十五條第二項及び第三項中「住宅の建設」とあるのは「幼稚園等の建設又は政令で定める施設の建設若しくは整備」と、同条第二項中「住宅の家賃」とあるのは「幼稚園等又は政令で定める施設の賃貸料」と、前条第二項中「住宅の建設」とあるのは「幼稚園等の建設」と、「土地若しくは借地権の取得及び土地の造成若しくは土地の造成に必要な費用」とあるのは「政令で定める施設の建設若しくは整備に必要な費用(政令で定める費用を含む。)」と、「住宅、土地又は借地権」とあるのは「幼稚園等若しくは政令で定める施設又は土地若しくは借地権」と読み替へるものとする。

第三十七條第一項第一号中「において準用する住宅金融公庫法第三十五條第一項」を削り、

「第十九條第二項第三号」の下に「から第三号の三まで」を加へ、同項第二号中「第三十五條第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五條第二項(同法第三十五條の三第二項)を「第三十五條第二項(第三十五條の三第二項)に、「こえて」を「超えて」に改め、同項第三号中「第三十五條第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五條の二第二項又は第三十五條の三第一項」を「第三十五條の二第二項又は第三十五條の三第一項」に改め、同項第四号中「第三十五條第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五條の二第二項(同法第三十五條の三第二項)を「第三十五條の二第二項(第三十五條の三第二項)に、「こえて」を「超えて」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に關する特別措置法の一部改正)

第四十一條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に關する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百一條の十二の見出しを「(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)」に改め、同条中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

(大都市地域における優良宅地開発の促進に關する緊急措置法の一部改正)

第四十二條 大都市地域における優良宅地開発の促進に關する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に關する法律の一部改正)

第四十三條 特定優良賃貸住宅の供給の促進に關する法律(平成五年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六條の見出しを「(独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮)」に改め、同条中「住宅金融公庫」を「独立行政法

人住宅金融支援機構」に改める。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第四十四条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

(優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正)

第四十五条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「住宅金融公庫等」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条中「住宅金融公庫及び」を削る。

(債権管理回収法に関する特別措置法の一部改正)

第四十六条 債権管理回収法に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号二中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」の下に「及び独立行政法人住宅金融支援機構」を加える。

(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)

第四十七条 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「住宅金融公庫等」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条中「住宅金融公庫又は」を削る。

(信託業法の一部改正)

第四十八条 信託業法(平成十六年法律第五百十四号)の一部を次のように改正する。

平成十七年五月十三日印刷

第五百条第三項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に、「住宅金融公庫等」を「機構等」に、「住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十七条の六第一項」を「独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第 号)第二十二條第一号」に改め、同条第四項中「住宅金融公庫等」を「機構等」に改める。

(公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律による改正前の郵便貯金法の一部改正)

第四十九条 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六条の規定による改正前の郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第六十条中「住宅金融公庫又は」を「独立行政法人住宅金融支援機構又は」に、「住宅金融公庫法」を「独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第 号)附則第十条の規定による廃止前の住宅金融公庫法」に改める。

理 由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫を解散し、独立行政法人住宅金融支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局